

案

第 4 次長久手市環境基本計画 (改訂版)

2021 (令和 3) 年度～2030 (令和 12) 年度

8

令和~~3~~年 3 月

長久手市

《 目 次 》

第1章 第4次計画の策定にあたって	1
1. 環境基本計画とは	1
2. 第4次計画策定の背景と社会経済動向	2
3. SDGs と環境基本計画	4
4. 環境基本計画の位置づけと上位・関連計画	5
5. 計画の期間	6
6. 計画の対象範囲	6
第2章 長久手の環境特性とこれまでの取組	7
1. 長久手の環境の概況	7
2. 第3次計画の総括	11
3. 市民の環境意識	15
4. これまでの取組等から見える課題	17
第3章 長久手がめざす環境像	20
1. 環境像を描くにあたって	20
2. 30年後の環境像	22
3. 基本方針	23
第4章 施策の体系と方向	26
1. 施策の体系	26
2. 施策の方向	28
A. 脱炭素の暮らしと地域づくり	28
B. 循環型の暮らしと地域づくり	33
C. 自然共生の暮らしと地域づくり	38
D. 安心・安全の暮らしと地域づくり	45
第5章 重点プロジェクト	49
A. 脱炭素の暮らしと地域づくりに向けた取組	52
B. 循環型の暮らしと地域づくりに向けた取組	55
C. 自然共生の暮らしと地域づくりに向けた取組	58
D. 安心・安全の暮らしと地域づくりに向けた取組	60
第6章 計画の推進方策	64
1. 環境にこだわる人づくり・地域づくり	64
2. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	65
3. 推進体制	68
4. 進行管理	69
資料編	70
1. 関連計画	70
2. 市民アンケート調査結果	75
3. 計画の策定経過	93

第 1 章 第 4 次計画の策定にあたって

1. 環境基本計画とは

環境基本計画とは、長久手市環境基本条例（平成 12 年 3 月制定）第 7 条に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示す計画であり、本市の環境に関わる最も基本となる計画です。

なお、同条例第 6 条においては、環境に関わる施策の基本方針として、下記のように定めています。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、住民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。
- (2) 人と自然が健全に共生できる良好な環境を確保するため、里山としての機能を持つ森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、みどりの保全、良好な景観の創造及び保全並びに歴史的文化遺産の保全を図ること。
- (4) 地球環境保全及び地域環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 環境の保全及び創造に関する住民参加の枠組みを創出し、住民参加を推進すること。

2. 第4次計画策定の背景と社会経済動向

本市では、平成13年3月に長久手町環境基本計画（第1次計画）を策定して以来、5年ごとに計画を改訂してきました。今回の第4次計画は、平成28年3月に策定した第3次長久手環境基本計画改訂版を見直して策定しました。

<本市における環境基本計画の策定の経過>

- 平成13年3月：長久手町環境基本計画（第1次計画）
- 平成18年3月：第2次長久手町環境基本計画
- 平成23年3月：第3次長久手町環境基本計画
- 平成28年3月：第3次長久手環境基本計画改訂版
- 令和3年3月：第4次長久手市環境基本計画【本計画】

地球温暖化がもたらす気候変動及びその影響は、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まると指摘されています。また、第3次長久手環境基本計画改訂版を策定した平成28年以降、環境を取り巻く社会経済状況が大きく変化するとともに、今後についても、各種技術の進展や普及など、社会経済状況の変化は続くと考えられるため、これらも想定しながら第4次計画を策定しています。

<気候変動の影響に関する将来予測>

〈気候変動予測〉

- 21世紀末には、20世紀末と比べて、日本全国で平均気温が最大4.4度上昇
- 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、大雨による降水量の増加、無降水日数の増加
- 海面水温の上昇、積雪・降雪の減少、海面水位の上昇
- 強い台風の発生数、台風の最大強度、最大強度時の降水強度の増加

〈気候変動の将来の影響〉

- 農作物の品質の一層の低下、多くの種の絶滅、渇水の深刻化
- 大雨、高潮・高波による水害・土砂災害リスクの増大
- 夏季の熱波の頻度の増加のおそれ など

<第4次計画の策定において踏まえる社会経済動向>

- 人口減少・超高齢化など人口構造の転換
- 家族形態の多様化、市民のライフスタイルの多様化
- IoT（ものがインターネットにつながること）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった新たな技術の進展と普及
- 地球温暖化防止、脱プラスチック、生物多様性などの国内外での議論の活発化
- SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた産学官民の活動の活発化
- レジ袋有料化の義務付け（令和2年7月 容器包装リサイクル法省令改正）
- 食品ロス削減推進法（令和元年10月施行）
- 気候変動適応法（平成30年12月施行） など

<長久手市及び周辺地域の動向>

- 愛知県で開催された、愛・地球博（平成17年）、生物多様性条約締約国会議 COP10（平成22年）、ESDに関するユネスコ世界会議（平成26年）を機会に、市民主体

の環境活動が活発化

- 第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）の策定（平成31年3月）
- 公園西駅周辺土地区画整理事業において、環境配慮型まちづくりを導入
- ジブリパークの開園（2022年（令和4年）~~予定~~）
- リニア中央新幹線の開業（2027年（令和9年）~~予定以降~~） など

3. SDGs と環境基本計画

2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で、「誰一人取り残さない」「持続可能」で「多様性」と「包摂性※」のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」が示されました。

本市では、17 の国際目標（ゴール）への貢献とともに、SDGs の「**持続可能で多様性と包摂性のある社会 ～誰一人取り残さない～**」の基本理念を大切にしながら施策や取組を実施することとしており、環境基本計画もこの考え方を踏まえて策定しています。

- 持続可能で多様性と包摂性のある社会 ～誰一人取り残さない～
- People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（豊かさ）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ）
- 『経済成長』『社会的包摂』『環境保護』の調和



<17 の国際目標（ゴール）>

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 2. 飢餓をゼロに | 11. 住み続けられるまちづくりを |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 12. つくる責任 つかう責任 |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 15. 陸の豊かさを守ろう |
| 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 8. 働きがいも経済成長も | 17. パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

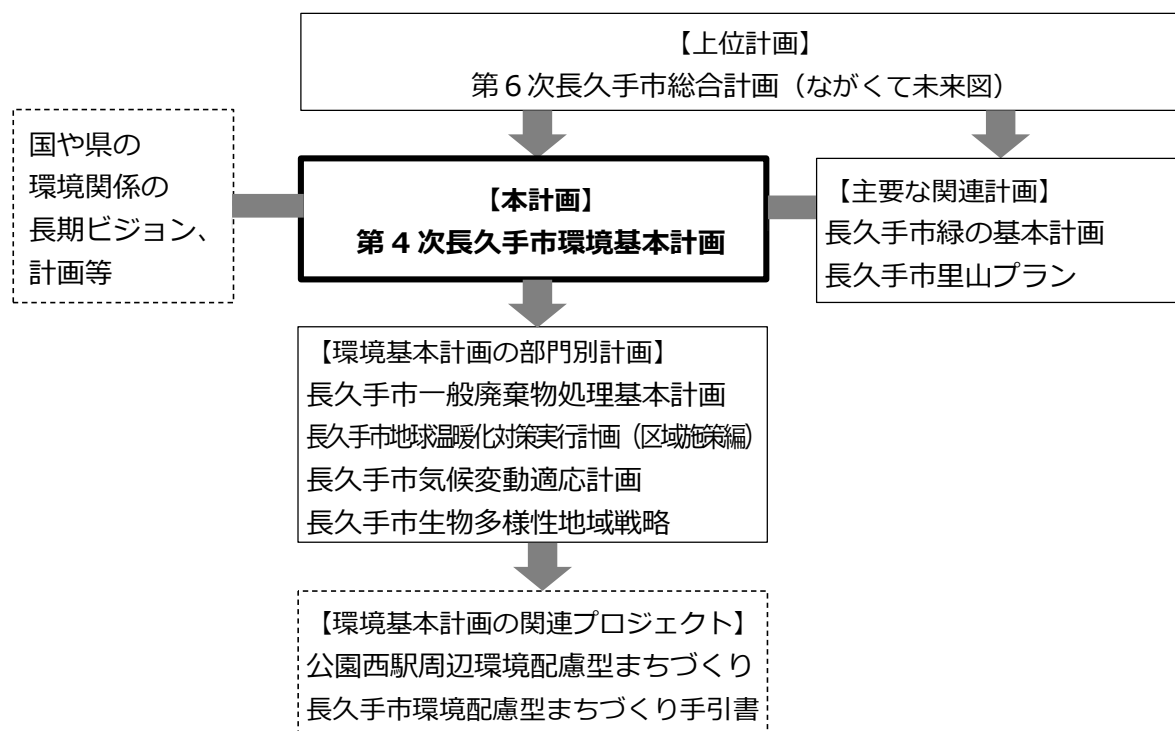
※包摂性：社会的排除と反対の概念で、排除されがちな社会的に弱い立場の人も、社会の一員としてともに支え合う考え方。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4. 環境基本計画の位置づけと上位・関連計画

- ・本計画は長久手市環境基本条例に基づき策定するとともに、上位計画の第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）と整合を図る計画とします。
- ・本計画を踏まえて一般廃棄物処理基本計画を策定しています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法に基づく「長久手市気候変動適応計画」、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を含めて策定します。
- ・関連計画として緑の基本計画や里山プラン、里山基本計画など、緑や里山に関する計画を策定しており、これらとの整合及び連携を図っています。
- ・公園西駅周辺において環境配慮型まちづくりを行っており、この環境配慮の考え方を環境配慮型まちづくり手引書として作成し、市全域のまちづくりに展開しています。
- ・国や愛知県においては環境関係の各分野の計画や指針を策定しており、この内容も踏まえて本市の計画を策定しています。さらに、国連が採択しているSDGs（持続可能な開発目標）への貢献も想定して施策を立案しています。

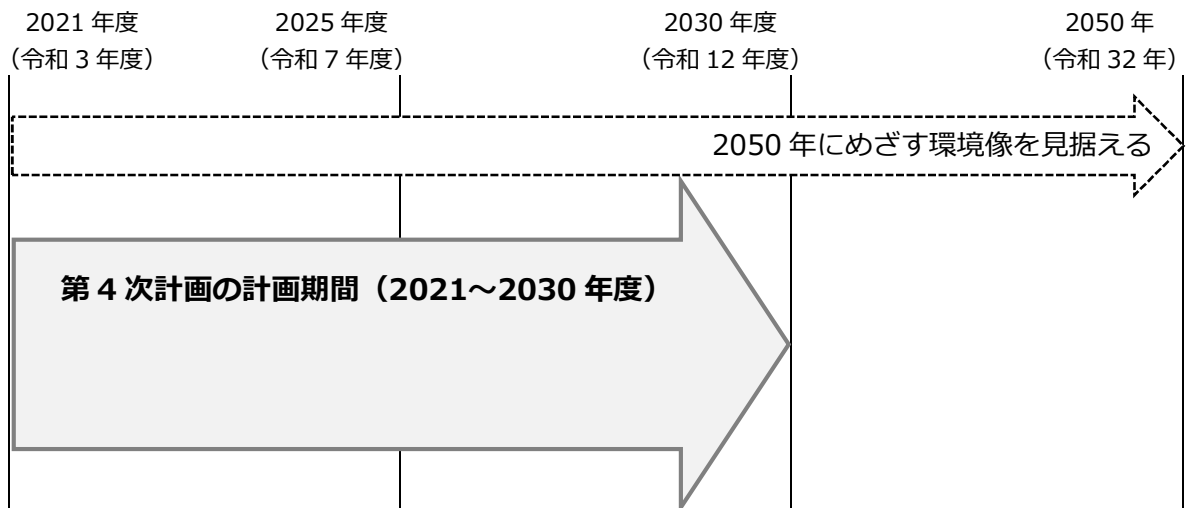


5. 計画の期間

我が国全体では、2015年に採択された気候変動に関する国際的枠組であるパリ協定に基づき、2050年に向けた長期低炭素ビジョンを策定し、長期的な視点で取組を行っています。

このため、本計画は、30年後の概ね2050年（令和32年）における環境像を見据え、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間の施策について記載します。

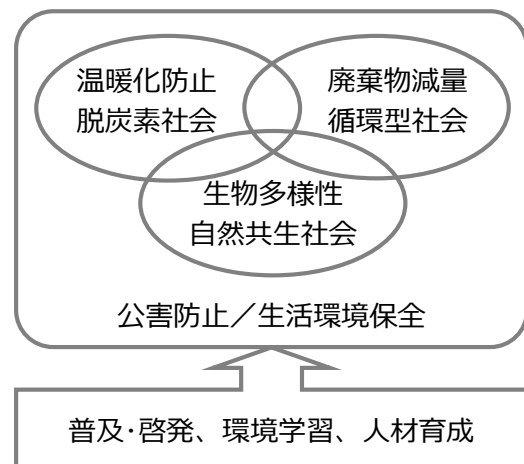
特に、2025年度（令和7年度）までの5年間に重点的に実施する事業について記載し、市民や事業者等との協働により取り組みます。



6. 計画の対象範囲

本計画においては、長久手市環境基本条例第6条の基本方針も踏まえ、下記の分野を対象範囲として施策を設定します。

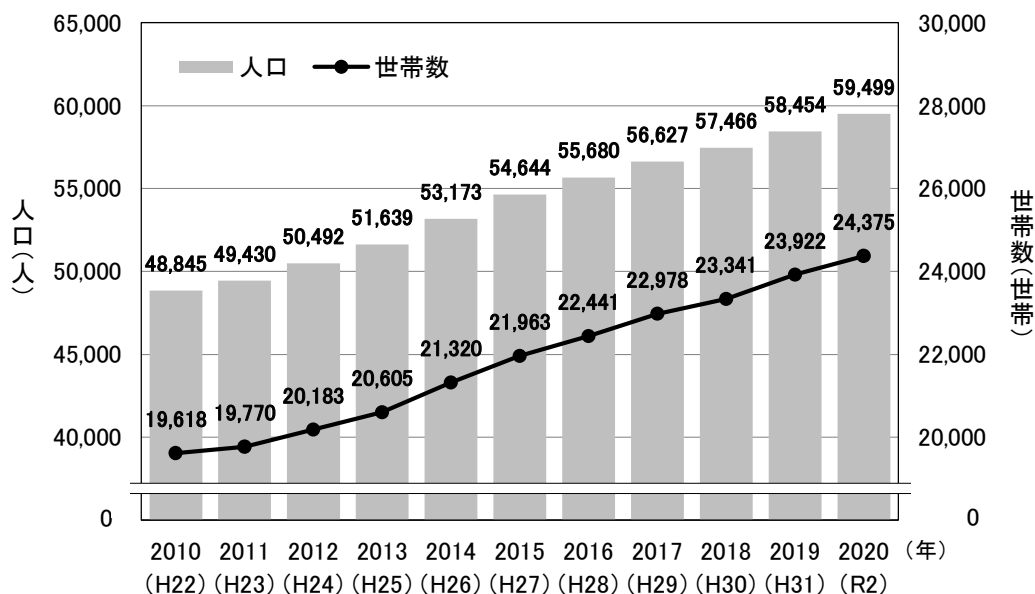
- 地球温暖化の防止、脱炭素社会
- 廃棄物の減量、循環型社会
- 生物多様性の保全、自然共生社会
- 公害の防止、生活環境の保全
- 普及・啓発、環境学習、人材育成



1. 長久手の環境の概況

<人口、世帯数>（長久手市住民基本台帳より）

令和2年4月1日現在の人口は59,499人、世帯数は24,375世帯であり、人口、世帯数ともに増加傾向が続いています。今後もしばらくは増加が続くと予想されます。

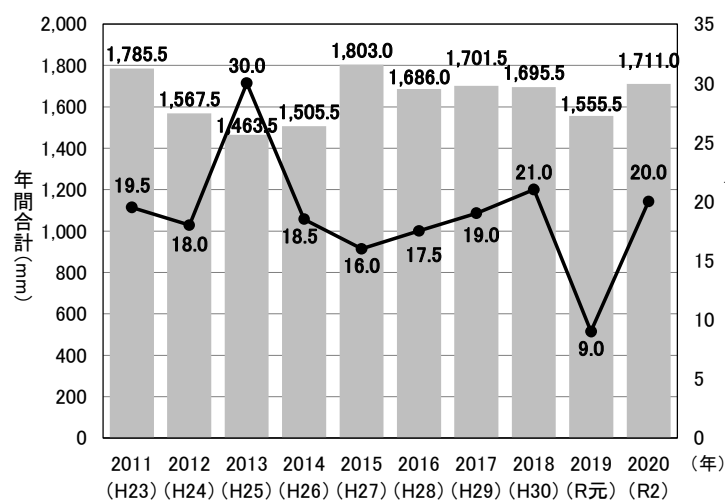


長久手市の人口・世帯数の推移（各年4月1日現在、住民基本台帳）

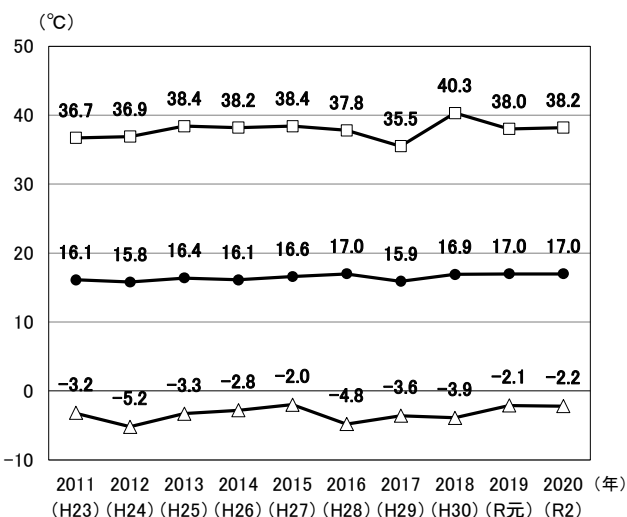
<気候（降水量、気温）>（名古屋地方気象台観測データより）

名古屋市千種区の名古屋地方気象台の観測データによると、過去10年の年間降水量は平均1,648mm、10分間最大降水量は約19mmとなっています。

また、気温は、年間平均気温は約17℃、年間最高気温は約38℃、年間最低気温は約-3℃となっています。



名古屋市の年間降水量及び10分間最大降水量
（名古屋地方気象台観測データ）

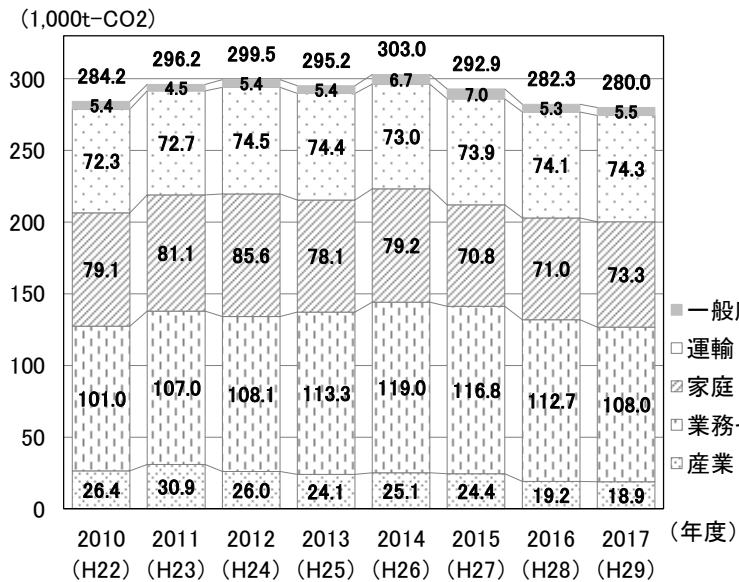


名古屋市の年間平均、年間最高、年間最低気温
（名古屋地方気象台観測データ）

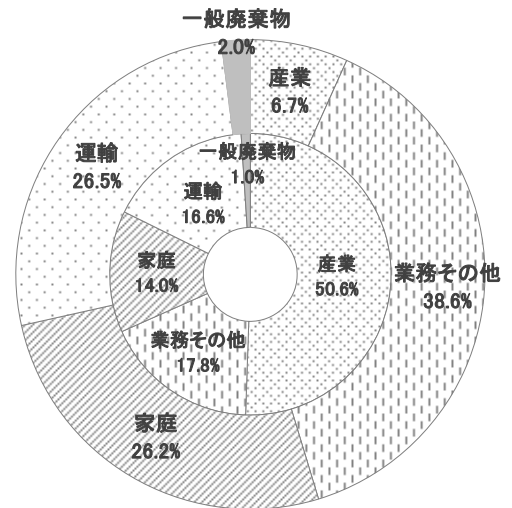
＜温室効果ガスの排出量＞（環境省資料より）

長久手市における活動に由来する温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、平成 29 年度には 280,000t-CO₂ であり、平成 26 年度以降は減少傾向にあります。

平成 29 年度の排出量の割合を部門別にみると、業務その他（商業・サービス・事業所等）が 38.6%と最も多く、次いで運輸（自動車等）が 26.5%、家庭が 26.2%、産業（工場等）が 6.7%となっています。愛知県全体と比べると、産業の割合が低く、業務その他、家庭、運輸の割合が高いことが本市の特徴となっています。



長久手市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移
（環境省資料より作成）



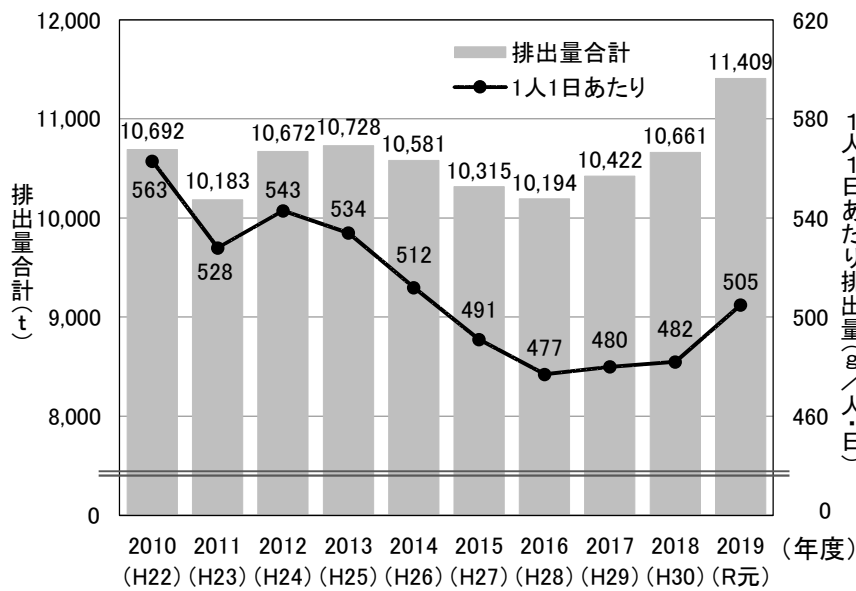
外側の円：長久手市の割合
内側の円：愛知州市町村合計の割合
平成 29 年度の部門別排出量割合の比較
（環境省資料より作成）

＜ごみ排出量、資源回収量＞（長久手市資料）

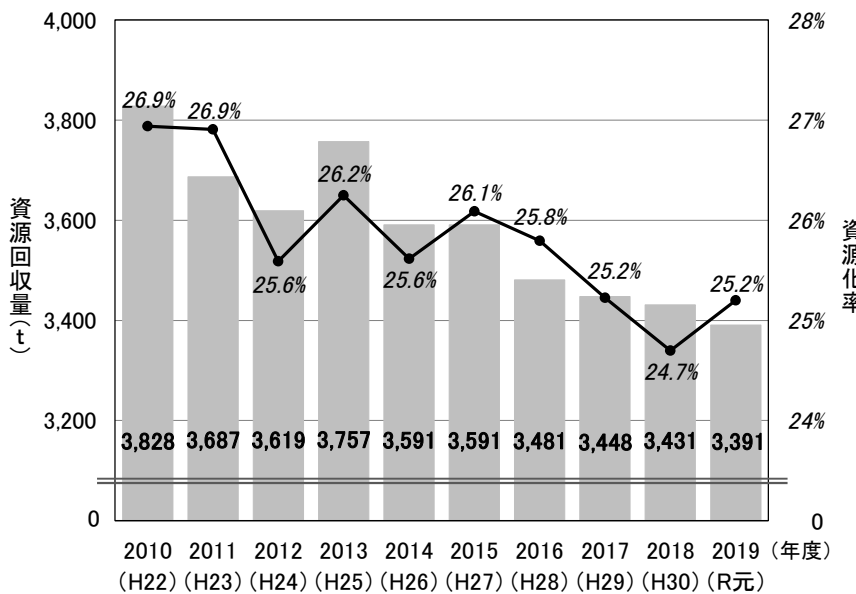
家庭からの年間ごみ総排出量は、概ね年間 10,000 t 余りで推移しています。平成 28 年度以降、年間総排出量及び市民 1 人 1 日あたり排出量ともに、それまでの減少傾向から増加傾向に転じています。

家庭からの資源回収量は、減少傾向にあり、家庭からのごみ排出量に対する資源化率も平成 22 年度の 26.9%から平成 30 年度には 24.7%に低下し、令和元年度には 25.2%となっています。これは、びん、かん、古紙などの重量のある資源の減少や、店舗や製造者による回収など回収方法の多様化なども要因となっています。

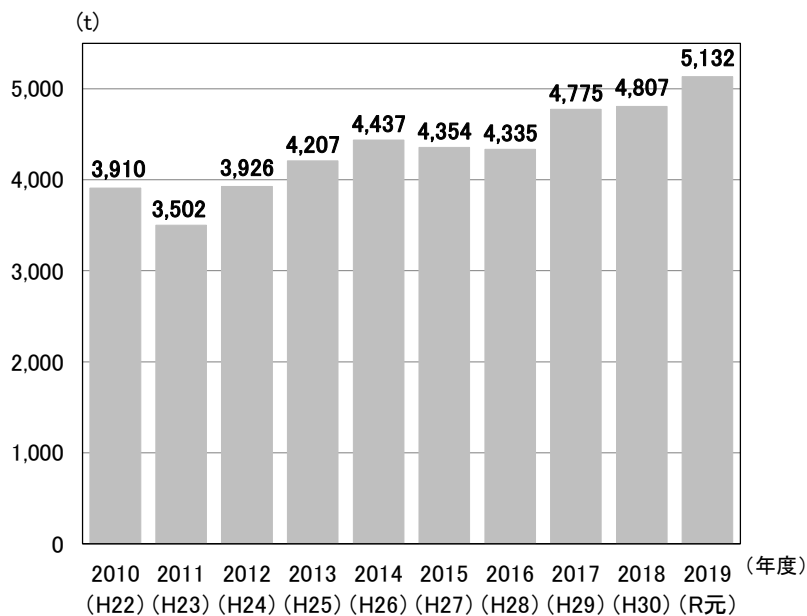
事業所からのごみ排出量（事業系一般廃棄物）は、最近では増加傾向にあり、平成 22 年度の 3,910t から令和元年度には 5,132t となっています。



家庭系ごみ排出量及び
1人1日あたり排出量の推移
(長久手市資料より作成)



資源回収量及び資源化率の推移
(長久手市資料より作成)

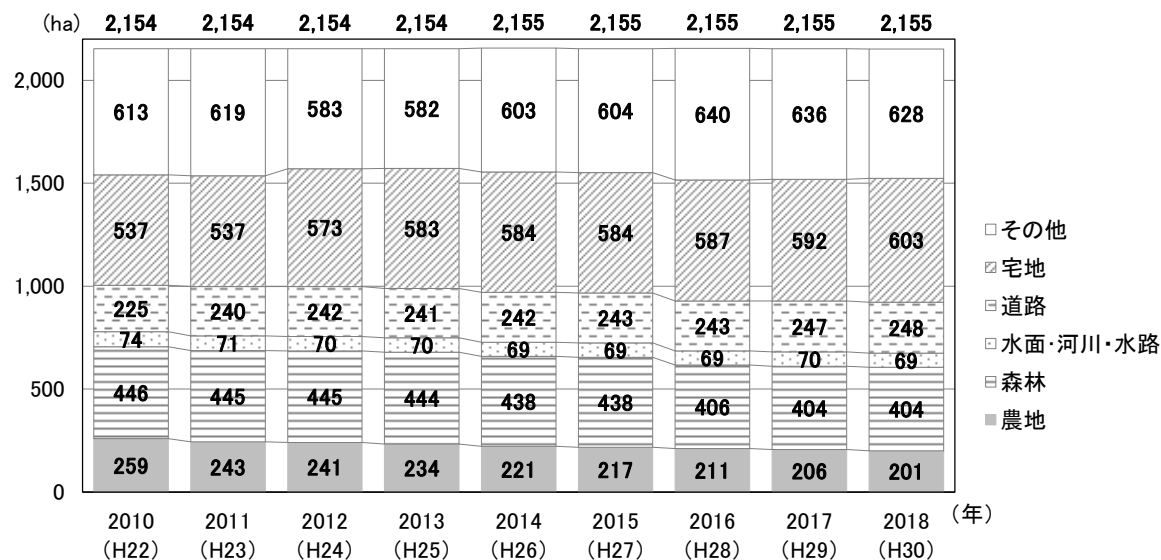


事業系一般廃棄物排出量の推移
(長久手市資料より作成)

<自然地、緑地の面積>（愛知県、長久手市資料）

農地、森林、水面・河川・水路を合計した自然地の面積は、平成 30 年には市域全体の 31.3%となっていますが、これらの面積、割合はともに減少傾向にあり、替わって宅地や道路が増加しています。

緑地については、公園や施設内の緑地が約 260ha である一方で、農地、森林、河川、生態系保護エリア、史跡などの地域制緑地が約 650ha となっています。



長久手市の土地利用別面積の推移（愛知県土地に関する統計年報より）

長久手市の緑地の状況（平成 31 年 4 月現在）

（長久手市緑の基本計画より）

種別		面積
施設緑地		261.35ha
	都市公園	186.56ha
	公共施設緑地	53.84ha
	民間施設緑地	20.95ha
地域制緑地等		646.85ha
緑地合計		908.20ha
一人当たり面積		155.13 m ² /人

2. 第3次計画の総括

第3次長久手環境基本計画改訂版について、これまでの目標値の達成状況、重点プロジェクトに関する主な実施状況と実施効果について、AからCの3段階で評価しています。

実施状況		実施効果	
評価	内容	評価	内容
A	記載事業を概ね実施	A	十分な効果があった
B	記載事業を概ね半数程度実施	B	効果は一部のみに留まる
C	記載事業をほとんど実施していない	C	効果がほとんどない、または不明

第3次計画に記載された多くの取組については概ね実施し、一定の効果も認められますが、一部の取組について実施方法に課題があったり、効果が評価できないものもあります。第3次計画の実施状況も踏まえて、本計画の取組を設定しています。

<目標1. 地球にやさしい低炭素社会の構築>

【目標値の達成状況】

指標	従前値	目標値	現状値	評価
家庭での省エネ行動による 1人あたりCO ₂ 削減量	▲0.40t/人年※ (2015年度)	▲0.48t/人年 (2020年度)	▲0.55t/人年※ (2019年度)	達成

※市民アンケートによる家庭での省エネ行動取組状況の割合から算定

【重点プロジェクトの実施状況と効果】

実施状況	具体的な実施内容	実施効果	評価の内容
1. 低炭素都市づくりの促進・拡大			
A	「長久手市環境配慮型まちづくり施策研究会」の開催 - 街路灯 1,180 基を LED 化 - 防犯灯 3,191 基を LED 化 - 地域公共交通会議の実施（N-バス・リニモの利用促進） - 公園西駅周辺での調整池の緑化、ヒートアイランドの抑制に寄与する道路公園づくり - 太陽光パネル、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充電設備への補助 - 断熱窓へのリフォームに対する補助 - 緑の街並み推進事業 - 住民参加緑づくり事業 - 屋上・壁面緑化助成、生垣補助 - 雨水貯留槽への補助 - 緑のカーテンの推進 - 都市緑地法及び公園西駅周辺先導住宅街区地区計画に基づく緑化率設定 - 美しいまちづくり条例に基づく開発協議（緑地の確保）	B	○CO₂ 排出量は着実に減少しているものの、各分野におけるさらなる削減が求められる。 - 街路灯のLED化により、10年間で約5,280tのCO₂を削減 - 防犯灯のLED化により、年間で約168tのCO₂を削減 - 公共交通、EVシフトにより、環境に配慮した移動手段が増加

実施状況	具体的な実施内容	実施効果	評価の内容
2. 省エネ活動「見える化」の普及促進			
B	- 家庭用エネルギー管理システム設置補助の開始 - 電気使用量等を抑えるための「クール	C	○情報公開等の取組は実施しているものの、幅広い市民に向けた「見える化」の取組は十分とはいえない。

	チョイス」普及啓発事業の実施 ・電気事業者がホームページ等で再生可能エネルギー量を公開		・市民の節電意識は向上 ・HEMS 利用者の感想紹介によるさらなる普及 ・電気事業者による見える化ツール利用市民の増加
3. 若い世代への省エネ情報発信の強化			
A	・SNS、ごみ分別アプリによる発信 ・子ども省エネ教室、市民省エネセミナーの開催 ・市民まつりでのブース出展 ・エコトライアルアンケート ・エコモビリティキャンペーン ・「クールシェア」「ウォームシェア」キャンペーン ・地球温暖化防止のための「クールチョイス」冊子の作成	C	○様々な場面での情報発信には努めているものの、若い世代に情報が届いているかは不明である。 ・SNS やアプリ発信による啓発 ・クールチョイスの考え方は多くの市民に普及

<目標2. ものを粗末にしない・汚さない循環型社会の構築>

【目標値の達成状況】

指標	従前値	目標値	現状値	評価
市民1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (資源回収分も含む)	668g/人日 (2015年度)	640g/人日 (2020年度)	630 g/人日 (2019年度)	達成
資源化率 (資源化量/ごみ排出量)	25.6% (2015年度)	27.4% (2020年度)	24.8% (2019年度)	未達成※

※資源化率の目標未達成については、紙類の需要減少や、5Rの推進等によりものの消費が抑制され、資源として排出される量が減少しているためと考えられます。また、販売店等による資源の店頭回収が増え、行政が把握できる資源量の減少も、資源化率低下の要因と考えられます。

【重点プロジェクトの実施状況と効果】

実施状況	具体的な実施内容	実施効果	評価の内容
1. 学生や単身世帯へのごみ分別等情報発信の強化			
A	・ごみ分別アプリの導入 ・SNS やごみ分別アプリの通知機能を活用した情報発信 ・「資源とごみの分別ガイドブック」の作成、全戸配布 ・ごみ減量キャラクターの制作 ・大学への周知チラシ配布 ・賃貸マンション管理会社へガイドブック、カレンダー配布	B	○取組は実施しているものの、学生や単身世帯等の若者への浸透が課題として残る。 ・アプリ普及により、市民が手軽にごみ出し日やルール確認が可能になる ・アプリ+ガイドブックにより幅広い情報伝達が可能になる

実施状況	具体的な実施内容	実施効果	評価の内容
2. 資源回収率向上への支援			
B	・「出張ながくてエコハウス」の開設 ・エコハウスでの回収品目増加 ・資源回収奨励金制度の推進 ・市内スーパー等へのペットボトルの自主回収を依頼 ・事業者に向けた資源回収の啓発 ・ごみ減量活動を行う「がんばる事業者」を市HPで紹介 ・生ごみ処理機等購入補助金の継続 ・リサイクルマーケットを市民まつりと共同で開催 ・エコハウスのリユース掲示板のPR ・子ども服や図書に加え、中学校の制服のリユースの開始	A	○市が回収する資源化率は低下しているものの、店舗等での回収やリユース推進により、市民の資源回収・再生意識が向上している。 ・店舗等の協力により市民の資源排出機会が増え、ごみ減量に対する意識が向上 ・多くの店舗で、古紙・缶・ペットボトル等の自主回収を実施 ・市民のリサイクルマーケットの認知度が向上 ・エコハウスのリユース掲示板の利用が増加
3. 学校教育におけるごみ学習の支援			
A	・エコハウス、晴丘センターにおける見学・職場体験の受入 ・小学校、幼稚園への出前講座実施 ・ごみ分別啓発のための自由帳、クリアファイルを地元大学生と共同制作し市内イベント等で配布 ・「親子エコ・クッキング」「ごみ資源探検ツアー」等の実施	A	○子どもに対する学習機会は増加しており、学習成果を家族や友人等に伝えるなどの波及効果が想定される。 ・学校等を通じた学習機会が増加 ・その他、子ども向けイベントも実施

＜目標 3. 多様な生物が人と共存する自然共生社会の構築＞

【目標値の達成状況】

指標	従前値	目標値	現状値	評価
自然環境データを活用した市民参加型の取組への参加者数（延べ数）	40 人/年 （2015 年度）	200 人/年 （2020 年度）	113 人/年※ （2019 年度）	未達成

※自然環境データの活用は、種の乱獲の恐れ等があることから慎重に取り扱う必要があるため、達成状況は、「自然環境について普及・啓発する事業の参加者数」で評価することとした。

【重点プロジェクトの実施状況と効果】

実施状況	具体的な実施内容	実施効果	評価の内容
1. 市民が使いやすい自然環境情報の集約の場の構築			
A	・「ながくての自然」「環境自然目録」を市HPに掲載 ・位置情報付写真を募集し、自然環境等の情報を地図に掲載 ・特徴的な自然環境を有する重点箇所について、継続追跡調査を実施 ・著しく環境変化した重点箇所調査から得られた希少種等分布情報をデータベースとして整理	C	○自然環境情報の市民への普及・活用については今後の課題として残る。 ・自然環境の基本的情報は市民等に伝えている ・市民の気づきの見える化により意識変化のきっかけとなっている ・開発指導へのデータの活用は今後想定している

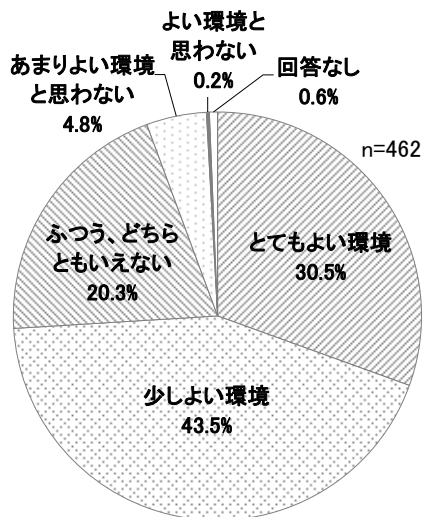
2. 生態系保護エリアの設定		
A	・二ノ池湿地群と東山谷津田と鯉ヶ廻間上池・下池を生態系保護エリアとして設定 ・香流川の一部での近自然工法や植栽整備の実施 ・市民活動団体等の活動支援 ・市民活動団体との協働による自然環境講座の実施 ・自然環境シンポジウムの実施 ・自然環境保全アドバイザーの設置 ・二ノ池湿地保全計画における希少種保護策の設定 ・里山整備事業（下草刈り等）の実施	A ○生態系保護エリアの設定により、市民の保護意識の普及、保護活用の促進に寄与している。 ・身近な自然環境保全に必要な指針が設定できた ・豊かな生物多様性の保全に寄与
3. 外来種についての環境教育の推進		
A	・小学校での外来種勉強会の開催 ・愛知淑徳大学との共催による「グリーンマップづくり」 ・冊子「ながくての自然」の発行 ・「自然環境シンポジウム」の開催 ・市民活動団体等の活動支援 ・平成こども塾での環境教育 ・有識者との外来種勉強会の開催	A ○外来種に関する知識の普及は着実に進んでいる。 ・本市に存在する外来種やその影響について周知 ・外来種駆除の体験により生態系の保全意識が芽生える

3. 市民の環境意識（令和元年 8 月実施の市民アンケート結果より）

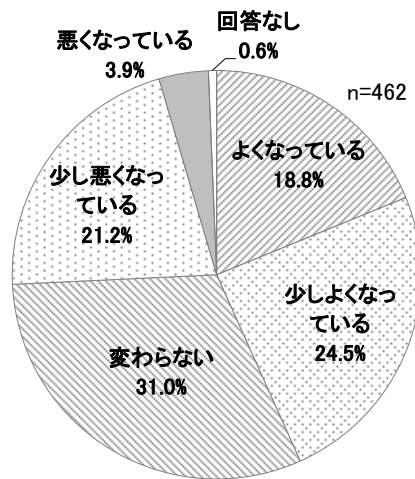
＜長久手市の環境の評価＞

長久手市の現在の環境については、「とてもよい環境」は 30.5%、「少しよい環境」は 43.5%、あわせて 74.0%の市民が長久手市の現在の環境を比較的よいと評価しています。

また、長久手市の最近の環境の変化について、「よくなっている」は 18.8%、「少しよくなっている」は 24.5%、あわせて 43.3%の市民が比較的よくなっていると評価しています。



現在の長久手市の環境の評価

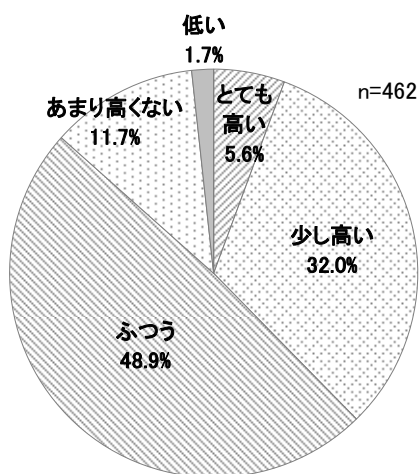


長久手市の環境の最近の変化

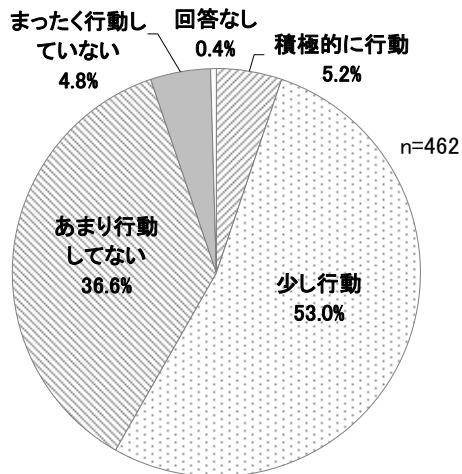
＜市民の環境意識と環境行動＞

自分自身の環境に対する意識について、「とても高い」は 5.6%、「少し高い」は 32.0%、あわせて 37.6%の市民が環境に対する意識が比較的高いと回答しています。

自分自身の環境を守る行動について、「積極的に行動」は 5.2%、「少し行動」は 53.0%、あわせて 58.2%の市民が環境を守る行動をしていると回答しています。



自身の環境に対する意識

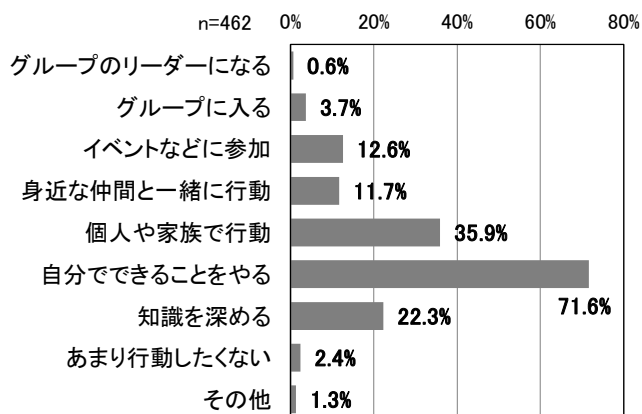


環境を守ったりよくするための自身の行動

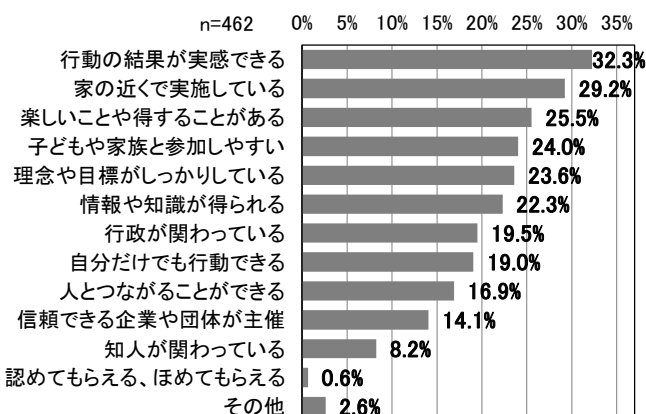
＜市民の環境を守る行動への関わり方＞

今後の環境を守る行動への関わり方について、「自分でできることをやる」が71.6%と最も多く、次いで「個人や家族で行動」「知識を深める」が多く、身近な部分で行動する市民が多くなっています。

環境を守るイベントなどに参加しようと思う条件としては、「行動の結果が実感できる」が32.3%と最も多く、次いで「家の近くで実施している」「楽しいことや得することがある」「子どもや家族と参加しやすい」などが多くなっています。



環境を守る行動への今後の関わり方



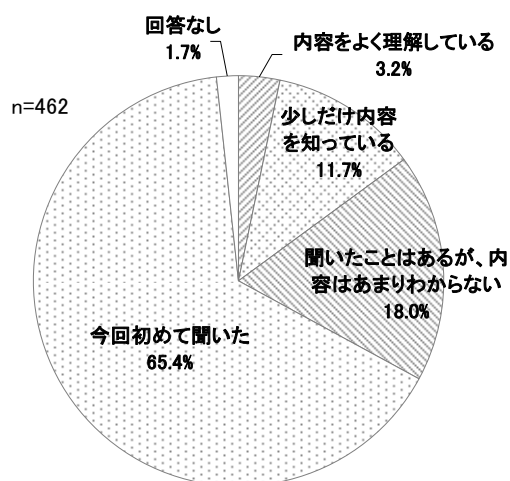
環境を守るイベントなどに参加しようと思う条件

＜長久手市環境基本計画の認知度＞

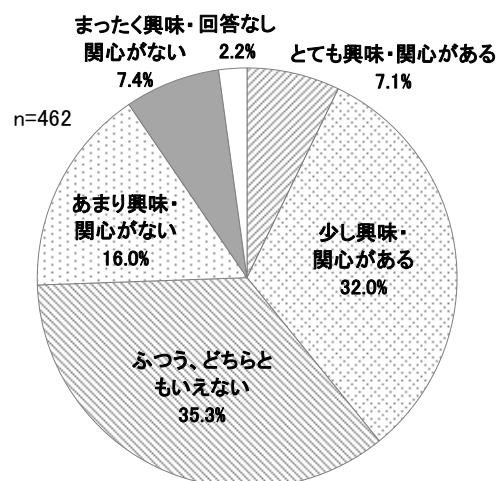
長久手市環境基本計画について、「内容をよく理解している」は3.2%、「少しでも内容を知っている」は11.7%である一方で、「聞いたことはあるが内容はあまりわからない」は18.0%、「今回初めて聞いた」は65.4%であり、市民への認知度は低くなっています。

＜SDGs（持続可能な開発目標）への興味・関心＞

SDGsについて、「とても興味・関心がある」は7.1%、「少し興味・関心がある」は32.0%、あわせて39.1%の市民がSDGsに興味・関心があると回答しています。



長久手市環境基本計画の認知度



SDGs（持続可能な開発目標）への興味・関心

4. これまでの取組等から見える課題

長久手市の現状やこれまでの取組等から見えた課題を下に整理します。

【長久手市の環境の現状】

- ・人口、世帯数は増加傾向、今後もしばらく増加が予想される。
- ・温室効果ガス排出量は微減傾向、業務その他部門及び家庭部門の排出量が多い。
- ・ごみ排出量は増加傾向、資源回収量は減少傾向。
- ・山林、農地、水面等の自然地は減少傾向。

【第3次環境基本計画の実施状況】

- ・取組は概ね実施し一定の効果も認められるが、普及啓発の効果等、評価が難しいものもあった。

【アンケートによる市民意識】

- ・市民の74.0%が長久手の環境はよい、43.3%が環境はよくなっていると評価。
- ・市民の37.6%が自分の環境意識は高い、58.2%が自分は環境を守る行動をしていると回答。
- ・今後は自分の身近な部分で環境を守る行動する市民が多い。
- ・環境を守るイベントへの参加条件は、「結果が実感」「家の近くで実施」「楽しい・得する」「子どもや家族と参加」などが多い。
- ・環境基本計画の市民への認知度は低い。
- ・市民の39.1%はSDGsに興味・関心がある。

【これまでの状況が続いた場合の環境リスク】

(次ページ以降参照)

【社会経済動向】

- ・国全体では人口減少・超高齢化など人口構造の転換
- ・家族形態、ライフスタイルの多様化
- ・新たな技術の進展と普及
- ・地球温暖化、脱プラスチック、生物多様性など議論の活発化
- ・SDGsを踏まえた産学官民の活動の活発化
- ・レジ袋有料化、食品ロス削減推進法、気候変動適応法

【今後の長久手市の環境に対するリスク・課題】

- ・これまでの状況が続くと、温室効果ガスの大幅な減少は難しく、自然地の減少、ごみの増加に歯止めがかからなくなることが懸念されます。
- ・長久手市の環境は市民には「よい」と評価されていますが、市民が感じる環境の「よさ」を維持できなくなることが心配されます。
- ・地球温暖化は地球規模の環境問題ですが、これが原因の夏の猛暑、台風の強大化やゲリラ豪雨などは、私たちのくらしの安全にも影響を及ぼします。
- ・ごみの増加は、焼却や埋立てなどの処理における自然への負荷が増えるとともに、最終処分場の適地もなくなっています。また、ごみの処理費が増加し、市民の税負担が増加してしまいます。

将来のこれらのリスクを回避するために、長期的な視点をもちながら、環境を守る取組を行う必要があります。

このまま温暖化した未来は？

今のペースで温暖化が進んだ場合の予測をみると、

20 世紀末（1980～1999）を基準としたとき、21 世紀末（2076～2095）までに、どう変化するか？

⇒年平均気温は 4.1℃上昇。猛暑日（日最高気温 35℃以上）は 30 日増加。

⇒滝のように降る雨（短時間強雨 50mm/h 以上）の年間発生回数はほぼ倍増。

■暑熱による死亡リスク、熱中症

21 世紀半ば（2031～2050 年）には、
・熱中症搬送者数、熱ストレスによる超過死亡者数が 2 倍以上に（全国）。

■洪水、土砂災害

近年、豪雨の増加傾向が見られ、これに伴う土砂災害・水害の激甚化・形態の変化が懸念される。

■コメの収穫

21 世紀半ば（2031～2050 年）には、
・中部地方の平野部は 3 割程度の収穫減に。一方、中山間地は収穫増に。

■生態系

熱帯・亜熱帯サンゴ礁は、2030 年以降日本近海から消滅。

※参考：地球温暖化予測情報 第 9 巻（2017.3 気象庁） 西日本太平洋側の変化予測をもとに記載。

ごみを出し続けるとどうなるの？

私たちが出すごみは、大きくはリサイクルするごみと焼却・破碎をして埋め立てるごみに分けられます。現在、埋立て処分量のうち区域外で約 65%埋立てています。このまま埋め立てるごみを出し続けると、いずれ埋め立てる最終処分場が足りなくなります。

さらに、ごみの焼却により燃やすための燃料やごみの中のプラスチックなどから多くの温室効果ガスが排出され、地球温暖化が進みます。

また、私たちが使う物、例えば紙やプラスチック製品等を製造するためには、木や石油等の天然資源が必要です。「分別はするがリサイクル原料で作られた商品を買わず使い捨ては続ける。」人ばかりでは、資源は循環せず、いずれ枯渇してしまいます。

■最終処分場残余年数

2018 年度末時点で、国内の一般廃棄物最終処分場の残余容量は 101,341 m³。残余年数は全国平均で 21.6 年。

※参考：環境白書（2020.6 環境省）

■天然資源の枯渇

- ・世界のエネルギー資源埋蔵確認量(BP 統計 2019)
石油：1 兆 7297 バレル（約 50 年分）
天然ガス：197 兆 m³（約 51 年分）
- ・世界の森林率（2020.5 国連食糧農業機構）
1990 年 31.6%→2020 年 30.3%

生物多様性の危機とは？

生物多様性のめぐみ

地球上には 3,000 万種もの生き物が存在すると言われています。日本だけでも 30 万種を超える生き物がいると言われており、これらの生き物は、森や川、草原、湿地、海など様々な場所で、お互いにバランスを保って生きています。これらたくさんの種類の生き物すべてが、複雑に関わりあって存在していることを“生物多様性”と呼んでいます。

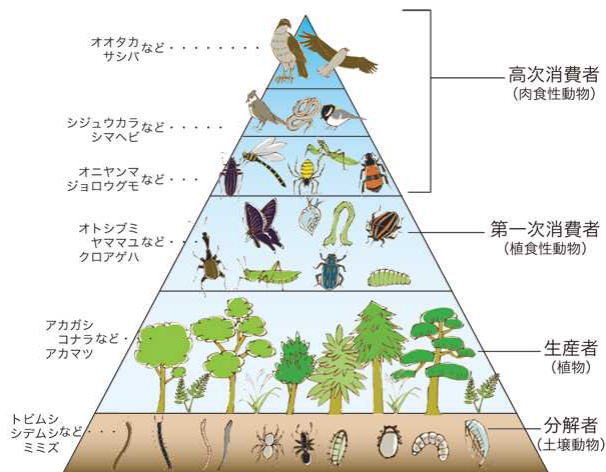
生物多様性は、衣・食・住だけではなく、きれいな水や空気、薬の原料、文化の源泉など、様々な恵みをもたらしています。これらの恵みは私たちが生きていくために欠かせません。

生物多様性の危機

生態系は様々な生き物の絶妙なバランスのもとで保たれています。特定の種が突然絶滅すると生態系のバランスが崩れ、他の種にも悪影響を及ぼします。

今、日本では、3,597 種もの生き物が絶滅の危機にあるとされています。一度失った種は二度と元には戻せません。このような状況が続き、生き物の絶滅が続くと、いずれ私たち人類も存亡の危機に直面することとなります。

※参考：こども環境白書（環境省）



豊田市の生態系ピラミッド模式図より
出典：矢作川流域森林物語（豊田市役所森林課）

■ サバクトビバッタの異常発生

2020 年、サバクトビバッタが異常繁殖し、アフリカ、中東、アジア諸国で、農産物を食い荒らす被害が発生し、深刻な食糧難を引き起こしています。国連食糧農業機関（FAO）は 5 月に、「約 4200 万人が食糧危機に直面する恐れがある」と警告しました。

■ 絶滅危惧種となった二ホンウナギ

私たちが食する二ホンウナギは、国内での生息数が急速に少なくなっています。このため、環境省や国際自然保護連合（IUCN）が絶滅危惧種に区分しました。このまま推移すると、日本の食文化とも言えるウナギの蒲焼きは存在しなくなってしまうかもしれません。

第3章 長久手がめざす環境像

1. 環境像を描くにあたって

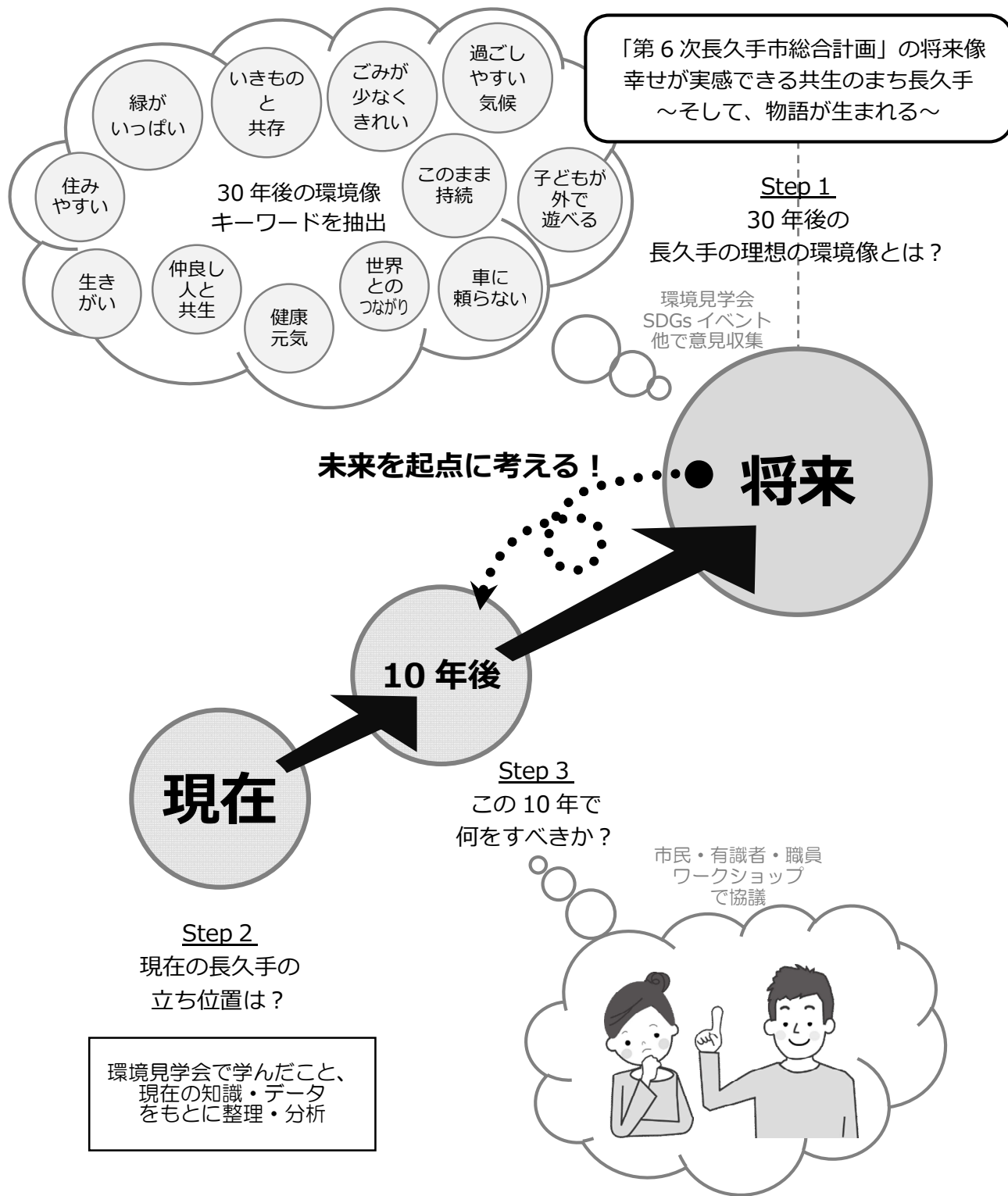
これまでの記述のとおり、個々の市民らの環境に対する意識は着実に向上していますが、経済成長、社会的包摂、環境保護の調和を図るためには、長期的な視野に立脚した取組を行わなければなりません。

本市は、総合計画において2050年の理想のまちを描いています。また、長久手市みんなでつくるまち条例を定め、すべての市民やまちに携わる人が、自分たちで理想のまちに向かって行動していくべきとしています。

そこで、この度環境基本計画を策定するにあたり、本市に関わる市民、事業者、専門家らと「30年後の長久手の理想の環境像とは」といった視点でめざす環境像を考えることとしました。



第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）より



2. 30 年後の環境像

くらしの安心や健康、幸せや豊かさを実感できる。

環境を通じて、地域、自然、世界とつながる物語が生まれる。

地域共生の取組を通じて、自然や環境との共生が実現する。また、環境へのこだわりを通じて、安心や健康、幸せや豊かさを実感する。さらに、地球環境の保全を通じて、長久手が世界に貢献するまちとなる。

前項を踏まえ、第 4 次長久手市環境基本計画で目指す、30 年後（2050 年頃）の環境像を上記のとおりとしました。

3. 基本方針

「30年後の環境像」を実現するために、本計画では4つの基本方針を設定します。

第3次長久手環境基本計画で定めていた3つの柱「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」に、環境面から安心安全な暮らしを実現する視点を加え、4つの基本方針としました。ただし、それぞれの基本方針は独立したものでなく、互いに影響を及ぼし合う関係であることを念頭に置き、施策を実施しなければなりません。

また、それぞれの基本方針には『2050年頃までの目標』を掲げました。本計画では、現在の課題解決や取組の継続を前提にするのではなく、『2050年頃までの目標』を想定しそこを起点に今何をすべきかを考える「バックキャスティング」の手法を取り入れています。

A. 脱炭素の暮らしと地域づくり

地球温暖化の要因となっている温室効果ガス（二酸化炭素）の排出を削減するため、長久手において「脱炭素社会」を構築します。

＜2050年頃までの目標＞

長久手市の活動に起因する温室効果ガスの排出を実質ゼロ※にする

※排出実質ゼロ：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

B. 循環型の暮らしと地域づくり

限りある物や資源を大切に使い、廃棄物（ごみ）を削減するため、長久手において「循環型社会」を構築します。

＜2050年頃までの目標＞

最終処分※する長久手市起因の廃棄物をゼロにする

※最終処分：ごみの焼却後に残った灰や、破碎処理した不燃ごみを埋め立てること。

C. 自然共生の暮らしと地域づくり（長久手市生物多様性地域戦略）

長久手の豊かな自然や地域の生態系を保全し、後世に継承するため、長久手において「自然共生社会」を構築します。

＜2050年頃までの目標＞

生物多様性※を維持・回復し、持続可能な利用ができるようにする

※生物多様性：すべての生物の「個性」と「つながり」のこと。生物多様性には「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルの多様性がある。

D. 安心・安全の暮らしと地域づくり

事業活動や日常生活から発生する公害を防止したり、地域を美化したり、気候変動に対応していくことなどにより、安心して安全に暮らすことができる地域の環境を構築します。

＜2050年頃までの目標＞

市民や事業者・地域による取組が、安心・安全な地域環境を維持している

これらを踏まえ、2030年までの10年間の取組を考える上でキーワードになるのは、『人づくり・地域づくり』、その手段としての『見える化の徹底』です。行政から環境配慮施策の普及・啓発をするにあたり、効果や意義がきちんと伝わらなければ、一過性の取組で終わってしまい、また、市民らによる自発的な行動に発展することは期待できません。効果や意義

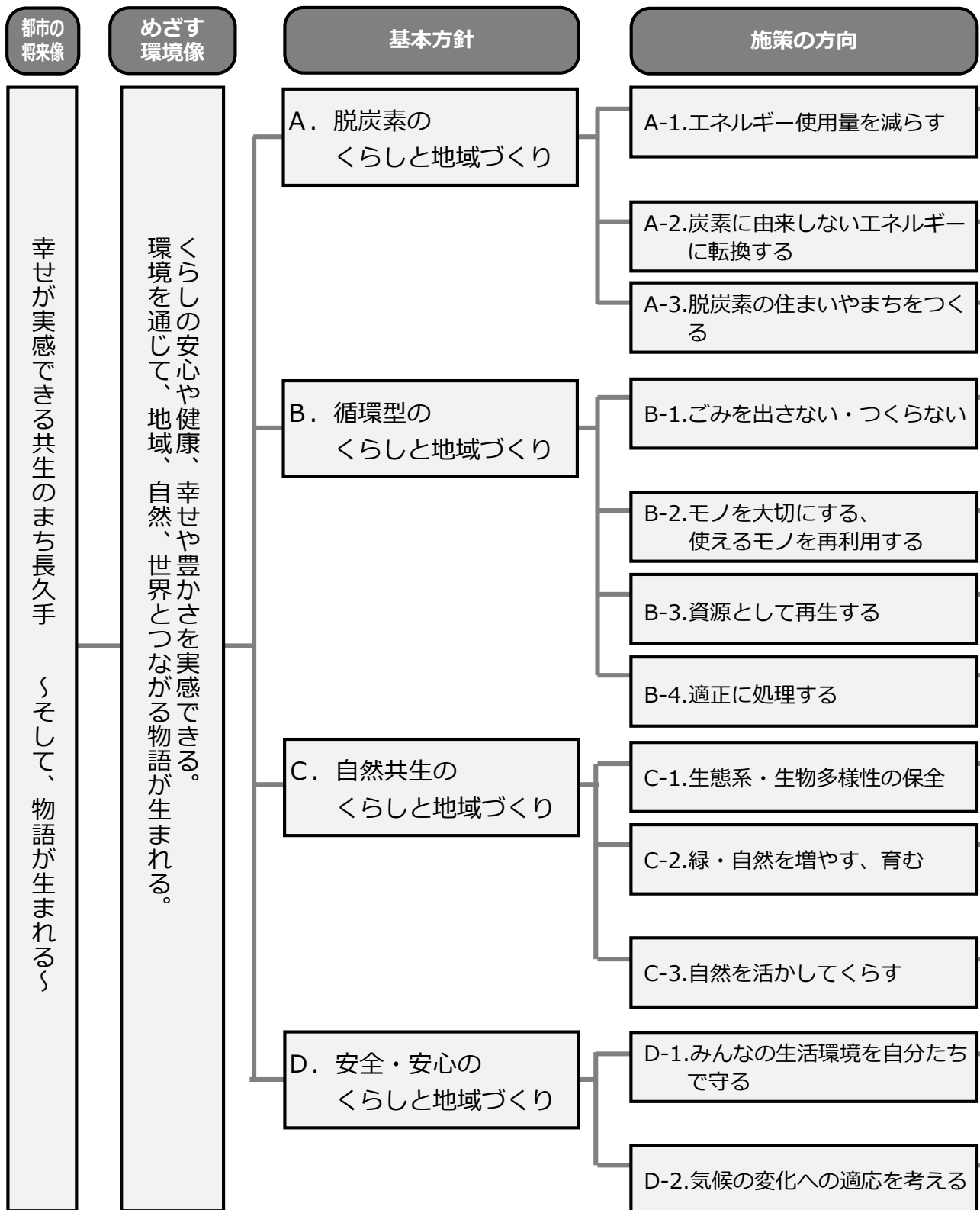
をしっかりと見える化したり、市民らが共に自発的に行動できる仕組みを整備したりすることで、環境にこだわる人・地域が育ちます。2030 年までの 10 年間は、2050 年の目標を見据えた土台づくり、意識定着の期間とします。



第4章 施策の体系と方向

1. 施策の体系

めざす環境像の実現に向けて、4つの基本方針の下に施策を体系的に設定します。



単位施策

計画の推進

A-1-1 くらしや事業活動における省エネのさらなる促進 (P29)
A-1-2 移動・自動車利用のあり方転換 (P29)
A-1-3 社会システム、ライフスタイルの転換 (P29)

A-2-1 再生可能エネルギーの利用促進 (P30)
A-2-2 再生可能エネルギーの創出促進 (P30)

A-3-1 環境配慮型まちづくりの推進 (P31)
A-3-2 CO₂吸収源としての緑の保全・創出 (P31)

B-1-1 生ごみ・食品ごみの削減 (P34)
B-1-2 脱プラスチックの促進 (P34)
B-1-3 ペーパーレスの促進 (P34)

B-2-1 モノを長く使う・循環的に使う (P35)
B-2-2 不用品交換システムの充実 (P35)

B-3-1 ごみ分別ルールの徹底 (P36)
B-3-2 多様な主体による資源回収の促進 (P36)

B-4-1 ごみ・資源の収集・運搬・処理の適正化 (P36)

C-1-1 在来種を大切にする (P39)
C-1-2 外来生物対策 (P39)

C-2-1 良好な緑・自然の保全 (P40)
C-2-2 新たな緑の創出 (P40)
C-2-3 緑のまちづくりの活性化 (P40)

C-3-1 農あるくらしの推進 (P42)
C-3-2 持続可能な里山の推進 (P42)

D-1-1 事業活動等から発生する公害等の防止 (P46)
D-1-2 くらしから発生する公害等の防止 (P46)
D-1-3 環境美化活動の推進 (P46)

D-2-1 気候変動への適応 (P47)

環境にこだわる人づくり・地域づくり

2. 施策の方向

A. 脱炭素の暮らしと地域づくり

【これまでの状況】

気候変動はすでに私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしています。将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇していくことが確実と言われており、もはや『気候変動』ではなく、私たちやすべての生き物にとっての生存基盤を揺るがす『気候危機』と言われています。これまでよりもレベルの高い次元で温室効果ガスの発生抑制に取り組んでいかななくてはなりません。

温室効果ガスの発生割合は、本市は産業部門の割合は低く、業務その他部門（商業・サービス・事業所等）、家庭部門、運輸部門（自動車等）の割合が高いことから、市民や事業者が我がごととして意識を持ち、環境配慮行動を着実に実践していくことが不可欠です。

その意味で、『気候危機』に対する取組の意義や必要性を市民・事業者に確実に定着させていくことが重要となります。

【2050 年への道筋】

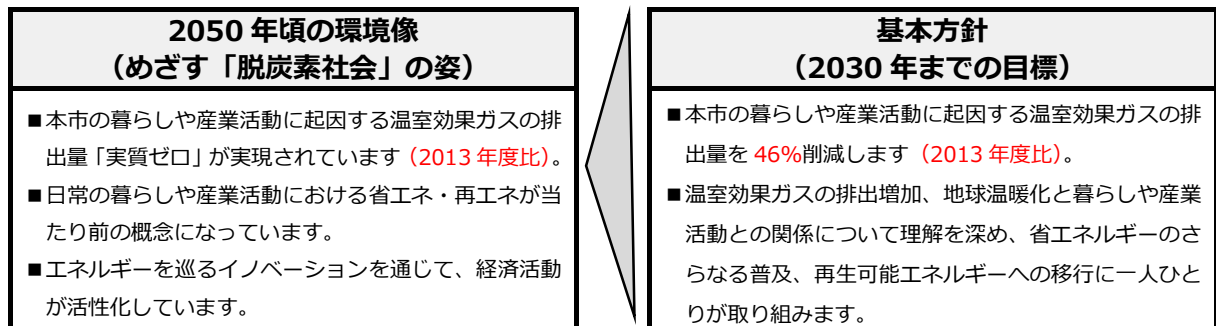
パリ協定（COP21 2016 年 11 月発効）によると、21 世紀後半には温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスをとることにより、温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を目指しています。

46

日本では、2030 年度に温室効果ガス排出量を 26%削減（2013 年度比）するという中間目標と、2050 年に温室効果ガス排出「実質ゼロ」という長期目標を掲げています。本市においても 2050 年頃までに「実質ゼロ」を目指し、今後 10 年を「実質ゼロ」につなげるための土台づくりの 10 年ととらえ、省エネルギーのさらなる普及、水素エネルギーをはじめとする再生可能エネルギーへの移行に一人ひとりが前向きに取り組み、温室効果ガス排出量削減の歩みを着実にしていきます。

土台づくりの手法としては、具体的数値の『見える化』等、透明性、包摂性、参画性といった SDGs の考え方を取り入れた、持続可能な手段を用います。

また、施策の方向としては、省エネ・再エネにより、化石燃料由来のエネルギー使用を減らすとともに、「実質ゼロ」を達成するために、吸収量を増やすことにも取り組んでいきます。愛・地球博の理念を継承して整備した公園西駅周辺を取組を参考にした「長久手市環境配慮型まちづくり施策」を令和 3 年度から始動することとしており、この手法を市域全体へ活用しながら、『脱炭素社会』の実現を目指していきます。



【施策の方向】

A-1 エネルギー使用量を減らす

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎エネルギーを効率的に使用する社会システムやライフスタイルが定着しています。 ◎省エネが「我慢」「努力」ではなく、ごく「普通」の生活様式となっています。「暮らしを豊かにする手段」にしている。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎市民生活、事業活動において、資源やエネルギーを効率的に使用し、エネルギー使用量を減らします。

A-1-1 くらしや事業活動における省エネのさらなる促進

- ・家庭や事業所を対象とした省エネ行動促進のためのこれまでの取組は、改善を図りながら継続して実施し、省エネ効果が期待できる新たな取組について検討を進め、その普及を図ります。
- ・市民・事業者が省エネ効果を実感できる仕組みづくりを行います。

【重点施策】

- ☐ 省エネ行動の効果の見える化、費用対効果の周知（重点施策① P52）
- ☐ エネルギー消費状況の見える化（重点施策② P53）

A-1-2 移動・自動車利用のあり方転換

- ・電気自動車や燃料電池車など CO₂ 排出量の少ない車（エコカー）への転換を促す取組や、公共交通、自転車、徒歩の利用促進のための取組、人の移動・物流を効率化していくための取組などを展開します。

A-1-3 社会システム、ライフスタイルの転換

- ・朝型生活の推進、深夜活動の抑制、移動や訪問を伴わない働き方の促進など、CO₂ の削減につながる省エネ型の社会スタイル、ライフスタイルを促す取組を推進します。

A-2 炭素に由来しないエネルギーに転換する

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎市内で使用するエネルギー源は「脱炭素」が中心となっています。 ◎水素エネルギーをはじめとする多様な再生可能エネルギーが市内の至るところ・場面で創出・活用されています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎化石エネルギーの使用を抑制し、再生可能エネルギー・水素エネルギーの活用を定着化させます。

A-2-1 再生可能エネルギーの利用促進

- ・再生可能エネルギーを選択して調達できるよう、情報提供やシステム紹介を進めるなど、再生可能エネルギーの利用促進のための取組を強化します。
- ・水素エネルギーの利用促進、水素エネルギーを活用した機器の導入を推進します。

【重点施策】

- ☐ 行政における再生可能エネルギーの率先利用（重点施策② P53）

A-2-2 再生可能エネルギーの創出促進

- ・各家庭や事業所で発電、使用する太陽光エネルギー等の他、小水力発電や廃棄物を利用したエネルギーの創出手段について情報の把握に努め、災害時の非常用エネルギーとしての活用等も視野に入れて検討します。



A-3 脱炭素の住まいやまちをつくる

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎温室効果ガス排出も含めたゼロエミッション施設やエリアが市内に多くできています。 ◎「環境配慮型まちづくり」が定着しています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎脱炭素、再生可能エネルギーの活用を前提としたハード・ソフトのまちづくり・住まいづくりを市内で展開します。

A-3-1 環境配慮型まちづくりの推進

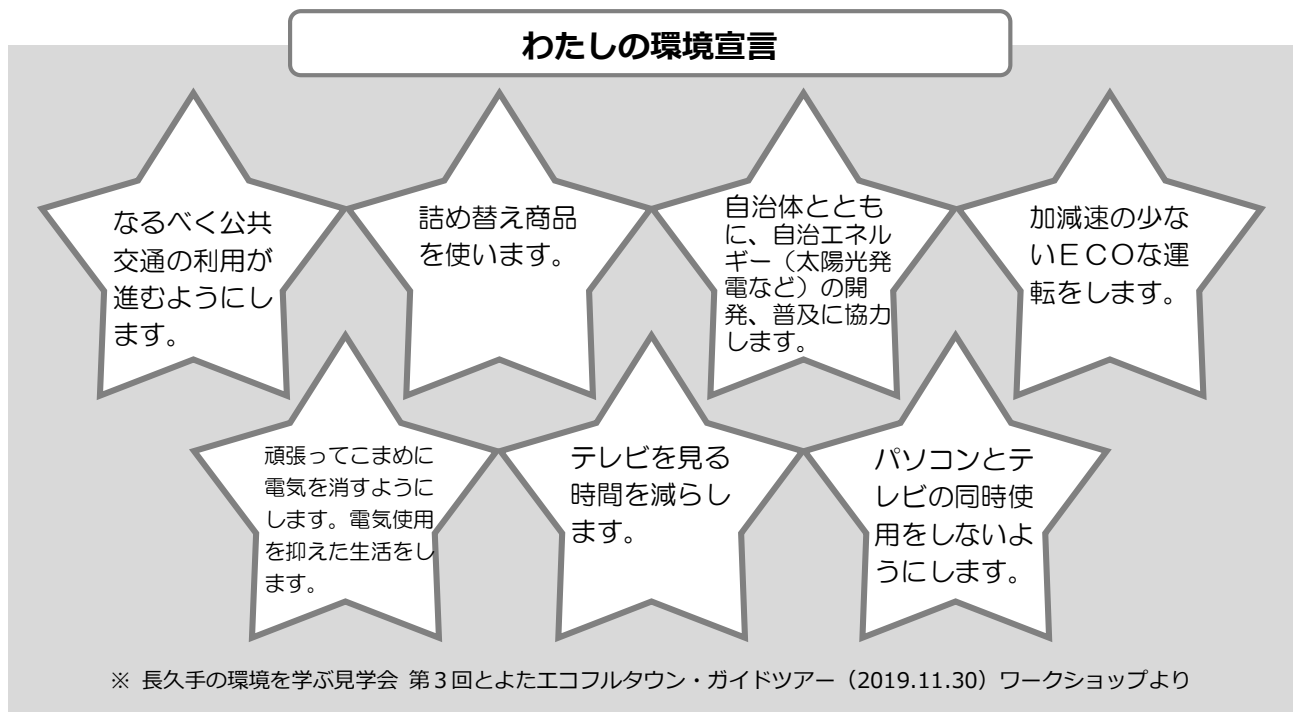
- ・スマートシティの整備、エネルギーネットワークの構築（エリア内におけるエネルギー効率利用）、環境配慮につながるエリアマネジメントなど、環境配慮型のまちづくりを推進します。
- ・建築物の省エネ化（スマートハウス）の普及を促進します。

【重点施策】

- ☐ 環境配慮型まちづくりの推進（重点施策③ P54）

A-3-2 CO₂ 吸収源としての緑の保全・創出

- ・排出された CO₂ を吸収する役割を担う、まちの緑の保全・創出を進めます。
- ・緑の保全・創出をする取組については、「C-2 緑・自然を増やす、育む」（P40）に記載します。



市民の取組
● 地球温暖化、気候変動といった課題を他人事としてではなく、我が事としてとらえ、正しい知識を身につけます。 ● 自らの暮らしから発生する温室効果ガスを、30年後までに実質ゼロに近づけるにはどうすればいいか考え、実践します。 ● 環境に配慮した選択が、具体的にどれくらい温室効果ガスを抑制できるのか。HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）等を設置し、見える化された電気使用量や電気代を見て、意識を高めます。 ● 自ら進んで、クールチョイス（地球温暖化対策のための賢い選択）に努め、家庭からのCO₂排出の削減に努めます。 (例)・鉄道・バス等の公共交通機関、徒歩、自転車を利用 ・自動車は環境配慮車を購入。エコドライブの実施。 ・HEMS、高効率給湯器、LED照明器具、緑のカーテンの導入、省エネ家電への買い換え等 ● 再生可能エネルギー設備の導入、再生可能エネルギー由来の電力の購入を進めます。
事業所の取組
● 30年後の脱炭素なまちに向け、環境の視点から事業活動全般を見直し、計画的に脱炭素化に向けた取組を進めます。 ● 省エネルギー設備の導入などにより、省エネとエネルギーの効率利用を進めます。 (例) BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入、省エネ診断、ESCO事業（光熱水費等の経費削減ビジネス）の実施等 ● 省エネルギーにつながる事業運営を実施します。 (例) 朝活・朝イベントの推進、働き方改革の推進（リモートワーク促進、時間外勤務抑制、深夜営業の見直し） ● 再生可能エネルギー設備の導入、再生可能エネルギー由来電力の購入を進めます。 ● 公共交通機関の利用やノーカーデーの実施、徒歩や自転車による移動、相乗り通勤を推奨します。社用車にパーソナルモビリティ等、環境配慮車を導入します。
上記取組の普及啓発の他、行政の取組
● 省エネ行動の効果の見える化、費用対効果の周知をします。 ● 公共施設におけるエネルギー消費状況の見える化をします。 ● 環境配慮型まちづくりを推進します。 ● 自動車が排出する温室効果ガスの抑制を進めます。 ● 炭素に由来しないエネルギーの利用促進のためのインフラ整備等の検討をします。 ● 植樹等により、CO₂吸収源としての緑の保全と創出を進めます。 ● 市機関が排出する温室効果ガス削減対策は、長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき実施し、市民や事業者の先導役となるよう努めます。

B. 循環型の暮らしと地域づくり

【これまでの状況】

地球環境の破壊をもたらす要因の一つに、大量生産・大量消費・大量廃棄をベースとした社

会経済システムがあげられます。私たちは、資源の有限性や地球温暖化防止の重要性を認識し、環境負荷の少ない循環を基調とした社会へと転換していく必要があります。

本市では、資源とごみの分別ガイドブックの作成、ながくてエコハウスを拠点とした資源の回収と再利用品の提供、リサイクルマーケットの開催、スマートフォン向け分別アプリ「さんあ〜る」の導入など、ごみの減量に係る施策を展開してきました。

こうした施策の効果もあって、家庭から排出される 1 人 1 日あたりのごみの量は減少の傾向を見せていますが、人口増加に伴うごみ排出量の総量の増加が懸念されるところとなっています。また、家庭のもえるごみの中には、まだまだ再生可能な紙類・プラスチック類の混入がみられることから、これらを再資源化していくことが必要です。近年では、大型商業施設の出店による事業系ごみの増加といった実情も浮き彫りとなっています。

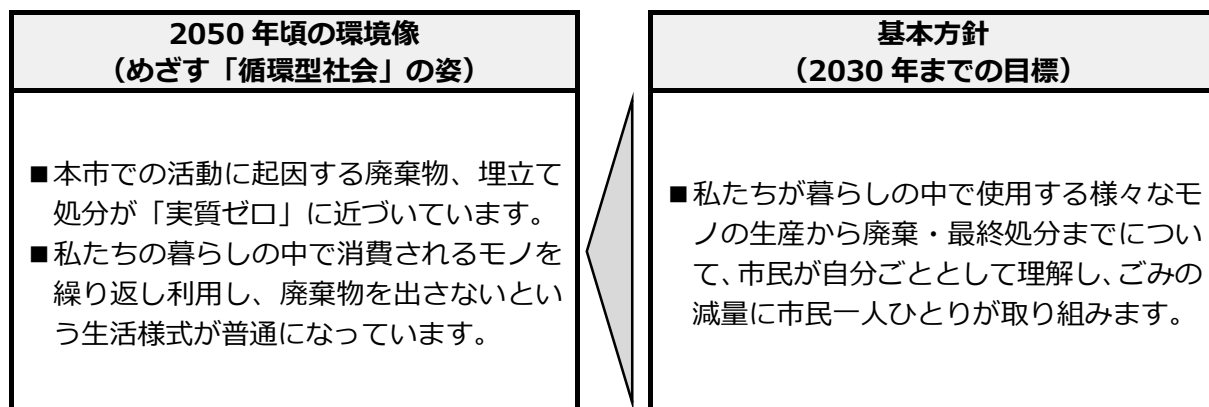
【2050 年への道筋】

循環型社会は、循環型社会形成推進基本法によると、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されており、その実現方法としては、1) ごみを出さない、2) 出たごみはできるだけ利用する、3) どうしても利用できないごみはきちんと処分する、以上の 3 つが提示されています。究極的には、資源の循環利用システムを成立させて、“どうしても利用できないごみ”を発生させない社会が理想の社会像となります。

本市における 2050 年頃の環境像については、こうした理想の社会像、すなわち、廃棄物の発生量が「ゼロ」に大きく近づいている姿を目標として定めます。

本市において、2050 年目標に向けて、ごみの減量化、資源化の取組をさらに高いレベルへと引き上げていくためには、市民・事業者が生産・消費行動の重要性を強く意識し、日頃の環境配慮行動に実際につなげていくことがきわめて重要になります。

そこで、今後 10 年は、廃棄物発生量「実質ゼロ」を前提とした意識定着の 10 年とし、意識定着の下でごみ減量に市民一人ひとりが前向きに行動する社会を目指します。



【施策の方向】

B-1 ごみを出さない、つぐらない

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎「ごみを捨てない」ではなく、「ごみを出さない・つぐらない」が普通の生活様式として定着しています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎市民生活、事業活動に伴うごみの発生をゼロに近づけます。

B-1-1 生ごみ・食品ごみの削減

- ・生ごみは脱水・乾燥による減量を図るとともに、堆肥化、エネルギー化を促進します。
- ・食品ロス削減のための意識啓発及び仕組みづくりを進め、食品ごみの減量と資源化を推進します。

【重点施策】

- ☐ 事業所から排出される食品ロスの削減（重点施策④ P55）
- ☐ ごみの減量化・資源化の「見える化」（重点施策⑥ P57）

B-1-2 脱プラスチックの促進

- ・プラスチックに代わる紙・バイオ素材の活用やエコバッグ等の利用を促進するなどにより、脱プラスチックに向けた取組を展開します。

B-1-3 ペーパーレスの促進

- ・事業所や家庭、地域活動など様々な場面で資料の電子化を促進するための取組を進めます。
- ・ペーパーレスの文化の普及を図り、ごみの減量、無駄な森林伐採の抑制に寄与します。

わたしの環境宣言

燃えてはいけ
ないもので分
けてるから、
僕も家で確
認していきます。

雑紙の分別を
もっと頑張り
ます（資源ご
みに回します）。

もう少しして
いねいに分別
します。

※ 長久手の環境を学ぶ見学会 第1回ごみ処理施設晴丘センターの見学（2019.8.21）ワークショップより

B-2 モノを大切に使う、使えるモノを再利用する

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎使えるモノは“ごみ”にならず、“モノ”として再利用される社会の仕組みが確立されています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎モノを使い終えてもごみとして捨てずに繰り返し使うこと(リユース)、まだ使えるモノは修理して使うこと(リペア)を、より身近な生活行動として暮らしに浸透させます。

B-2-1 モノを長く使う・循環的に使う

- ・意識啓発や環境教育の充実を図りながら、モノは繰り返し使用する、修理して使うという生活文化を醸成します。
- ・リペア、リフォームの利用を促進するための機会拡充を図ります。

【重点施策】

- リペア・リフォームストアの整備（重点施策⑤ P56）

B-2-2 不用品交換システムの充実

- ・市の不用品交換で扱う種類拡大の検討等、不用品交換の利用促進のための仕組みづくりをします。

わたしの環境宣言

小さなものから分別します。

本当に必要なものか、持っているもので代用できないか考えてから手に入れるようにします。

燃えるごみを減らすために頑張ります。ごみが資源となるように取り組みます。

ごみは減らすようにします。分別は細かく取り組んでリサイクルできるようにします。

分別がしっかりとできるようにします。

スプレー缶には穴はあけないようにします。

無駄な買い物をしない（必要以上に買わない）ようにし、リサイクル品を活用します。

※ 長久手の環境を学ぶ見学会 第1回ごみ処理施設晴丘センターの見学（2019.8.21）ワークショップより

B-3 資源として再生する

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎ 不用物は分別が徹底され、資源として再生利用されています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎ 不要なモノは資源化して新しいものをつくるリサイクルの仕組みを暮らしの中に定着させます。

B-3-1 ごみ分別ルール徹底

- ・ 再資源化可能なものが正しく分別されるよう、ガイドブック、アプリ等を活用したり、分別体験を行ったりして、分別の徹底を図ります。
- ・ 大学・学校、賃貸住宅家主等と連携し、分別方法の周知を徹底します。
- ・ 事業者に対するごみ排出・搬入ルールの徹底を図ります。

【重点施策】

- ☐ 広報の充実:ごみ分別の結果とメリットの「見える化」(重点施策⑥ P57)

B-3-2 多様な主体による資源回収の促進

- ・ 民間とも連携し、資源回収機会を増やします。また、再資源化対象品目の拡大を図ります。
- ・ 資源回収促進のための意識啓発を図るとともに、資源回収を促す仕組みづくりを進めます。

B-4 適正に処理する

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎ 最小限の環境負荷で、エコなごみ処理がなされています。 ◎ 最低限のコストで、安全かつ衛生的な処理が実現しています。 ◎ 最終処分するものが「実質ゼロ」に近づいています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎ 環境負荷、コストを最小限に抑えながら、安全にごみ処理を進めます。

B-4-1 ごみ・資源の収集・運搬・処理の適正化

- ・ 運搬収集・中間処理・最終処分では、環境負荷をかけない体制づくりを要請します。
- ・ ごみ処理のコスト低減を図ります。



市民の取組
● ごみ処理についての正しい知識を身につけ、自分が出すリサイクルできないごみを 30 年後までにゼロにするにはどうすればいいか、考え、実践します。 ● 食べ物の食べ残しをしないようにし、食品ロスを削減します。 ● 生ごみはよく水切りします。また、堆肥化するなどして、生ごみの減量をします。 ● 買い物にはマイバッグを持参します。過剰な包装の商品は避ける、詰め替え商品を選ぶ、不要なモノはもらわないなど、リデュース・リフューズ※に取り組みます。 ● 家庭での脱プラスチック、ペーパーレスに取り組みます。 ● 使えるモノは繰り返し使う、修理して使う、不用品交換システムを利用するなど、リユースに取り組みます。 ● リサイクルできるモノは資源回収に出し、リサイクルに取り組みます。 ● 再生利用された製品を購入するようにします。 ● ごみの分別ルールに従って正しく分別し、ごみ出しします。
事業所の取組
● 事業所での省資源化・再資源化を進め、事業系ごみの減量を進めます。また、ごみの適正な処分を行います。 ● 飲食店や食料品販売店などから排出される食品ロスの削減に取り組みます。 ● 各種リサイクル法に基づくリサイクルを徹底します。 ● すぐにごみとなるモノを作らない、売らないようにするほか、分別しやすくする、回収するなど、市民の 5 R の実践に協力します。
上記取組の普及啓発の他、行政の取組
● 事業所から排出される食品ロスの削減を推進します。 ● リペア・リフォームストアの定着のための場づくりをします。 ● ごみの減量化・資源化の「見える化」をします。 ● 市内での堆肥循環の仕組みづくりの検討 ● 生ごみのエネルギー利用の検討 ● 生ごみ処理機購入補助金の継続 ● プラゼロ生活術（教材）の作成導入の検討 ● 市民、事業者に対する取組の啓発 ● 市機関が排出するごみ減量対策は、長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき実施します。ごみの減量化・資源化の取組の効果を『見える化』するためのシステムを整備します。

※リデュース：Reduce（発生抑制）、リフューズ：Refuse（不要なものをもらわない）

※ 5 R：Reduce, Reuse, Recycle, Repair (Reform), Refuse の 5 つの R の頭文字を表す。

ごみが出ないようにする、まだ使えるものは工夫して使う、資源として再生する、修理して使う、不要なものをもらわない

C. 自然共生のくらしと地域づくり（長久手市生物多様性地域戦略）

【これまでの状況】

生物多様性が失われる原因の一部に、開発による生息環境の悪化や、里山などの手入れ不足による自然の質の低下、外来種などの持込みによる生態系のかく乱が挙げられます。

こうした課題に対応するため、本市では、開発エリア周辺等の継続的な調査による自然環境情報の集約・整理や、生態系に富む区域を市民が共通認識するための取組「生態系保護エリア」の設定、保全の主な担い手であるボランティア団体の活動支援、特徴的な自然環境区域の保全方針や管理体制を定めた「二ノ池湿地群保全管理計画」の策定、外来種勉強会等啓発イベントの開催、パンフレット等による情報発信など、自然と共生する地域づくりのための施策を展開してきました。

こうした施策の効果もあって、市民アンケートからは76%が自然共生社会について関心や興味を持っているという結果でしたが、今後も自然の恵みを持続的に享受していくには、生態系を持続的に保全し、生態系の回復能力を超えない範囲で利用する必要があることを私たち一人ひとりが理解し、行動しなければなりません。

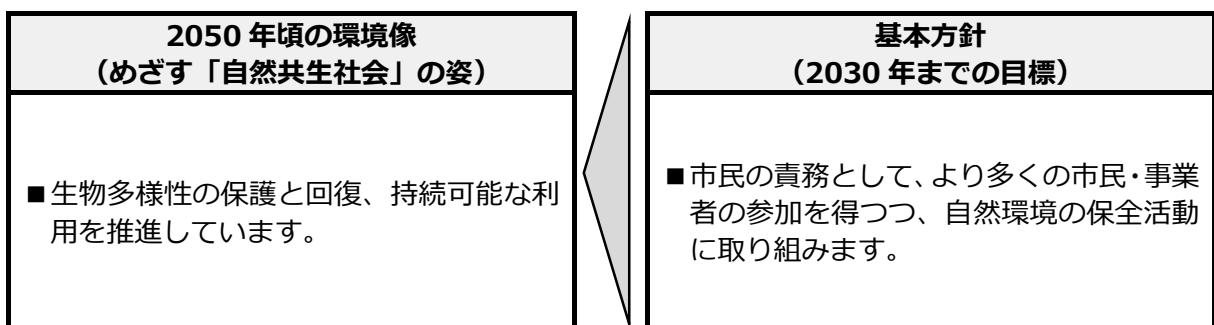
また、近年、生態系をかく乱するおそれのある外来生物の侵入が確認されていることや、保全活動団体など担い手が高齢化していることから、これらへの更なる対応が必要とされています。

【2050年への道筋】

2010年に名古屋市で開催された第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）では、2050年までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現が定められ、併せて、愛知目標（戦略計画2011～2020）が採択されました。現在わが国では、2050年における「人と自然との共生」を目標に次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が進められています。

わが国の長期的な視野にならい、2050年の本市の環境像の設定に際して、生物多様性の損失を阻止し、生態系の保護と回復を図りつつ、持続可能な利用を推進するという目標を掲げます。その達成には、今後10年間で、市民一人ひとりによる生物多様性の危機的状況や重要性の十分な理解や、将来の担い手となる人材発掘により、下地を育むことが重要となります。

その足がかりとして、現状の「見える化」や多様な世代・主体による連携の促進を通じて、より多くの市民の自然への愛着・意識を高めながら、本市の特徴を活かした持続可能な自然共生社会を目指します。



【施策の方向】

C-1 生態系・生物多様性の保全

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎希少種・絶滅危惧種が普通種となっています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎在来種が生息できる環境を守ります。 ◎外来種の被害防止と駆除を行います。

C-1-1 在来種を大切にする

- ・市内の生態系ネットワーク※の充実のため、湿地、ため池、河川、里山、農地等の適正な保全・維持管理を行います。
- ・東部丘陵生態系ネットワーク協議会と連携し、広域的な視点による生態系ネットワークの形成に取り組みます。

※生態系ネットワーク：生き物の生息・成育空間を適正に配置し、つながりを確保すること（P43 へ）

【重点施策】

- ☐ 在来生物の情報提供や学習、保護、育成活動の推進（重点施策⑦ P58）

C-1-2 外来生物対策

- ・勉強会や駆除活動を通じて、外来種についての知識の普及を図ります。
- ・外来生物の被害防止と駆除を実施します。

【重点施策】

- ☐ 外来生物も含む生息状況調査の実施と生息状況の見える化（重点施策⑦ P58）

わたしの環境宣言

今後も、今回のような企画に参加し、自治体と協働して前進していきたい。

自分の周りに長久手の里山について話題にしていきたい。

森づくりを楽しみます。

福井、東山地区の里山づくりのお手伝いをしていきたい。

※ 長久手の環境を学ぶ見学会 第2回 生態系保護エリア東山の谷津田の見学（2019.9.15）ワークショップより

C-2 緑・自然を増やす、育む

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎多様な生物が生息し、市民が市内のいたるところで緑や自然に親しんでいます。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎多様な生物の生息環境を守るため、里山林、水田、湿地及び水路等の適切な保全、緑地の整備・保全を進めます。 ◎市民、学生及び企業との協働による緑のまちづくりを推進します。

C-2-1 良好な緑・自然の保全

- ・西部の市街地においては、緑の積極的な維持・管理に取り組み、緑の質を高めま
- す。
- ・豊かな自然環境を形成している東部の田園・丘陵地の保全を図ります。
- ・「長久手市緑の基本計画」で緑化重点地区として位置づけられている「里山エリア」について、積極的に保全・活用を図り、その中の生態系保護エリアを中心に生物多様性を維持する湿地などの環境を保全します。

【重点施策】

- ☐ 地域、企業、学生等による里山保全活動の実施（重点施策⑧ P59）

C-2-2 新たな緑の創出

- ・「長久手市緑の基本計画」と整合を図りながら、緑の軸と緑の拠点の形成を行います。また、緑の軸と緑の拠点を結ぶ生態系ネットワークも考慮した、緑のネットワークの形成を図ります。
- ・西部の市街地では、公共施設や民間施設の緑化の充実・拡大、宅地の緑化促進などを進め、まちの緑を創出します。
- ・市街地を流れる河川については、市民が親しめるよう護岸、沿岸の緑化を推進します。

C-2-3 緑のまちづくりの活性化

- ・市民、学生及び企業との協働による緑のまちづくりを推進します。
- ・人材育成や地域の取り組みへの専門家の派遣など、市民が主体となった緑のまちづくりを支援します。

参考 関連計画「長久手市緑の基本計画」

令和2年（2020年）3月に策定された「長久手市緑の基本計画」では、「C-2 緑・自然を増やす、育む」について、以下を目指しています。

市街地に緑を創出し、農作物を生産し季節を伝えてくれる農地、身近な自然を提供し多様な生物が生息する丘陵地の豊かな緑の保全・活用をベースとして、緑の軸と緑の拠点の効率的な形成により、市民の誇りとなる緑と市内外からの来訪者をもてなす緑を備えた魅力的な緑の都市とします。

成果指標	令和元年度 (2019年度)	令和10年度 (2028年度)
一人あたりの 都市公園面積	31.87 m ² /人	36.1 m ² /人

わたしの環境宣言

市民記者として
市のHP、ブログでPRしていきたい。

生き物をあまり捕まえないようにします。

活動に参加します。地区清掃に協力します。

地域の自然体験会に参加したり、自分でも体験会を行ったりします。

遠方からの輸送でCO₂を多く排出する生產品よりも、地元で収穫して環境に優しい、生產品、食物を食べるようにします。

身近な昆虫や草花などをもっともっと知るようになります。

外来種の撲滅活動に積極的にかかわります。

※ 長久手の環境を学ぶ見学会 第2回 生態系保護エリア東山の谷津田の見学（2019.9.15）ワークショップより

C-3 自然を活かしてくらす

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎農地や里山が市民の財産として持続的に保全・活用されています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎自然に親しむ場所を確保し、市民が農業体験、里山体験などの自然と関わる活動を推進します。

C-3-1 農あるくらしの推進

- ・農業及び農地の持つ環境保全機能についての理解を深めます。
- ・様々な人が行う農に関わる取組を応援し、農業後継者や新規就農者の確保、育成に取り組むとともに、「農」の多様な担い手を増やし、農地の保全・活用を図ります。
- ・農とのふれあいの場の創出に取り組みます。

C-3-2 持続可能な里山の推進

- ・市民・土地所有者・行政等が一体となって取り組む、里山保全活動を促進します。
- ・里山の価値を理解し、守り、育むため、里山くらしの知恵や技術を学ぶ機会と場を確保します。
- ・次世代に継承できる「持続可能な里山」づくりを進めます。

【重点施策】

- 地域、学校、企業等による生物多様性保全活動の実施(重点施策⑧ P59)

わたしの環境宣言

保全活動への参加、環境の観察を継続します。

自然の危うさと美しさを知る勉強を続けます。

湿地保全の会に参加します。

長久手の素晴らしい自然を市民の方に少しでも広めていく活動に取り組みます。

※ 長久手の環境を学ぶ見学会 第2回 生態系保護エリア東山の谷津田の見学(2019.9.15) ワークショップより

参考 関連計画「長久手市里山プラン」(平成 28 年 3 月策定)

「長久手市里山プラン」では、「C-3 自然を活かしてくらす」に関連して、下のことを記載しています。

愛着と楽しさのある「行ってみたい『里山』」を目指し、基本方針を定めています。

- 1 各地区の特性を活かした特色ある「里山」とする
- 2 適切な保全により、本市の魅力となる「里山」とする
- 3 交流や体験により、市民が楽しさを発見できる「里山」とする
- 4 里山の保全・活用に関わる人や組織の充実・拡大を図る
- 5 里山と人との新たな関係づくり、仕組みづくりを進める

また、里山の具体的な保全・活用方針を、次のように定めています。

- 1 池や湧水湿地については、生物多様性に配慮するとともに、「里山」としての景観などに優れた地区について保全する。
- 2 市民活動団体等が中心となり、市民が楽しむことのできる里山の体験講座やイベントなどを開催する。
- 3 里山での活動に必要な拠点施設、自然とのふれあいや健康づくりのための散策路を整備する。

参考 東部丘陵生態系ネットワーク協議会とは

野生生物の多くは一生を通じて複数の異なる自然環境を利用しています。また、生物の集団の孤立を防ぐためには、移動できる範囲に様々な自然環境が存在していることが重要で、こうした自然環境を結ぶものが生態系ネットワークです。

東部丘陵生態系ネットワーク協議会は、本市を含む 10 の自治体からなる名古屋東部丘陵地域において「23 大学が先導する、ギフチョウやトンボの舞うまちづくり」を目標に、この地にある大学が中心となり住民・企業・自治体と協力しながら、ふるさとの原風景が残された、心豊かに暮らせるまちをつくるための取組を行います。

市民の取組
● 長久手の自然や生物多様性について関心を持ち、身の回りの自然や生き物についての正しい知識を身につけるよう努力します。 ● 市や市民団体等が実施する自然観察会、散策会や生き物調査に参加します。 ● 県民参加型生物多様性モニタリング調査に協力します。 ● 市民参加による里山の整備活動をはじめ、市や市民団体等が実施する生物多様性保全活動に参加、協力します。 ● 特定外来種の持ち込みをしません。また、その除去に協力します。
事業所の取組
● 長久手の自然や生物多様性についての理解が深まるように、従業員への情報の提供、学習機会の提供に努めます。 ● 事業所周辺の自然環境に配慮して、環境保全対策を行います。 ● 市や市民団体等が実施する自然観察会、散策会や生き物調査に協力します。 ● 市民参加による里山の整備活動をはじめ、市や市民団体等が実施する生物多様性保全活動に参加、協力します。 ● 特定外来種の生き物については、法に基づき適正に管理します。
上記取組の普及啓発の他、行政の取組
● 希少動植物の生息状況に関する調査を継続的に実施します。 ● 関係団体等と協力しながら、散策会、生き物勉強会、保全活動体験会を開催します。 ● 生態系ネットワークを構築するため、関係団体と連携します。 ● 生き物の生息・生育空間の保全策を講じていきます。 ● 河川や道路などの土木工事にあたっては、生物にやさしい工法等を採用します。 ● 外来生物の生息状況調査を行い、併せて生息状況についての情報提供を行います。 ● 外来生物に関する勉強会や駆除活動を行います。 ● 公園・緑地、街路樹、社寺林、生産緑地等の市街地の緑を保全・維持します。 ● 農地、丘陵地、河川やため池等の自然環境を保全します。 ● 公共施設や宅地での緑化を進めます。 ● 市民、企業、学生等が主体となる保全活動を支援します。 ● 緑のまちづくりに関する情報を発信します。 ● 農業振興を図り、農地の保全・活用及び農とふれあう機会を提供します。 ● 里山についての勉強会を開催し、持続可能な里山づくりにかかわる市民や企業等の活動を支援します。

D. 安全・安心のくらしと地域づくり

【これまでの状況】

安全・安心の環境を確保するためには、公害のないまちづくりが必要です。本市では、河川の水質、大気、道路の騒音について常時監視し、環境基準等の達成状況を把握しています。近年は環境基準を超えることはありませんが、今後も良好な状況を維持するため、事業所や道路管理者等との連携や情報共有を図っていくことが必要です。また、最近は日常生活からの騒音や光害、野焼き、ペットの飼育等に関する苦情も多くなっています。これらについては、生活におけるお互いの配慮が基本になることから、地域コミュニティと連携した取組が必要です。

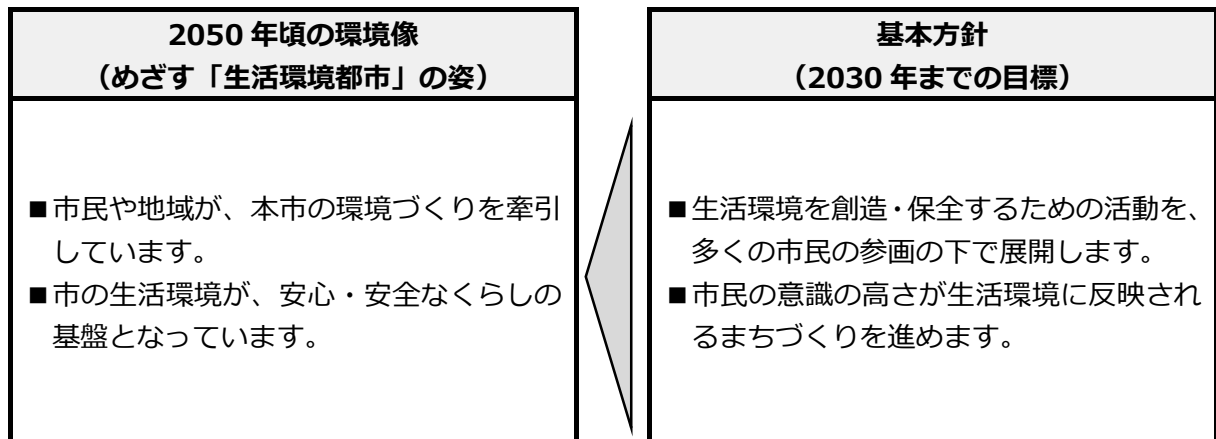
本市では、「ごみゼロ運動」「愛・N クリーン」をはじめとして、市民参加の美化活動が積極的に行われています。きれいなまちを維持するために、市民主体による地域の美化活動や植栽活動等が必要不可欠です。

地球温暖化を原因とした最近の猛暑や集中豪雨等の気候変動は、私たちの安全・安心や健康を脅かすだけでなく、産業や経済にも影響を及ぼし始めています。

【2050 年への道筋】

「安全・安心」は私たちの身近な問題であり、すべての人が主体的に取り組む必要があります。一人ひとりが周囲への配慮をしながら、自分ごととして取り組み、長久手の良好な居住環境を次の世代に引き継いでいく必要があります。

そこで、長期的な視点では、市民や地域等が主体となって本市の環境づくりを牽引する姿を展望しつつ、事業活動や日常生活から発生する公害を防止したり、地域を美化したりするなどの生活環境を創造・保全するための活動を、多くの市民や市内事業者参加の下で展開し、安心して安全に暮らすことができる地域の環境を構築します。



【施策の方向】

D-1 みんなの生活環境を自分たちで守る

2050年頃の姿 (めざす姿)	◎近隣への影響に配慮した市民生活、事業活動が行われています。 ◎住民が主体となった美化活動や緑化活動等、環境を守る活動が盛んに行われています。
--------------------	--

基本施策の方向 (2030年目標に取り組むこと)	◎私たちの身近な生活環境について、市民、事業者、行政の協働により、良好な状態を守り、次の世代に引き継ぎます。
-----------------------------	--

D-1-1 事業活動等から発生する公害等の防止

- ・道路・建設工事等からの騒音・振動の防止、排ガスの適正化対策を図ります。
- ・工場等からの騒音・振動・土壌汚染の防止、排水・排煙・化学物質処理等の適正化対策を推進します。
- ・商業施設・集客施設等からの騒音・振動の防止対策を推進します。

D-1-2 くらしから発生する公害等の防止

- ・道路・河川や公共空間へのポイ捨ての撲滅、不法投棄防止に向けた啓発活動などの対策を推進します。
- ・生活からの騒音の防止対策を推進します。
- ・ペットの適切な飼育を啓発します。

【重点施策】

- ☐ 一人ひとりが取り組む良好な生活環境づくり（重点施策⑨ P60）

D-1-3 環境美化活動の推進

- ・クリーン活動、緑化活動、植樹活動などの、市民参加の環境美化活動を引き続き実施していきます。

D-2 気候の変化への適応を考える

2050 年頃の姿 (めざす姿)	◎本市の多くの施策は、気候変動の適応に配慮しながら実行しています。 ◎気候変動の適応に対する市民や事業者等の理解が深まり、各主体ができる取組を行っています。
基本施策の方向 (2030 年目標に取り組むこと)	◎地球温暖化による気候変動に対して、私たちの暮らしや健康、産業活動に対する影響を最小限に抑えるための取組を、市民・事業者や関係機関と協力して行います。

D-2-1 気候変動への適応

- ・ 猛暑・気温の上昇に伴う農業への影響について対応策（品種、農作業の時期）の検討を進めます。
- ・ 集中豪雨等による治水対策をはじめとして、気候変動に伴う自然災害（水害、土砂災害等）への影響について対応策の検討を進めます。
- ・ 熱中症対策など、健康・保健・医療・福祉における対応策の検討を進めます。
- ・ これらの対応策の検討を進めるとともに、**クールシェアスポット、クーリングシエルターの設置など適応策についての理解を深め、生活様式を改めていくための地域ぐるみで普及・啓発活動を進めます。**

【重点施策】

- ☐ 気候変動の影響の情報収集、適応策の研究と『見える化』
(重点施策⑩ P61)

長久手市気候変動適応計画

本市では、本項「D-2 気候の変化への適応を考える」を気候変動適応法第 12 条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」と位置付け、気候変動への適応を推進します。

市民の取組
● ごみのポイ捨て、不法投棄は行いません。 ● 地域で行われる一斉清掃活動、環境美化活動に積極的に参加します。 ● 不法投棄をさせない環境づくりに協力します。また、不法投棄を発見した場合は、市に連絡します。 ● 家庭からの生活騒音を出さないように心がけます。 ● ペットは適切に飼育します。
事業所の取組
● 法令に基づき、事務所・工場、工事現場等から騒音・振動、土壌汚染、排ガス等の公害の未然防止対策を徹底します。 ● 事業所周辺地域で行われる一斉清掃活動、環境美化活動に積極的に参加します。
行政の取組
● 大気や水質の状態についての定期的な観測調査を継続して行います。 ● 道路・建設工事等からの騒音・振動公害の防止について規制、指導、監視を行います。 ● 工場等からの騒音・振動・土壌汚染の防止、排水・排煙・化学物質処理等について規制、指導、監視を行います。 ● 不法投棄、野焼きの防止を図るため、規制、指導、監視を行います。 ● 有害物質による環境リスクについて情報を収集し、市民に提供していきます。 ● 市民、企業等が取り組む環境美化活動を支援します。 ● 気候変動による影響について情報を収集し、市民に提供していきます。 ● 気候変動への対応するクールシェアスポット、クーリングシェルターといった適応策について検討を展開するなど、必要な対策を講じていきます。

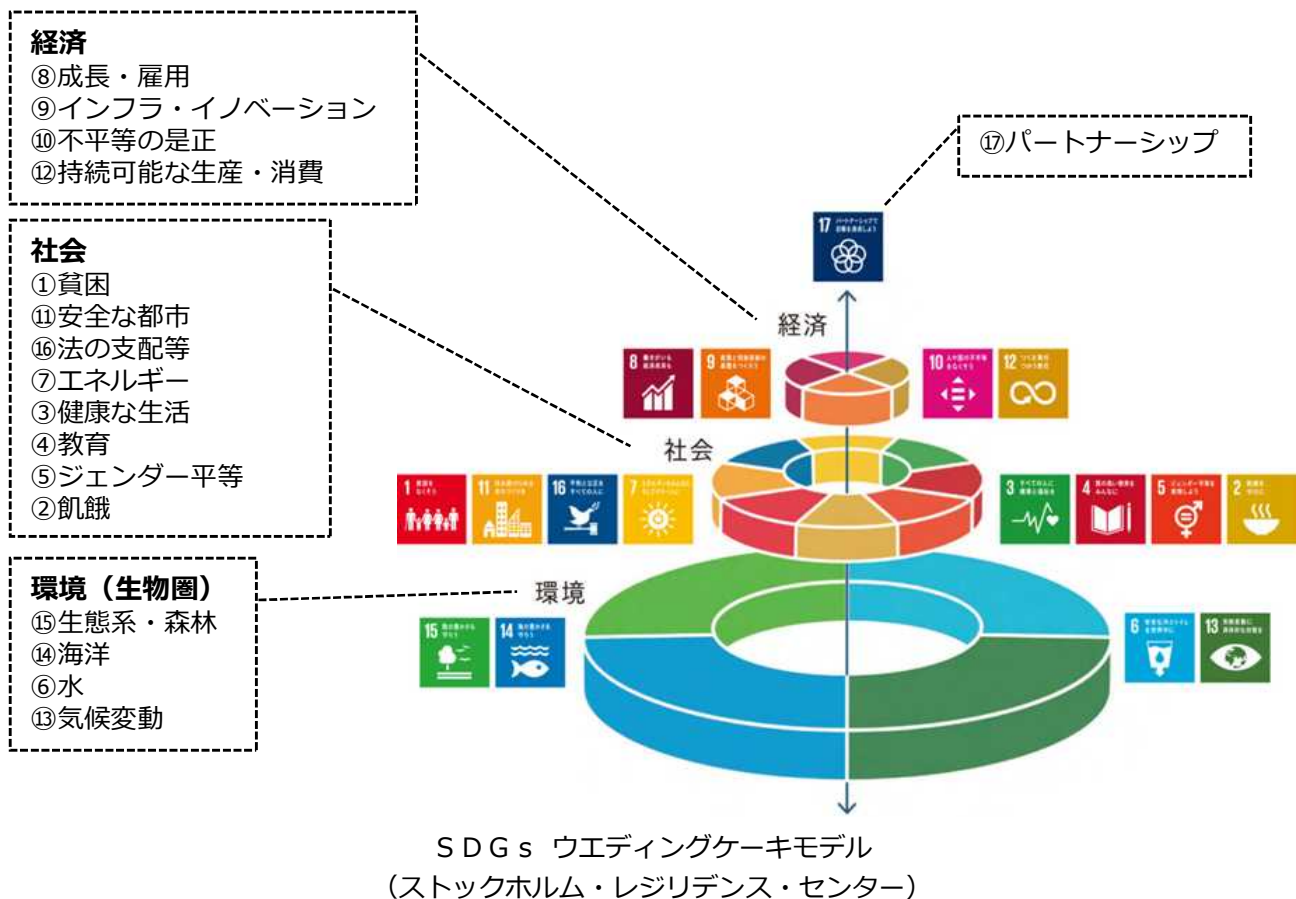
第5章 重点プロジェクト（5年間で取り組む重点施策）

2050年頃を見据えた「めざす環境像」を展望しつつ、**前期**の5年間に重点的に取り組む施策を「重点プロジェクト」として設定します。**後期**

環境問題の解決のためには、環境保全・創造への関心、とくに自分ごと・我がごととしての意識が重要であり、活動を担う人材や組織の発掘・育成などが不可欠です。

こうしたことから、短期的には、必要となる取組を継続しつつ、自分ごと・我がごととしての意識を高めていくための環境の『見える化』、環境問題に対する関心を喚起し取り組みやすい活動の実践を通じて、人づくり・意識付けに重点をおいた取組を推進します。

なお、SDGsの概念である「持続可能で多様性と包摂性のある社会～誰一人取り残さない～」の考えを重視して取り組みます。それぞれの重点施策に取り組むことにより、直接的・間接的にSDGsが掲げる17の目標の達成に貢献していくこととなります。



SDGsの目標17をケーキの頂点として、その下にある3つの階層「経済圏」「社会圏」「生物圏」によって構成されていることを表しています。「経済」の発展は、生活や教育などの社会条件によって成り立ち、「社会」は最下層の「生物圏」、つまりは人々が生活するために必要な自然の環境によって支えられていることを表しています。

【基本方針、施策の方向と重点施策との関係】

基本方針	施策の方向	単位施策と【重点施策】
A. 脱炭素の くらしと 地域づくり	A-1.エネルギー使用量 を減らす	A-1-1.くらしや事業活動における省エネのさらなる 促進 【重点施策①】 『電力見える化システム』を通じた市民の環 境配慮行動の『見える化』 HEMS など 【重点施策②】 公共施設における使用電力の『見える化』と 再生可能エネルギーの活用 デマンドシステムなど A-1-2.移動・自動車利用のあり方転換 A-1-3.社会システム、ライフスタイルの転換
	A-2.炭素に由来しない エネルギーに転換 する	A-2-1.再生可能エネルギーの利用促進 【重点施策②】 公共施設における使用電力の『見える化』と 再生可能エネルギーの活用 Green でんきなど A-2-2.再生可能エネルギーの創出促進
	A-3.脱炭素の住まいや まちをつくる	A-3-1.環境配慮型まちづくりの推進 【重点施策③】 環境配慮型まちづくりの『見える化』と推進 A-3-2. CO ₂ 吸収源としての緑の保全・創出
B. 循環型の くらしと 地域づくり	B-1.ごみを出さない・ つぐらない	B-1-1.生ごみ・食品ごみの削減 【重点施策④】 事業所から排出される食品ロスの削減 【重点施策⑥】 『見える化』システムを通じた、ごみの処理、 資源循環の仕組みの『見える化』 B-1-2.脱プラスチックの促進 B-1-3.ペーパーレスの促進
	B-2.モノを大切にす る、使えるモノを 再利用する	B-2-1.モノを長く使う・循環的に使う 【重点施策⑤】 リペア・リフォーム定着のための場づくり (リペア・リフォームストアの整備) B-2-2.不用品交換システムの充実
	B-3.資源として再利用 する	B-3-1.ごみ分別ルール徹底 【重点施策⑥】 『見える化』システムを通じた、ごみの処理、 資源循環の仕組みの『見える化』 B-3-2.多様な主体による資源回収の促進
	B-4.適正に処理する	B-4-1.ごみ・資源の収集・運搬・処理の適正化

基本方針	施策の方向	単位施策と【重点施策】
C. 自然共生の くらしと 地域づくり	C-1.生態系・生物多様性の保全	C-1-1.在来種を大切にする 【重点施策⑦】 豊富な生き物が生息する長久手の価値の『見える化』 C-1-2.外来生物対策
	C-2.緑・自然を増やす、育む	C-2-1.良好な緑・自然の保全 【重点施策⑧】 地域、企業、学生等が主体となった生物多様性保全活動の実践 C-2-2.新たな緑の創出 C-2-3.緑のまちづくりの活性化
	C-3.自然を活かしてくらす	C-3-1.農あるくらしの推進 C-3-2.持続可能な里山の推進 【重点施策⑧】 地域、企業、学生等が主体となった生物多様性保全活動の実践
D. 安全・安心の くらしと 地域づくり	D-1.みんなの生活環境を自分たちで守る	D-1-1.事業活動等から発生する公害等の防止 D-1-2.くらしから発生する公害等の防止 【重点施策⑨】 良好な生活環境の形成と『見える化』 D-1-3.環境美化活動の推進
	D-2.気候の変化への適応を考える	D-2-1.気候変動への適応 【重点施策⑩】 気候変動の影響の情報収集、適応策の研究と『見える化』

A. 脱炭素の暮らしと地域づくりに向けた取組

【重点施策①】

『電力見える化システム』を通じた市民の環境配慮行動の『見える化』

関連施策……A-1-1.くらしや事業活動における省エネのさらなる促進

目的・必要性	- 本市では、排出量に占める家庭部門の割合が大きいことから、家庭に焦点を当てた取組が求められます。 - 温室効果ガス排出削減はその成果が見えないため、市民の意欲的な取組を持続させるためには、自分の取組の成果や意味を『見える化』することが必要です。 - 自分の取組がどの程度の水準で、他にどのようなアイデアがあるのか等を知ることにより、前向きに取り組む意欲を引き出すことが期待できます。 5年間で市民の環境に対する意識が高まり、省エネに向けた行動に嫌々我慢して取組むのではなく、進んで環境配慮行動できる状態を目指します。 必要性を感じ取るとともに、暮らしを豊かにするため、
内 容	- 家庭の使用電力量を表示できる HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）等の機器を活用し、電気使用量を電気代として金額に換算するシステムを整備し、市民が日々の省エネの成果を実感できるようにします。 太陽光パネル等の共同購入事業で市民、事業所の「電力見える化」を促進します。 - 自分の省エネ等の行動を入力（電力見える化）することにより、温室効果ガスの排出削減に対する効果が表示されるwebサイト等を整備しますできる「エコチャレンジ事業」を実施します。温室効果ガス排出削減効果とともに、長久手全体の環境の状況、取組の工夫やアイデアの例も紹介します。 - 市民が積極的に取り組めるよう、得するサービス等を検討したり、知人や地域と一緒に参加できる仕組みを検討したりします。 - 現在運用しているごみ分別アプリ「さんあ〜る」との連携、ごみ減量や自然共生等の環境配慮行動の『見える化』も検討します。
実施体制	システム整備は、企業・大学・市民等との協働により取り組みます。 - 市民への普及・活用促進は、地域や学校等と連携しながら本市が行います。 電力見える化の取組方法は、環境学習の場を設けたり、事業者と連携して訪問サービスアウトリーチによりを実施する等、老若男女に問わる取組を呼びかけます。 - ポイントやサービス等の付与は、市内の企業や店舗等との連携を検討します。

【SDGs との関係】



【実施スケジュール】*

令和3年度～令和4年度	令和7年度～令和12年度
住宅用地球温暖化対策設備導入促進事業 エコチャレンジ事業 太陽光パネル等の共同購入事業	住宅用地球温暖化対策設備導入促進事業 エコチャレンジ事業 太陽光パネル等の共同購入事業 市民等への普及・広報・活用促進の継続・拡大

【成果指標（数値目標）】*

実績値（達成度）

（目標値）

項目	現状値(令和元年度)	令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
電力見える化システム利用者の電気使用量	—	±大平均±5.5%減 ＝(使用開始年比)＝	±大平均3.0%減 ＝(使用開始年比)＝
環境配慮行動促進事業参加者数 (エコチャレンジ事業エントリー者数及び太陽光パネル等の共同購入事業エントリー者数)	—	累計 2,806 人 (72.6%)	累計 3,866 人

* 当該計画策定時には「電力見える化システム」の整備、電気使用量を成果指標に掲げていたが、実務としてシステム整備が困難な状況であったため、上記のとおり、見える化について、より効果を検証できる現実的な成果指標に見直しました。

【重点施策②】

公共施設における使用電力の『見える化』と再生可能エネルギーの活用

関連施策……A-1-1.くらしや事業活動における省エネのさらなる促進

A-2-1.再生可能エネルギーの利用促進

目的・必要性	・温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すためには、エネルギー使用量を減らすとともに、化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギーへの切り替えが不可欠になります。 ・まずは市役所において率先的に取組を行い、その成果を広報し『見える化』することで、市民や事業者による切り替えを促進します。
内 容	・公共施設において使用する電力量を『見える化』し、省エネ行動の促進を図ります。(デマンドシステム) ・併せて、使用電力を太陽光、風力、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギー由来のものに切り替えます。(Green でんき等を含む。) ・公共施設の建物の屋根や敷地内に太陽光パネルを設置することにより発電するとともに、電力購入時に再生可能エネルギー由来の電力を選択して購入することなどにより、市の施設における再生可能エネルギー比率を高めていくことし、2050年までにカーボンニュートラルを目指します。 
実施体制	・市が中心となり実施します。 ・電力購入においては、電力会社の協力を得て取り組みます。 ・太陽光発電などの創エネルギーについては、行政による実施の他、事業者や市民活動等との連携も検討します。

【SDGs との関係】



【実施スケジュール】

令和3年度 ~ 令和4年度	令和7年度 ~ 令和12年度
公共施設における使用電力量の『見える化』 設置可能な公共施設における太陽光発電等の設置 再生可能エネルギー電力購入の準備 市民・事業者への普及	設置可能な公共施設における太陽光発電等の設置 再生可能エネルギー電力購入の準備 市民・事業者への普及

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度）	（目標値）
		令和6年度（2024）	令和12年度(2030)
計画期間中の公共施設における太陽光発電等の設置箇所数	—	1箇所	6箇所（小学校区ごと）

* 当該計画策定時には「使用電力量を『見える化』する公共施設数」を成果指標に掲げていたが、『見える化』システム整備が困難な状況であったため、上記のとおり、より効果を検証できる現実的な成果指標に見直しました。

【重点施策③】

環境配慮型まちづくりの『見える化』と推進

関連施策……A-3-1.環境配慮型まちづくりの推進

目的・必要性	・市街化区域、市街化調整区域に関わらず、今後は全域において、ハード、ソフトの両面から、環境に配慮されたまちづくりを展開することが求められます。 ・そのためには、行政の取組だけではなく、市街地整備や開発行為、建設を行う事業者、まちを維持管理していく市民や地域などの各主体の協働により、持続的なまちづくりを進めていく必要があります。
内 容	・本市内において市街地整備や開発行為、建設を行う場合、開発事業者等には事前協議時にリニモ公園西駅周辺の土地区画整理事業で実施した環境配慮型まちづくりを参考に作成した「環境配慮型まちづくりの手引書」を配布する HP 等で広報するとともに、環境配慮の状況を記載する「チェックリスト」の提出を案内について啓発・PR します。 ・環境配慮の内容について、「チェックリスト」提出の際に、確認、協議、助言等を通じて、開発時における環境配慮を促進する仕組みづくりを検討します啓発します。 ・市公共施設等については、長久手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、「環境配慮型まちづくりの手引書」や「チェックリスト」を用いながら、環境に配慮した整備を進めます。 ・チェックリストの提出状況や協議結果の概要等について情報を HP 等で公開する仕組みづくりを検討しますを構築します。
実施体制	・市の開発協議担当課は、開発事業者に対し、手引書の配布、チェックリストの提出案内を行い、個別案件の関係課が確認、協議、助言を行います。 「チェックリスト」の提出者の情報を提出者の承諾を得た範囲で HP 等で公開し、それぞれ事業者等の開発時における環境配慮を啓発促進します。

【SDGs との関係】



【実施スケジュール】 6

令和 3 年度 ～ 令和 4 年度	令和 7 年度 ～ 令和 12 年度
環境配慮型まちづくりの手引書の配布、チェックリストの回収の実施 環境配慮型まちづくりの手引書の広報 チェックリストの提出の PR	環境配慮型まちづくりの手引書の広報 チェックリストの提出の PR

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度）	（目標値）
		令和 6 年度	令和 12 年度
建設工事 着工前の「チェックリスト」の提出者数	—	7 人	14 人 (年 14 人増目指す)
建設工事 完了後「チェックリスト」の提出者数	—	0 人	14 人 (年 14 人増目指す)

* 当該計画策定時には「環境配慮型まちづくりチェックリストの提出率」を成果指標に掲げていたが、年間の住宅等の建設件数（総数）の把握が困難な状況であるため、提出率を算定できず、上記のとおり、実態としてより効果を検証できる現実的な成果指標に見直しました。

B. 循環型のくらしと地域づくりに向けた取組

【重点施策④】

事業所から排出される食品ロスの削減

関連施策……B-1-1.生ごみ・食品ごみの削減

目的・必要性	・本来食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」が社会問題となっています。国民一人あたりの食品ロス量は1日あたり約132g（ご飯お茶碗1杯分に相当）と推定されており、効果的な対策が求められています。 ・食品ロスについては、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットの一つとしても削減目標が定められており、国際的な関心事となっています。 ・国では、事業系食品ロスを2030年までに半減（2000年度比）させるとしています（食品リサイクル法の基本方針）。 ・本市では、事業系ごみの減量化や資源化に向けたアプローチがこれまであまりできていませんでした。効果的な減量対策を講じていく必要があります。 ・ごみの総量に占める生ごみ食品残渣の割合が大きいことから大幅なごみ減量効果を期待でき、その中でも取組となることから、生ごみ（食品ロス）の削減に取り組めます。
内 容	・事業所の食品ごみの削減・資源化を促進するため、商習慣の見直し（返品・過剰在庫の削減）、需要予測の制度向上、余剰食品のフードドライブ（フードバンク等への寄付）、外食産業にあっては食べきり・持ち帰りの推奨など、食品ロス解消のための取組・仕組みを事業者の参画の下で調査・研究します。 ・食品関係企業や食品小売業等の事業所の食品ロスの実態を把握しながら、参加しやすい仕組みづくりを進めます。 ・併せて、事業者の取組を市民にも紹介し、市民と事業者の協働により、効果的な食品ごみの削減につなげます。
実施体制	・食品ロス解消に関心を持つ事業者にヒアリングを行いを交え、仕組みづくりに向けた研究組織を、取組・仕組みについて研究します。 ・近隣東海地方ですでに活動する民間団体と連携して、実証事業に取り組めます。

【SDGs との関係】



【実施スケジュール】

令和 3～6 年度	令和 7 年度～令和 12 年度
← 仕組みづくりに向けた調査研究 実証事業の実施 →	← 本格運用 参加事業者の拡大 調査研究の継続 事業者へのヒアリング 事業の継続 拡大 団体との連携 事業実施 →

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	令和 6 7 年度	令和 12 年度
事業系一般廃棄物排出量	5,131 トン	4,642 トン 現状より 9 9%減 (令和元年度比)	現状より 11 5%減 (令和元年度比)

【重点施策⑤】

リペア・リフォーム定着のための場づくり（リペア・リフォームストアの整備）

関連施策……B-2-1.モノを長く使う・循環的に使う

目的・必要性	・「出張ながくてエコハウス」等に取り組んでいますが、資源回収拠点を増やしてほしいとのニーズがあります。また、これまでの資源化の取組の中で、リユース、リペア、リフォームの取組がやや脆弱であり、強化が求められています。 ・これまでエコハウスのリユース倉庫で子ども服や図書などのリユースを実施していますが、毎年秋に開催する『エコハウス感謝祭～親子でLet'sリユース～』等において、“おもちゃ・文房具・食器リユース市”“おもちゃ病院”を開催してきていますが、対象品目のを拡大などの拡充によるリユースの強化すること、おもちゃ病院の開催を定例化することについて求められています。
内 容	・エコハウス等の資源回収拠点を活用し、おもちゃ病院等の市民団体や個人を募集し、定期的にリユース・リペア・リフォームに関するイベントを実施します。こうしたイベント等の機会を通じて市内の民間店舗等との連携を深めます。 ・リユース、リペア・リフォームのお店の認定制度を設け、お店の利用促進を図ります。 ・エコハウスの資源回収拠点としての機能に加えて、各種団体と連携し、リペア・リフォームの拠点としての機能整備を図ります。 ・エコハウスのホームページ内に不用品交換のページを設け、“提供する人”と“求める人”をマッチングする仕組みをつくります。 ・地域の協力や連携する市民団体、リユース、リペア・リフォームのお店の協力を得て、資源回収拠点（出張エコハウス）や不用品交換の場（リユースハウス）を増やしていきます。
実施体制	・市が主催者となり、リサイクルマーケット、エコハウス感謝祭の経験を踏まえ、リユース、リペア・リフォームを促進するイベントを定期開催し、出店者の拡充を図ります。 ・地域、各種団体、事業者等と連携し、エコハウスの機能強化、市内各地での拠点展開を図っていきます。

【SDGs との関係】



【実施スケジュール】

令和 3～6 年度	令和 7 年度～令和 12 年度
リユース・リペア・リフォームを主 テーマとしたイベントの開催 （市民団体・個人の募集） 不用品交換の事業協定、HP 掲載	イベントの継続開催（機能拡充） ⇒リペア・リフォーム機能拡充（エコハウス内） ⇒不用品交換ページの開設 事業の継続 拡充

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	令和 6 7 年度	令和 12 年度
リユース、リペア・リフォームイベント利用者数	80 人	開催せず 300 人	500 人

【重点施策⑥】

『見える化』システムを通じた、ごみの処理、資源循環の仕組みの『見える化』

関連施策……B-1-1.生ごみ・食品ごみの削減

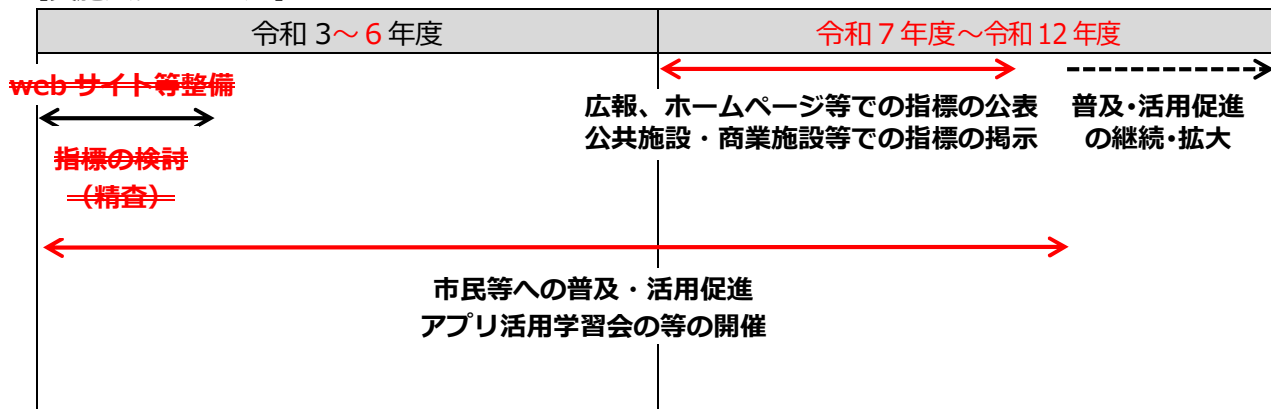
B-3-1.ごみ分別ルールの徹底

目的・必要性	・市民アンケートによると、ごみの減量や資源のリサイクルに対する市民の意識は比較的高いものがあり、身近なところでできる取組はすでに多くの市民が実践していると考えられます。 ・このような中で、廃棄物ゼロを標榜するためには、「まだまだ減量化・資源化に関心が低い」「関心はあるが次の行動を起こすきっかけがない」といった層はもちろんのこと、「行動を実践している」という層を含めて、減量化・資源化への意識をより次元の高いレベルへと引き上げていく仕掛けが必要です。 ・市民・事業者が“納得”して行動を起こすことができるよう、「他の市民との比較の中での自ら（自分自身及び本市）のポジションを『見える化』する」、「1年の取組の成果を『見える化』する」ことが必要です。
内 容	ごみの減量化・資源化に関する基礎知識の習得度、家庭からのごみ排出量、ごみ分別（資源化）の程度、ごみ排出量の推移などから、自分自身のごみ減量・資源化の水準が数値として見えるwebサイト等を整備し、普及を図ります。 ・分別したごみがどうなるか等のごみに関する基礎知識の学習を図ります。 ・すでに運用しているごみ分別支援アプリ「さんあ〜る」との拡充連携、脱炭素や自然共生等の環境配慮行動の「見える化」もあわせて検討します。 ・周辺市町と比較した本市のポジション、市内の各地区と比較した地区のポジション、あるいは1ヶ月（または1年）を単位としたごみ排出量・資源化量の推移（市民の努力でどれだけ減量化・資源化が前進したか）が分かる指標（がんばった指標）を公表し、市民が日常的に目に触れるようにします。
実施体制	・普及・活用促進は地域や学校、ごみ分別アプリ利用者等と連携、協力しながら進め本市が行います。 ・公表するごみ指標を定め、広報、ホームページに掲載するほか、公共施設や商業施設（民間）で掲示します。

【SDGs との関係】



【実施スケジュール】



【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	令和 6 7 年度	令和 12 年度
ごみ分別支援アプリ 利用者数	7,000 人	16,631 10,000 人	高校生以上の市民の ほとんどが参加 25,000 人



C. 自然共生のくらしと地域づくりに向けた取組

【重点施策⑦】

豊富な生き物が生息する長久手の価値の『見える化』

関連施策……C-1-1.在来種を大切にする

目的・必要性	・長久手には周辺にはない固有の生き物が生息しています。また、多くの湿地が残っています。これらは、里山の手入れや農作業といった、人が手を加えることで守られてきました。 ・このような貴重な生態系を有する長久手の価値を市民が共通認識し、生態系を保全する意義や外来種を駆除する必要性などを正しく理解することを通じて、生物多様性の維持、回復、持続的な利用へとつなげていきます。 ・生物多様性への理解を深めていく上では、市民が緑や自然を増やし育むための取組、自然を活かし自然とふれあう取組が入り口施策として重要であり、これらの取組と連携を図りながら施策を展開していく必要があります。
内 容	・生物多様性を実感するための市民向け勉強会や体験会の開催を通じて、生き物などへの関心を高めるとともに、生態系保全を行う意義や必要性への理解を深めます。 ・自然環境や生き物に正しい知識を持つ人を増やし、主体的に保全活動する人づくり、組織づくりへつなげます。 ・生息状況の「見える化」のため、東部丘陵生態系ネットワーク協議会と連携し、「あいちの生物多様性モニタリング ハンドブック」に基づく、県民参加型生物多様性モニタリング調査（地図情報システム（GIS）を活用し、情報の管理に配慮しつつ、インターネットで生物の生息状況を投稿・共有できる仕組み）を普及します。また非公開資料としては、市独自の統合型GISにより、これまでの調査結果を資料として集約します。
実施体制	・保全活動団体や企業、東部丘陵生態系ネットワーク協議会等と連携し、市が主催する市民を対象とした散策会、生き物勉強会、保全活動体験会などを定期的に実施します。 ・保全活動団体を支援し、生物の実態についてモニタリング調査をします。 ・なお、希少種や在来種情報の公開については、外部漏洩による乱獲や生息・生育地のかく乱を招かないよう慎重に取り扱うものとします。

【SDGs との関係】



【実施スケジュール】

令和 3～6 年度	令和 7 年度～令和 12 年度
散策会、勉強会、保全活動体験会の開催 モニタリング調査普及のための事業の開催	事業の継続 市GISによる情報の集約

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	令和 6 年度	令和 12 年度
散策会、勉強会、体験会の参加者数	133 人	200 人	300 人
県民参加型モニタリングへの市内観察記録の投稿数	0 件	500 49 件（累計）	1,000 100 件（累計）

【重点施策⑧】

地域、企業、学生等が主体となった生物多様性保全活動の実践

関連施策……C-2-1.良好な緑・自然の保全

C-3-2.持続可能な里山の推進

目的・必要性	・現在の保全活動団体のメンバーが高齢化してきていることから、新たなリーダーや担い手の養成、新たな団体の創設が必要となっています。 ・しかし、生物多様性保全活動をボランティアだけで実施していくのは、持続性を維持できないため、ビジネス的な仕組みを入れるなど、持続可能な活動に向けたしくみづくりが求められます。 ・生物多様性保全活動には、多様な主体が関わるのが重要であり、地域、大学、企業などに働きかけ、保全を目的とした研究、事業活動の実験、福利厚生などのフィールドとして有効に活用できるようにして必要があります。
内 容	・新たな担い手、活動団体発足のためのリーダーを養成する講座を実施します。 ・活動団体が集い、持続的な組織の継続に向けて情報交換する場に参加しますを設けます。 ・地域資源を活用し、企業との連携をビジネス化を検討します。 ・市民が気軽に立ち寄ってみたいとなる里山づくりを誘導します。 ・人為的に手を加え、動植物の生息状況を調査することで、実態の把握に努めます。
実施体制	・市と団体が連携し、保全活動の担い手を発掘したり、リーダーを養成したりするための事業を実施します。 ・様々な活動団体や、地域、大学、企業も参加し、生物多様性の保全、活用などに向けた研究会を開催し、様々な担い手が集う場を設けます。 ・地域、大学、企業による自主的な生物多様性保全活動を実施します。

【SDGsとの関係】



【実施スケジュール】

令和3年度	令和4年度～令和6年度	令和7年度～令和12年度
担い手発掘→リーダー養成事業の実施		事業の継続
活動団体、地域、大学、企業等が集う会に参加		事業の継続
地域、大学、企業による保全活動の実施		事業の継続

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	令和6年度	令和12年度
生物多様性保全活動の参加団体数	12 団体	20 団体	同左
生態系保護エリアで確認された希少種※1の数	大草丘陵 29 種 二ノ池湿地 18 種※2	減少しない※3※4	減少しない※3※4

※1 レッドリスト（国・県 2020 年度版）掲載種のこと。移動性が高く偶発性に影響される鳥類は除く。

※2 平成 27 年度から令和元年度までに一度でも確認された種の数について

※3 過去 5 年間に一度でも確認された種の数について

※4 外部から生物を持ち込むのは、在来の生態系に深刻な影響を及ぼすため一切認めない。

D. 安心・安全なくらしと地域づくりに向けた取組

【重点施策⑨】

良好な生活環境の形成と『見える化』

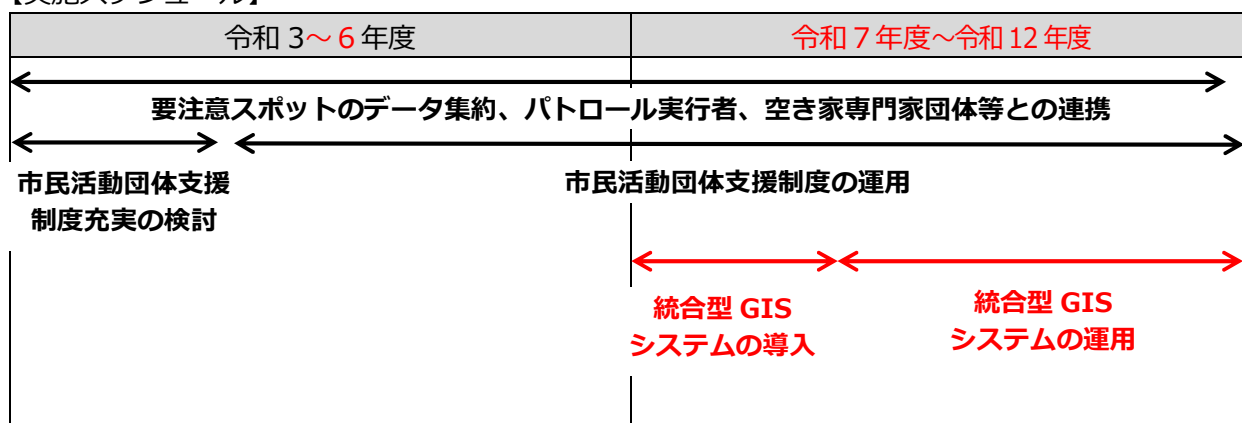
関連施策……D-1-2.くらしから発生する公害等の防止

目的・必要性	- 良好な生活環境を持続させるには、みんなのまちはみんなできれいにする体制づくりが必要です。無理なく、楽しみながら行動できるような体制・仕組みづくりが求められています。 - 不法投棄は意図的な不法投棄を行う者（確信犯）が大半で、指導により不法投棄の撲滅を図っていくことは甚だ困難です。むしろ、市民や地元企業による日常的な監視の目を光らせることが効果的です。こうした市民力の向上も良好な生活環境形成の上では必要です。
内 容	- ポイ捨てや犬フン対策として誰でもわかりやすい周知、啓発を進めます。 - 地域単位での美化活動等が活発に行われるよう支援制度の充実を進めます。 - 各地での活動を喚起するため、すで実践されている美化活動等団体の活動を広く紹介します。また、良好な生活環境コンテストを実施します。 - アプリ等を活用した個人での美化活動等へのポイント付与制度を検討し、導入を進めます。 - よく散乱する集積所や雑草が繁茂する空き地、不法投棄のスポットを集約・データ管理し、市や地域によるパトロール活動に役立てます。 - 空き家の専門家団体等と連携し、空き地、空き家の未然防止に取り組みます。
実施体制	- 市が不法投棄等の情報を集約し、パトロールを実施する庁内部署や地域とデータを共有します。 - 地域が主となりパトロールや美化活動を実施できるよう、市が支援制度等を整備して支援します。

【SDGs との関係】



【実施スケジュール】



【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	令和 6 7 年度	令和 12 年度
不法投棄、近隣公害に関する相談件数	約 300 件／年	200 件以内／年 未集計	100 件以内／年

【重点施策⑩】

気候変動の影響の情報収集、適応策の研究と『見える化』

関連施策……D-2-1.気候変動への適応

目的・必要性	・地球温暖化を抑止することは全地球市民の課題ですが、長期的な対応が不可避となっています。気候変動の影響は避けられない状況にあります。 ・温暖化した地球で暮らしていくための知恵・工夫を、みんなで出し合い、対応策を講じていく必要があります。 ・様々な情報が錯綜する中、誤った情報に流されないようにしなければなりません。 ・国や県が発表する適応策を参考に、本市独自の適応策を考案し対策を講じるとともに、常に最新の情報に更新し続ける必要があります。
内 容	・世界や国が打ち出す温暖化、気候変動による影響についての情報収集を図りながら、市としての適応策の研究を続けます。 ・市内の温暖化の影響についてヒアリング調査等を実施し把握に努めます。 ・各部署と連携し、各部署が掌握する市民や事業者等の状況を効率的に収集します。 ・各部署と連携し、温暖化の影響やクールシェアスポット及びクーリングシェルター等の適応策を部署間で共有し、SNS、HPや広報＝アプリ＝講演会等で『見える化』し、周知を図ります。
実施体制	・市民や事業者へのヒアリング等を通して、全課をあげて状況把握を行います。 ・庁内連絡会議等を通じて、庁内での情報の共有化を進めます。 ・気候変動の状況及びその対応策（クーリングシェルター設置）については、『見える化』し、市民等との情報（設置箇所のMAP見える化）の共有化を図ります。 ・市民、地元企業等と一体となって、対応策の研究クールシェアスポット及びクーリングシェルターの設置（市内賛同事業所のクーリングシェルター設置増進）を進めます。

【SDGs との関係】



【実施スケジュール】 6

令和3年度～令和4年度	令和7年度～令和12年度
温暖化、気候変動に関する情報収集、市内の影響に関する状況把握（継続実施） 市民、地元企業等との情報共有『見える化』 クールシェアスポット、クーリングシェルターの設置PRと市民へ周知	クールシェアスポット、クーリングシェルターの設置PRと市民へ周知

【成果指標（数値目標）】

項目	現状値(令和元年度)	実績値（達成度）	（目標値）
		令和6年度	令和12年度
気候変動への適応に関する意識調査での優良回答率	—	50% 延べ39件（78%）	80% 延べ50件
クールシェアスポット、クーリングシェルターの設置件数		クールシェアスポット 15件 クーリングシェルター 24件	クールシェアスポット 15件 クーリングシェルター 35件

* 当該計画策定時には「気候変動への適応に関する意識調査での優良回答率」を成果指標に掲げていたが、意識調査の実施が困難な状況であったため、上記のとおり、より効果を検証できる現実的な成果指標に見直しました。

【SDGs 169のターゲットと重点施策】

	重点施策① ながくて環境見 える化システム	重点施策② 公共施設電力見 える化、再エネ	重点施策③ 環境配慮型まち づくり	重点施策④ 事業所食品ロス の削減	重点施策⑤ リペア・リフォ ームストア
 1 貧困をなくそう					
 2 飢餓をゼロに				2.1 全ての人に十分な食料を	
 3 すべての人に健康と福祉を					
 4 質の高い教育をみんなに	4.7 持続可能なライフスタイルの教育				
 5 ジェンダー平等を実現しよう					
 6 安全な水とトイレを世界中に					
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.2 再生可能エネルギー割合を増加	7.2 再生可能エネルギー割合を増加	7.2 再生可能エネルギー割合を増加		
 8 働きがいも経済成長も					8.4 消費と生産の資源効率を改善
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう			9.4 環境に配慮した技術産業プロセスの導入促進		
 10 人や国の不平等をなくそう	10.2 老若男女誰でも能力強化を受けられるように				
 11 住み続けられるまちづくりを			11.3 持続可能な都市化を促進		
 12 つくる責任つかう責任	12.8 人々が常に持続可能な開発・自然と調和した生活を意識するようにする	12.8 人々が常に持続可能な開発・自然と調和した生活を意識するようにする	12.8 人々が常に持続可能な開発・自然と調和した生活を意識するようにする	12.3 食料の廃棄を半減させる	12.5 廃棄物の発生を抑制する 12.8 同左
 13 気候変動に具体的な対策を	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する
 14 海の豊かさを守ろう	14.3 海洋酸性化の影響を最小限化（温室効果ガスの削減）	14.3 海洋酸性化の影響を最小限化（温室効果ガスの削減）	14.3 海洋酸性化の影響を最小限化（温室効果ガスの削減）	14.3 海洋酸性化の影響を最小限化（温室効果ガスの削減）	14.3 海洋酸性化の影響を最小限化（温室効果ガスの削減）
 15 陸の豊かさを守ろう					
 16 平和と公正をすべての人に	16.6 透明性のある公共機関	16.6 透明性のある公共機関			
 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める

【SDGs 169のターゲットと重点施策】

	重点施策⑥ ごみ、資源循環 の見える化	重点施策⑦ 豊富な生き物の 価値の見える化	重点施策⑧ 生物多様性保全 活動の実践	重点施策⑨ 生活環境の形成 と見える化	重点施策⑩ 気候変動適応策 研究と見える化
1 貧困をなくそう					1.5 気候変動に関連して起こる災害被害から脆弱層を守る
2 飢餓をゼロに		2.4 生態系を維持し、食料生産システムを確保	2.4 生態系を維持し、食料生産システムを確保		2.4 災害に強い持続可能な食料生産システムを確保
3 すべての人に健康と福祉を				3.9 環境汚染による疾病を減少させる	
4 質の高い教育をみんなに	4.7 持続可能なライフスタイルの教育	4.7 持続可能な開発に関する教育	4.7 持続可能な開発に関する教育		4.7 持続可能な開発に関する教育
5 ジェンダー平等を実現しよう					
6 安全な水とトイレを世界中に	6.3 汚染を減少させて水質を改善	6.6 湿地や河川にある生態系の保護、回復	6.6 湿地や河川にある生態系の保護、回復	6.3 汚染を減少させて水質を改善	
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに					
8 働きがいも経済成長も			8.3 働きがいのある仕事を増やしたりすることを助ける政策を進める		
9 産業と技術革新の基盤をつくろう					
10 人や国の不平等をなくそう					
11 住み続けられるまちづくりを				11.6 大気や廃棄物による環境上の悪影響を軽減	
12 つくる責任つかう責任	12.4 適正な製品ライフサイクルを通じて環境の悪影響を最小化 12.5 12.8 同左	12.8 人々が常に持続可能な開発・自然と調和した生活を意識するようにする	12.8 人々が常に持続可能な開発・自然と調和した生活を意識するようにする		
13 気候変動に具体的な対策を	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する	13.3 気候変動の緩和に関する啓発を改善する		13.1 気候変動への適応力を強化 13.3 同左
14 海の豊かさを守ろう	14.3 海洋酸性化の影響を最小限化 (温室効果ガスの削減)			14.1 陸上活動における海洋汚染を防止する	
15 陸の豊かさを守ろう		15.1 陸の生態系の保全、回復 15.5 絶滅危惧種の保全 15.8 外来種対策	15.1、15.2 森林の持続可能な経営の実施 15.5 15.8 同左		
16 平和と公正をすべての人に	16.6 透明性のある公共機関	16.6 透明性のある公共機関	16.6 透明性のある公共機関	16.6 透明性のある公共機関	16.6 透明性のある公共機関
17 パートナリーシップで目標を達成しよう	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める	17.17 公的・官民・市民社会の連携を進める

第6章 計画の推進方策

1. 環境にこだわる人づくり・地域づくり

環境に関する施策は、市民や地域活動が主体となるもの、市民や地域と協働で行うものも多くあることから、そのための人材発掘や育成、学習や体験機会など、人づくり・地域づくりのための取組を実施します。

また、市内の大学・事業所は様々なノウハウを有していることから、連携するための仕組みや機会づくりを積極的に実施します。

【目標・方向性】

- 長久手の環境づくりをけん引する市民や地域を育成します。
- 環境問題を自分ごととして考える市民のすそ野を広げます。

(1) みんなが知る、考える、危機感を意識する

- ・環境に関する情報の見える化（環境の現状・将来予測、施策・取組の実施状況、取組の効果）
- ・インターネット・SNS・メディア等での広報
- ・イベント等での呼びかけ、地域等での説明・ディスカッション
- ・環境を考えるセミナー、ワークショップ等の継続的な開催
- ・先進的取組、率先行動、市民の工夫などの共有、表彰、PR

(2) 環境教育・体験学習を推し進める

- ・学校教育、地域と連携した子ども・親子への教育・学習
- ・地域活動、生涯学習、出前授業における環境学習
- ・環境リーダーの育成・人づくり
- ・環境に関するマナー、モラル等の教育・意識共有
- ・自然保全、ごみ処理、省エネなどの体験を伴う学習

(3) 大学・事業所と連携する

- ・大学と長久手市大学連携推進ビジョン 4U に基づき連携、高校と環境活動を通じた連携
- ・市内企業との連携（研究開発、協働の取組、率先的取組の紹介・共有）
- ・広域的な連携（近隣自治体との共同・連携の施策・取組）

2. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

赤で囲ってあるページは、削除し、別に「長久手市地球温暖化対策実行計画－区域施策編」として令和7年度中に策定を予定しています。

（1）位置づけ

地球温暖化を防止するため、その主な要因となっている温室効果ガスの排出削減を中長期的に推進することを目的としています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に規定される地方公共団体実行計画として、国の「地球温暖化対策計画」、「あいち地球温暖化防止戦略」を踏まえて策定しています。

（2）温室効果ガスとは

温室効果ガスには下の7種類がありますが、排出量の約95%は二酸化炭素であり、他の物質は本市としての排出量の把握が難しいため、この計画の対象は二酸化炭素のみとします。なお、二酸化炭素の主な発生源は、化石燃料による電力の使用や暖房用燃料、自動車用ガソリンの燃焼、廃プラスチック類の焼却などです。

二酸化炭素（CO₂）

メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）

（3）目標年度と対象地域

排出量削減の目標年度は、この計画とあわせて令和12年度（2030年度）とします。

対象とする温室効果ガス（二酸化炭素）は、本市の活動に起因する排出量とします。例えば、電力は実際には発電した場所で二酸化炭素は発生しますが、本市で使用した電力からの二酸化炭素は本市が排出したものとします。

（4）排出量を算定する分野

温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、下の分野に区分して算定します。

産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費による排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にもあてはまらないエネルギー消費による排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費による排出 （自家用自動車からの排出は運輸部門で計上）
運輸部門	自動車（貨物・旅客）、鉄道におけるエネルギー消費による排出
一般廃棄物	一般廃棄物の焼却処分・埋立処分による排出

（5）長久手市の二酸化炭素排出量の状況

8頁 ＜温室効果ガスの排出量＞ 参照

(6) 二酸化炭素排出量の削減目標

赤で囲ってあるページは、削除し、別に「長久手市地球温暖化対策実行計画―区域施策編」として令和7年度中に策定を予定しています。

国及び県の目標は、平成25年度を基準として、令和12年度に26%削減、令和32年度に80%削減としていることから、本市も同様の目標を設定します。

また、部門別の削減目標についても国の削減量の目安を踏まえて設定しますが、特に業務その他部門及び家庭部門において大きな削減が必要になります。

＜二酸化炭素削減の目標＞

	平成25年度 【実績値】	平成29年度 【実績値】	令和12年度 【目標値】	令和32年度 【長期目標】
総排出量	295 千 t-CO ₂	280 千 t-CO ₂	218 千 t-CO ₂	排出量 実質ゼロ
平成25年度比	—	△5.0%	△26.0%	
平成29年度比		—	△22.1%	

＜令和12年度温室効果ガス削減の部門別目標＞

(単位：千 t-CO₂)

	平成25年度 【実績値】	平成29年度 【実績値】	令和12年度 【目標値】	平成25年度比	平成29年度比
総排出量	295	280	218	△26.0%	△22.1%
産業	24	19	19	△21.5%	0.0%
業務その他	113	108	78	△31.0%	△27.6%
家庭	78	73	54	△30.4%	△26.0%
運輸	74	74	62	△17.0%	△16.9%
一般廃棄物	5	6	5	0.0%	△2.2%

※産業部門の削減は本市全体として0%となっていますが、本市の製造業は今後も発展を続けることを想定するため、個々の事業所における削減の取組は引き続き必要になります。

※また、人口・世帯数は増加し、商業・サービス業も発展することを想定しているため、他の部門についても、削減の取組はより一層続けていくことが必要になります。

(7) 主な取組

A 再生可能エネルギーの活用

【取組の例】

- ①再生可能エネルギーの利用促進 (P30 参照)
- ②再生可能エネルギーの創出促進 (P30 参照)

B 温室効果ガス排出抑制に貢献する生活や産業活動の促進

【取組の例】

- ①くらしや事業活動における省エネのさらなる促進 (P29 参照)
- ②移動・自動車利用のあり方転換 (P29 参照)
- ③社会システム、ライフスタイルの転換 (P29 参照)

C 温室効果ガス排出抑制に貢献する地域環境の整備や改善

【取組の例】

- ①環境配慮型まちづくりの推進 (P31 参照)
- ②良好な緑・自然の保全 (P40 参照)
- ③新たな緑の創出 (P40 参照)
- ④緑のまちづくりの活性化 (P40 参照)
- ⑤農あるくらしの推進 (P42 参照)
- ⑥持続可能な里山の推進 (P42 参照)

赤で囲ってあるページは、削除し、別に「長久手市地球温暖化対策実行計画－区域施策編」として令和7年度中に策定を予定しています。

D 循環型社会の形成

【取組の例】

- ①生ごみ・食品ごみの削減 (P34 参照)
- ②脱プラスチックの促進 (P34 参照)
- ③ペーパーレスの促進 (P34 参照)
- ④モノを長く使う・循環的に使う (P35 参照)
- ⑤不用品交換システムの充実 (P35 参照)
- ⑥ごみ分別ルール徹底 (P36 参照)
- ⑦多様な主体による資源回収の促進 (P36 参照)
- ⑧ごみ・資源の収集・運搬・処理の適正化 (P36 参照)

E 気候変動への適応

【取組の例】

- ①熱中症など健康・医療・保健・福祉における対応 (P47 参照)
- ②水害、土砂災害など自然災害への影響における対応 (P47 参照)
- ③農業への影響についての対応 (P47 参照)

<緩和策と適応策>

地球温暖化防止に向けた対策は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる「緩和策」と、気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようという「適応策」をともに行う必要があります。

上記の「主な取組」のうち、AからDについては「緩和策」に該当し、Eについては「適応策」に該当します。

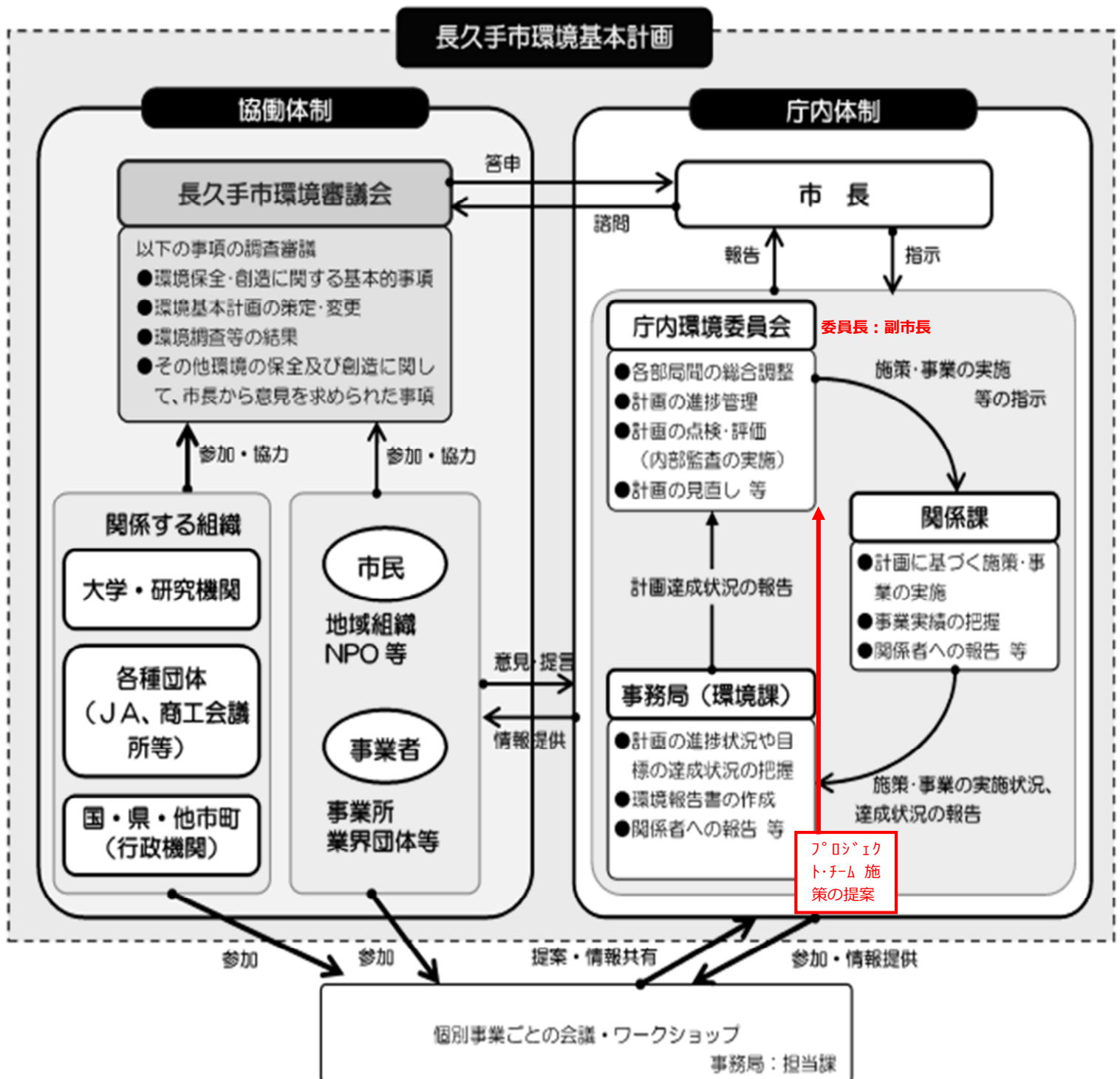
3. 推進体制

着実な計画の推進のために、市民・事業者・関係組織（大学・研究組織、各種団体等・行政（市の協働による推進体制のもと、それぞれの役割分担の中で緊密に連携・協力しながら計画を推進し、「環境審議会」において逐次達成状況を確認 報告します。

また、市の実施する重要な事業については、庁内環境委員会を通じて各課の連携を図るとともに、計画を効率的に推進するための検討を行います。

さらに、行政、市民・事業者、関係組織（大学・研究組織、各種団体等）が連携しながら取り組む必要のある 個別事業については、関係者の協議や意見交換等を行う会議・ワークショップを必要に応じて設置します。

なお、広域的な課題等に対しては、国、県、他の地方公共団体と協力し、連携を密にしながら環境の保全と創出のための施策を推進します。



4. 進行管理

計画の進行管理は、環境マネジメントシステムを活用し、「PDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクル」による継続的な改善と推進を毎年度行います。

毎年度の進行管理の結果を踏まえて、5年経過時に本計画の中間見直しを行います。

①計画（Plan）

市民・事業者・関係組織（大学・研究組織、各種団体等）・行政による協議の場を設けながら、社会経済情勢や市民意識等の変化、新たな環境問題の発生等に適切に対応しつつ、概ね5年を目途に計画の見直しを行います。

②実行（Do）

本計画に基づき施策を実施します。市民及び事業者の取り組みについては「ワークショップ」等で情報交換を行いながら、施策実施に向けて情報提供、協力・支援を行っていきます。

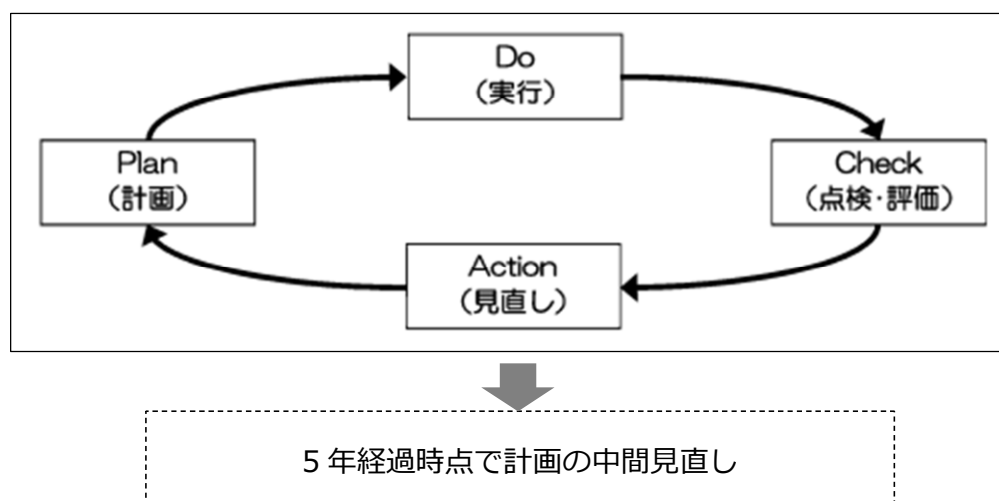
③点検・評価（Check）

以下の項目及び方法により行います。

項目	方法
◆基本目標の達成状況	基本目標ごとに設定した『10年後の目標と取組の方向性』を踏まえて、目標の達成状況、取組の実施状況等を把握します。
◆プロジェクトの進捗状況	『5年間で取り組む協働プロジェクト』について、年度ごとに進捗状況を点検・評価しながら、次年度の取組方針を設定し、効果的なプロジェクト推進を図ります。
◆市民・事業者の取組状況	市民活動や企業活動の状況について、協働や活動支援等を通じて把握し、公表します。

④見直し（Action）

点検・評価（Check）の結果を踏まえ、施策及び事業の実施計画等を随時見直していきます。



1. 関連計画

(1) 第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）

<現状・課題認識>

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に関連・複雑化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流



<持続可能な社会に向けた基本的方向性>

- SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
 - ・環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
 - ・将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく地域資源を持続可能な形で活用
 - ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化
⇒これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指す

地域循環共生圏

○各地域がその特性を生かした強みを発揮
→地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
→地域の特性に応じて補完し、支え合う



<施策の展開>

- 分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として揺るぎなく着実に推進

(2) 首相による脱炭素社会を目指す宣言（令和 2 年 10 月）

<首相による宣言>

2020 年 10 月 26 日、第 203 回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。

<国・地方脱炭素実現会議による地域脱炭素ロードマップの策定>

国と地方の協働・共創による地域における 2050 年脱炭素社会の実現に向けて、「国・地方脱炭素実現会議」を令和 2 年 12 月から開催しており、「地域脱炭素ロードマップ」を令和 3 年 5 月から 6 月頃を目途に策定する予定としている。

<地域脱炭素ロードマップ策定の趣旨と目的>

- 2050 年までに脱炭素社会実現を目指すとの宣言は、我が国に対する国際社会の評価に大きな好影響をもたらしているが、これは決して 30 年後の話ではない。私たち自身が今から何を実行すべきかの決断と実行 が迫られており、これにより、我が国の本気度に対する国際的な評価も決まってくる。
- この強い危機感・決意のもと、本会議では、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野（詳細は裏面）において、国と地方とが協力して、2050 年までに、脱炭素で、かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現する行程（地域脱炭素ロードマップ）を描く。
 - (1) 今後 5 年程度を集中期間とする対策強化
 - ①イノベーションの成果を待たず、既存技術でできる有効な重点対策のメニューを示し、全国津々浦々で実施
 - ②既存技術のパッケージ導入により、一定の限定的な範囲や排出源で脱炭素を実現したモデルケース を複数創出
 - (2) 2050 年に向けた地域の脱炭素ドミノの拡大
 - モデルケースからスタートした 脱炭素ドミノを、2030 年までにできるだけ多く実現
 - その後、ドミノをより広域に拡大。地域間連携やイノベーション技術・システムの実装により、全体の脱炭素を完遂
- ロードマップの内容のうち、直ちにできることは直ちに実践していくとともに、地球温暖化対策計画、長期戦略や成長戦略実行計画、温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画等、そのほか法制度などの各種施策に反映しつつ、国・自治体・地域企業等が一丸となって速やかに実践に移す。

※ロードマップが対象とする地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる主要分野

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ①地域のエネルギーや資源の地産地消 | ②住まい |
| ③まちづくり・地域交通 | ④公共施設をはじめとする建築物・設備 |
| ⑤生活衛生インフラ | ⑥農山漁村・里山里海 |
| ⑦働き方、社会参加 | ⑧地域の脱炭素を支える各分野共通の基盤・仕組み |

(3) 第5次愛知県環境基本計画（令和3年2月）

<計画の基本目標>

【目標】SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」

【目指すべき姿】

- 環境の各分野の統合的向上 ⇒日本一環境にやさしいあいち
- 環境と経済の統合的向上 ⇒環境と経済成長が好循環しているあいち
- 環境と社会の統合的向上 ⇒地域が活性化している魅力あるあいち

【目標の実現に向けた考え方】

- 複数の課題の統合的解撤
- 新たな課題への的確・迅速な対応
- 「行動する人づくり」の推進
- 連携・協働による施策の展開

<環境施策の方向及び指標>

【地球温暖化対策】

1 徹底した省エネルギーの促進	《重点施策》
2 再生可能エネルギー等の導入拡大の促進	●再生可能エネルギーの導入拡大・徹底した省エネルギーの促進と環境産業の振興
3 環境と調和した自動車利用	
4 水素の利用拡大	●次世代自動車の普及拡大
5 フロン類対策の促進	
6 温室効果ガスの吸収源対策の推進	
7 気候変動への適応（適応策）	

【自然との共生】

1 野生生物の促進と適正管理	《重点施策》
2 生態系ネットワークの形成	●「あいち方式 2030」推進プラットフォームの構築
3 生態系サービスの持続可能な利用	
4 生物多様性の主流化の取組強化	

【資源循環】

1 地域循環圏づくりの推進	《重点施策》
2 あらゆる場面での 3R の促進	●地域循環圏づくり
3 廃棄物の適正処理と監視体制の徹底	●プラスチックごみゼロ
4 廃棄物処理施設の整備の促進	●食品ロス削減

【安全・安心の確保】

1 良好な大気環境の保全	《重点施策》
2 良好な水循環の保全、健全な水循環の再生	●海域の生物多様性や水産資源の生産性を考慮した水質改善
3 良好な土壌環境・地盤環境の保全	
4 騒音、振動、悪臭の防止	
5 化学物質等による環境汚染の防止	
6 観光面からの防災・減災力の強化	
7 環境保全の基盤となる施策の推進	

【行動する人づくり】

1 誰もが学べる環境づくり	《重点施策》
2 主体間や世代間の学び合い・育ち合い	●SDGs の普及促進
3 自主的な環境配慮行動等の促進	●誰もが学べるあいちの環境学習による人材育成と自主的取組
4 SDGs の普及促進	

(4) ながくて未来図(第6次長久手市総合計画)(平成31年3月)

<将来像>

幸せが実感できる 共生のまち ~そして、物語が生まれる~

<基本目標・政策>

○人づくり - 「やってみたい」でつながるまち

- 1 地域共生を支える人づくり
- 2 「やってみたい」を実現できる仕組みづくり

○子ども - 子どもが元気に育つまち

- 1 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援
- 2 子どもを通じて育て合い育ち合うまちづくり
- 3 子どもの健やかな成長を支える環境の整備

○自然環境 - みんなで未来へつなぐ 緑はまちの宝箱

- 1 万博理念を継承した自然との共生

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①豊かな自然環境の保全・活用②自然に愛着を持つ地域づくりの推進③まちの緑の創出④水辺に親しめる環境の整備 |
|---|

- 2 農あるくらしの推進

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①農の活性化に向けた支援②農の多様な担い手の育成 |
|---|

- 3 地球にやさしい持続可能な社会の構築

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①くらしの低炭素化の推進②ごみの減量化・資源化 |
|--|

○生活 - 誰もがいきいきと安心して暮らせるまち

- 1 住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり

2 地域の課題をみんなで解決

- 3 いくつになっても元気でいきいきと輝けるくらしの推進

○交流 - いつでも どこでも 誰とでも 広がる交流の輪

- 1 まちの資源を生かした市民同士の交流の促進
- 2 観光交流まちづくりの推進

○都市経営 - あえて歩いてみたくなるまち

- 1 外出しやすい環境の整備
- 2 暮らして心地よい生活環境の形成

○市政運営 - 市民から信頼される市政の運営

- 1 効果的かつ効率的な市政運営
- 2 柔軟な市政に向けた仕組みづくり

<主要な施策の方向性>

- 1 一人ひとりに生きがいがあり、元気で活躍できるまちづくり

2 多様な人がつながり、支え合うまちづくり

3 緑あふれる潤いのあるまちづくり

＜「市民主体のまちづくり」の実現に向けて＞

- 1 市民が「知り合う」きっかけをつくる
- 2 概ね小学校区単位での「顔の見えるまちづくり」
- 3 市民に役割を担ってもらう

2. 市民アンケート調査結果

≪調査の概要≫

【調査趣旨】 第4次環境基本計画の策定に向けて、長久手市民の環境に対する意識・関心・行動の状況について把握し、長久手市における環境施策、環境に関する市民活動及び協働の方向性の検討の材料としていく。

【調査対象】 16歳以上の長久手市民 2,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

【調査方法】 郵送による配布回収、調査票への自身での回答記入

【調査期間】 令和元年（2019年）8月1日～20日

【回収状況】 2,000人のうち、不着1人

有効回答数は462人 送付数（1,999人）に対する回答率は23.1%

16歳以上の長久手市民（4月1日現在47,156人）に対する回答率は0.98%

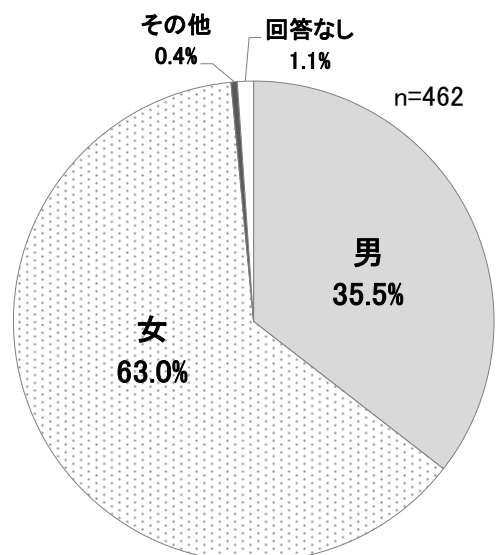
【信頼度・誤差】 信頼度95%において、回答率誤差は最大で±4.54ポイント

≪回答者の属性≫

（1）性別

「男」の35.5%に対し、「女」は63.0%と27.5ポイント多くなっている。

参考：市民の男女比（4月1日現在）
男49.5%、女50.5%

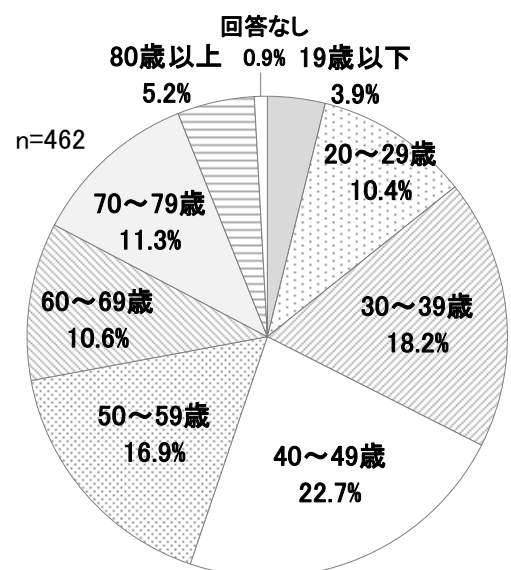


（2）年齢

「40歳代」の回答が最も多く、次いで「50歳代」「30歳代」が多くなっており、概ね各年代からバランスよく回答を得られている。

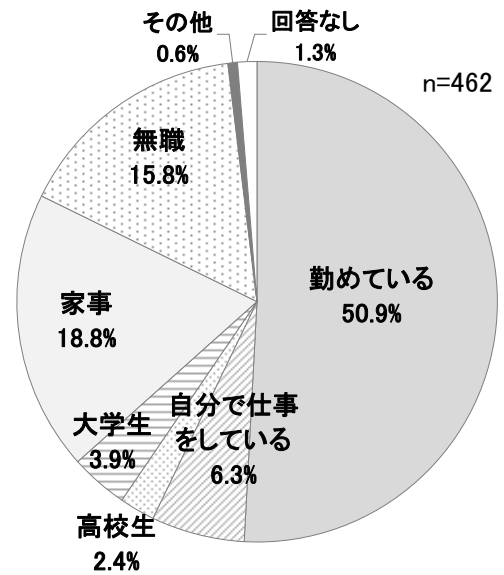
参考：市民の16歳以上の年齢構成（4月1日現在）

19歳以下：5.2%	20～29歳：13.5%
30～39歳：18.9%	40～49歳：22.1%
50～59歳：14.7%	60～69歳：10.9%
70～79歳：9.5%	80歳以上：5.2%



(3) 主な仕事などの状況

「勤めている」が約半数であり、次いで「家事」「無職」が多くなっている。

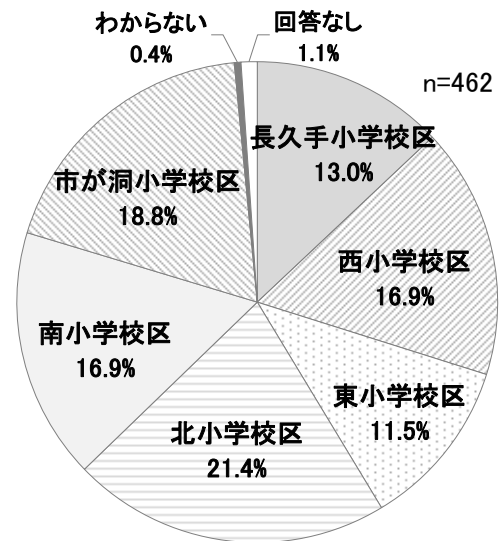


(4) 居住小学校区

概ね各小学校区からバランスよく回答が得られている。

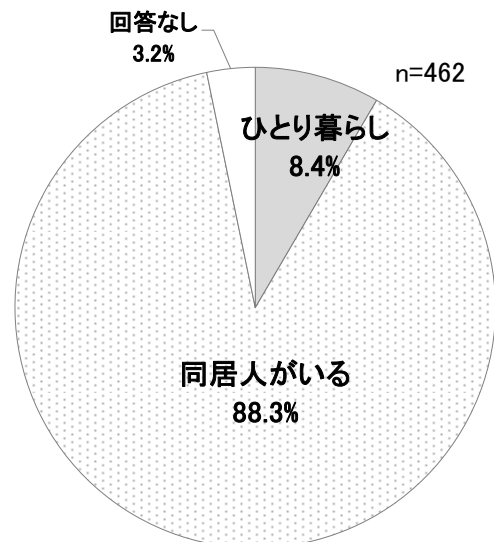
参考：市民の16歳以上の年齢構成（4月1日現在）

長久手小学校区：14.4%
 西小学校区：13.6%
 東小学校区：8.7%
 北小学校区：21.5%
 南小学校区：18.8%
 市ヶ洞小学校区：19.6%
 重複学区：3.4%



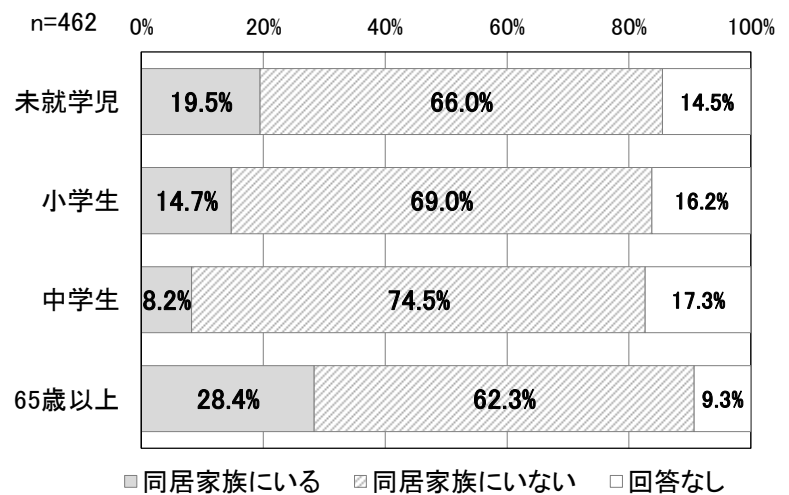
(5) 同居人の有無

「同居人がいる」がほとんどであり、「ひとり暮らし」は8.4%である。



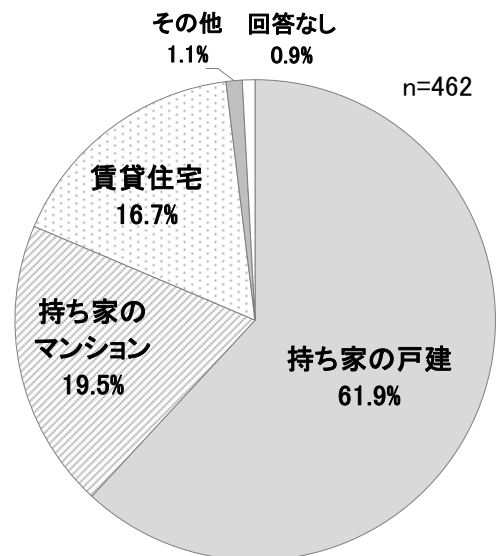
（６）同居家族の状況

「未就学児」がいる人は19.5%、「小学生」がいる人は14.7%、「中学生」がいる人は8.2%、「65歳以上」がいる人は28.4%である。



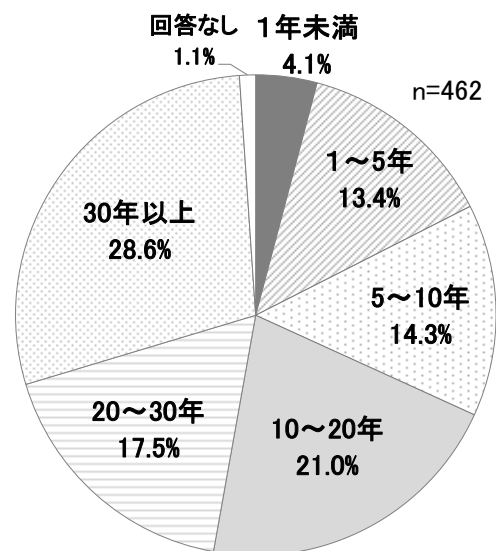
（７）住宅の状況

「持ち家の戸建」が61.9%と最も多く、次いで「持ち家のマンション」「賃貸住宅」が多くなっている。



（８）長久手市での居住年数（通算）

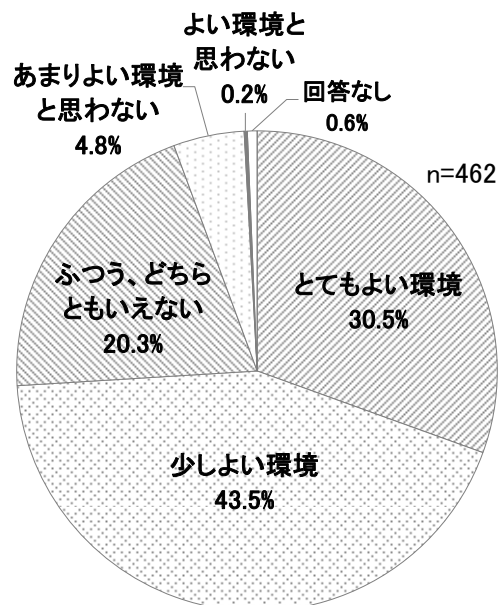
「30年以上」が最も多く、次いで「10～20年」「20～30年」が多くなっている。



A. 長久手市の環境の状況や取組に対する評価

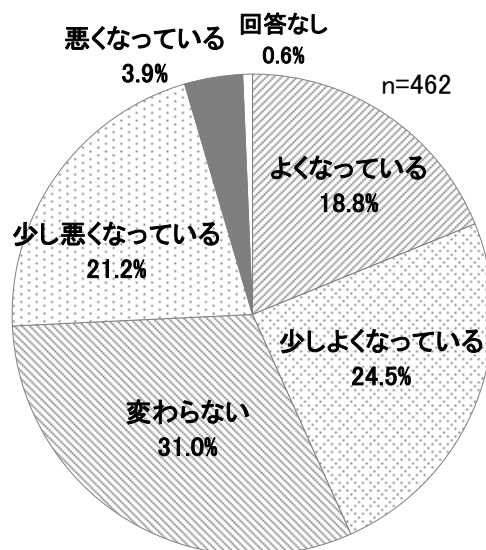
(1) 長久手市の現在の環境の評価

「とてもよい環境」30.5%、「少し良い環境」43.5%、あわせて74.0%の人が長久手市の環境を肯定的に評価している。



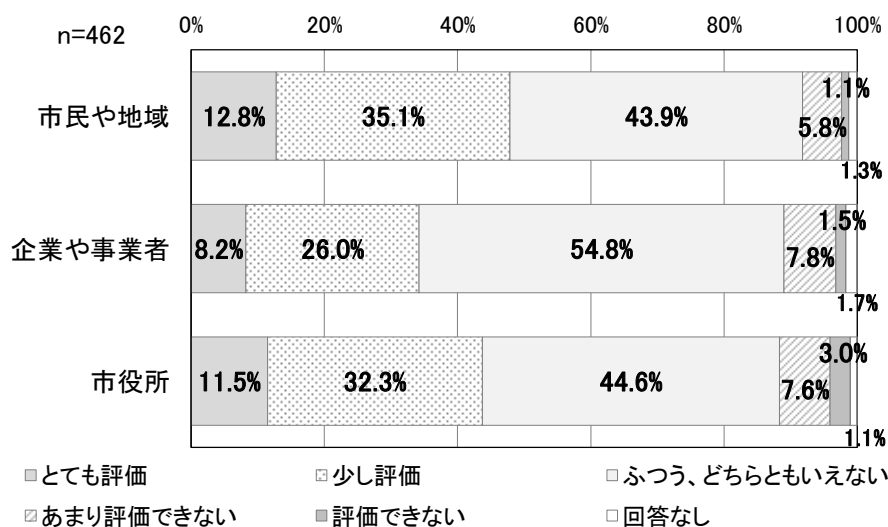
(2) 長久手市の最近の環境の変化の評価

「よくなっている」18.8%、「少しよくなっている」24.5%、あわせて43.3%の人がよくなっている方向の評価をしているが、一方で「変わらない」が31.0%、「少し悪くなっている」21.2%、「悪くなっている」3.9%、あわせて25.1%の人が悪くなっている方向の評価をしている。



(3) 「市民や地域」「企業や事業者」「市役所」の取組の評価

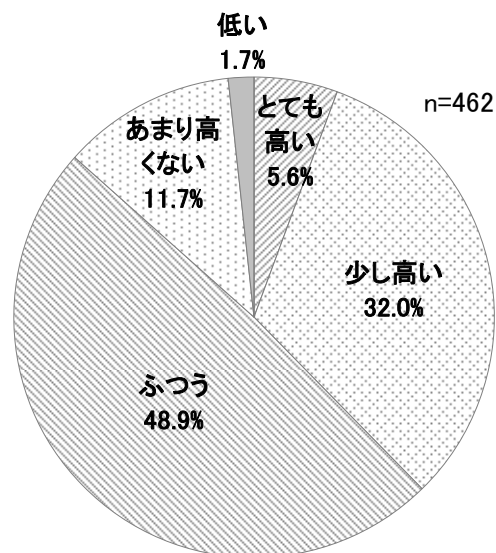
「とても評価」「少し評価」の合計は、「市民や地域」が47.9%、「市役所」が43.8%と比較的高くなっている一方で、「企業や事業者」は34.2%とやや低くなっている。



B. 環境に対する自身の意識や行動

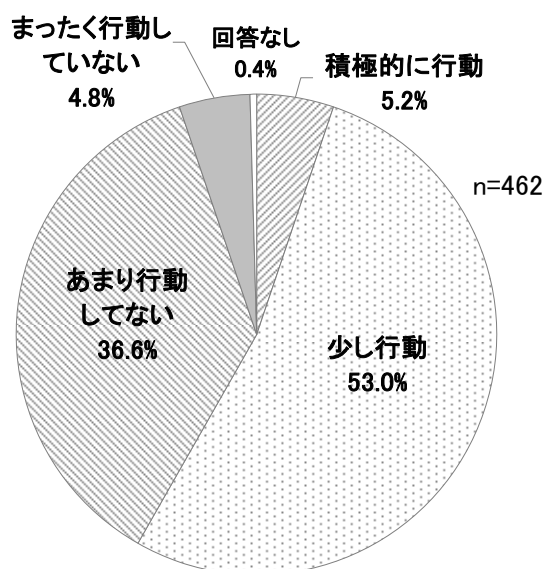
(1) 環境に対する意識

「とても高い」5.6%、「少し高い」32.0%、あわせて37.6%の人は意識が高いが、「あまり高くない」11.7%、「低い」1.7%、あわせて13.4%の人は意識が高くないと回答している。



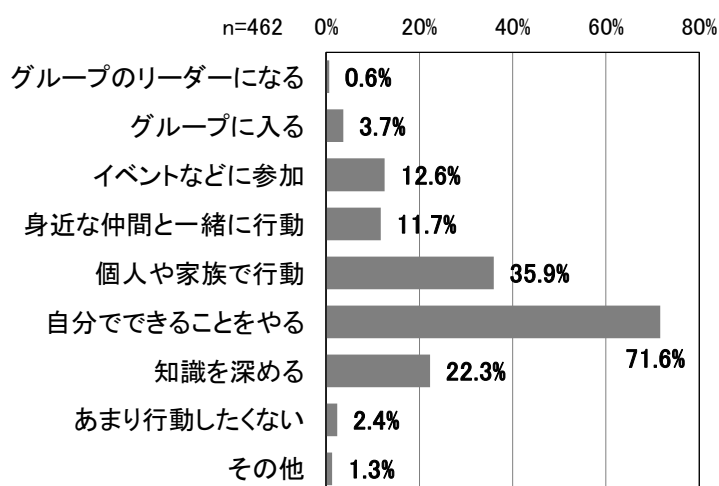
(2) 環境を守ったりよくするための行動を日頃しているか

「積極的に行動」5.2%、「少し行動」53.0%、あわせて58.2%の人は行動しているが、「あまり行動していない」36.6%、「まったく行動していない」4.8%、あわせて41.4%の人が行動していないと回答している。



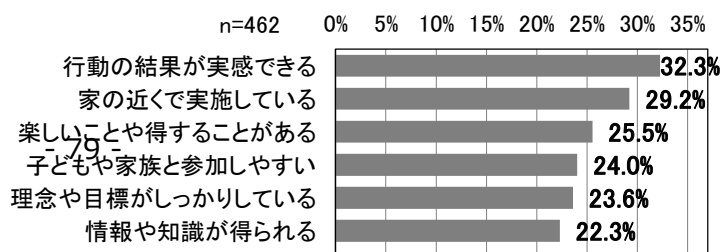
(3) 環境を守ったりよくするための行動にどのように関わっていききたいか（複数回答）

「自分でできることをやる」が71.6%と圧倒的に多く、次いで「個人や家族で行動」「知識を深める」が多くなっている。



(4) 環境に関するイベントなどに参加しようと思う条件（複数回答）

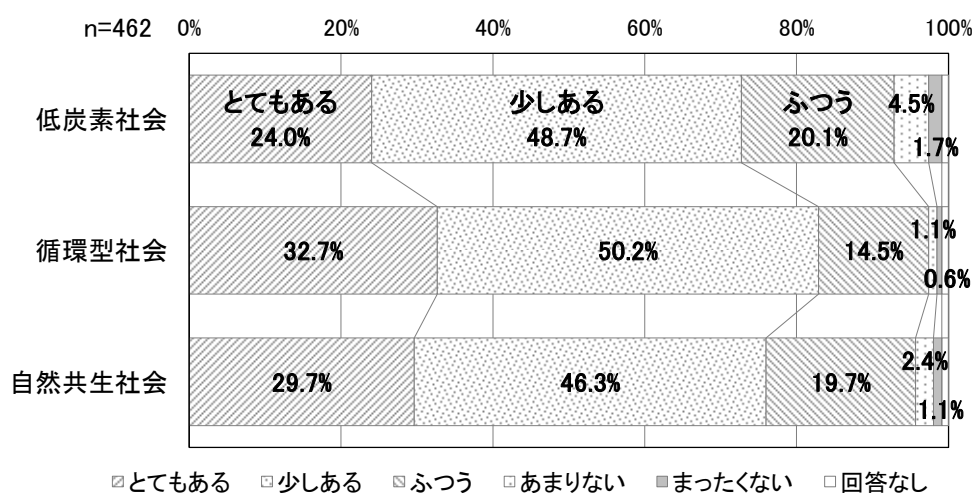
「行動の結果が実感できる」が32.3%と最も多い一方で、「家の近くで実施している」「楽しいことや得することがある」が25.5%と24.0%と高い割合で選ばれている。



得ることがある」「子どもや家族と参加しやすい」などの参加しやすさに対する回答も多い。

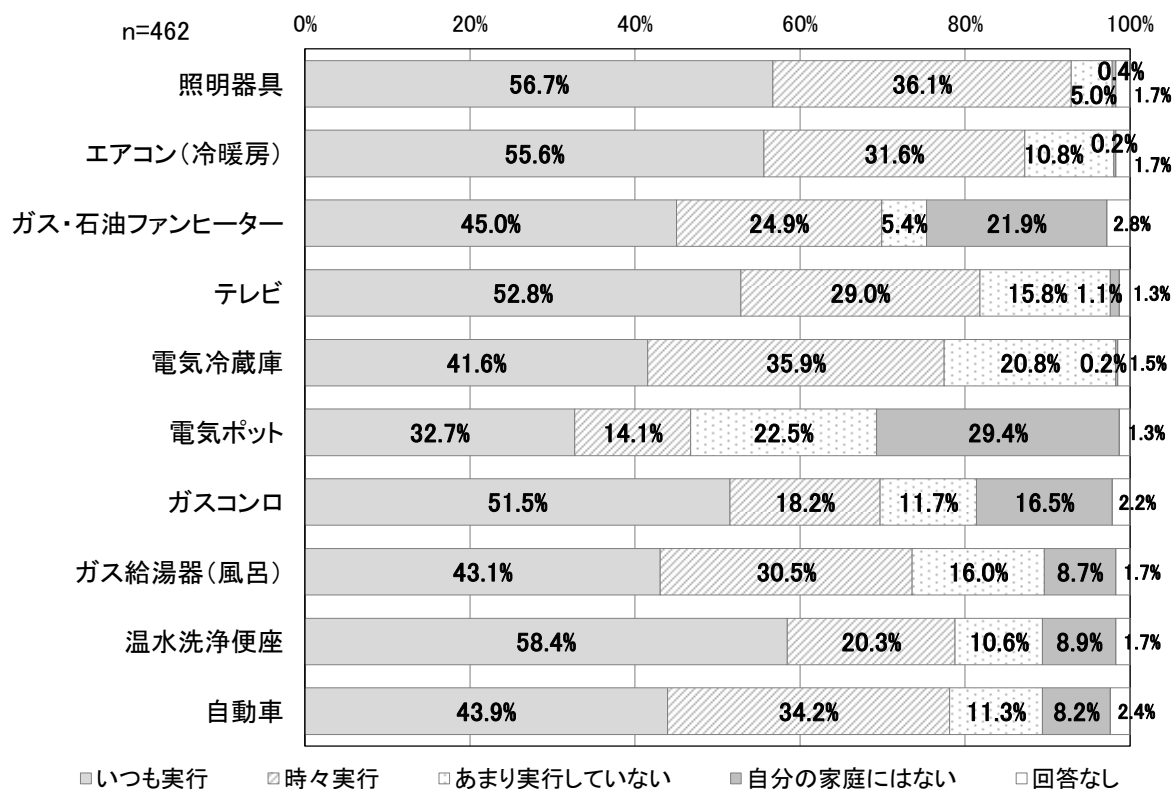
C. 環境の各テーマに関する興味・関心の有無

「とてもある」「少しある」をあわせた興味・関心の有無は、「循環型社会」が82.9%と最も多く、次いで「自然共生社会」が76.0%、「低炭素社会」が72.7%となっている。



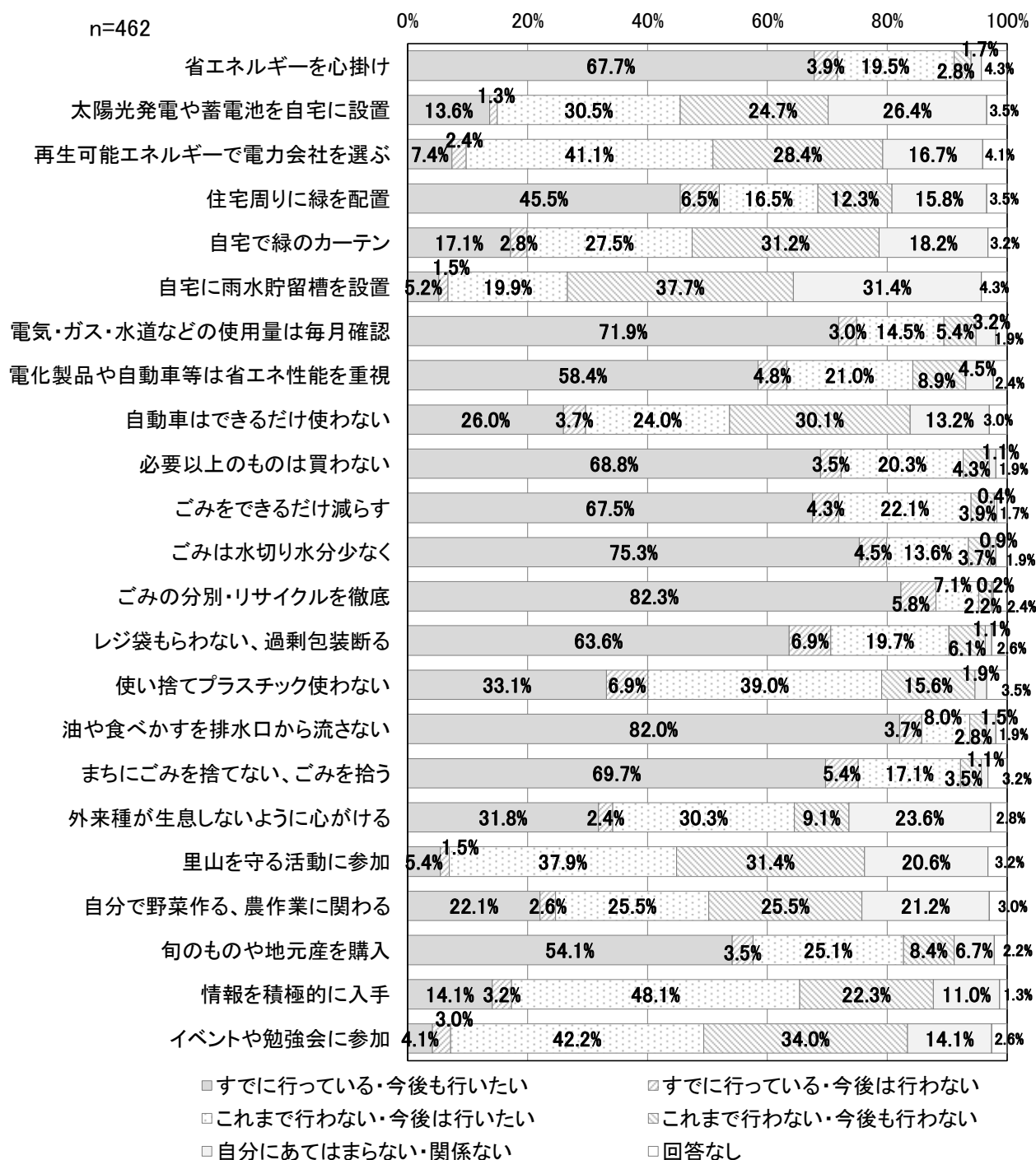
D. 日常生活における省エネ行動の実施状況

「いつも実行」「少し実行」をあわせた実行率は、「照明器具」にすることが92.8%と最も多く、次いで「エアコン（冷暖房）」が87.2%、「テレビ」が81.8%、「温水洗浄便座」が78.7%、「自動車」が78.1%、「電気冷蔵庫」が77.5%と多くなっている。



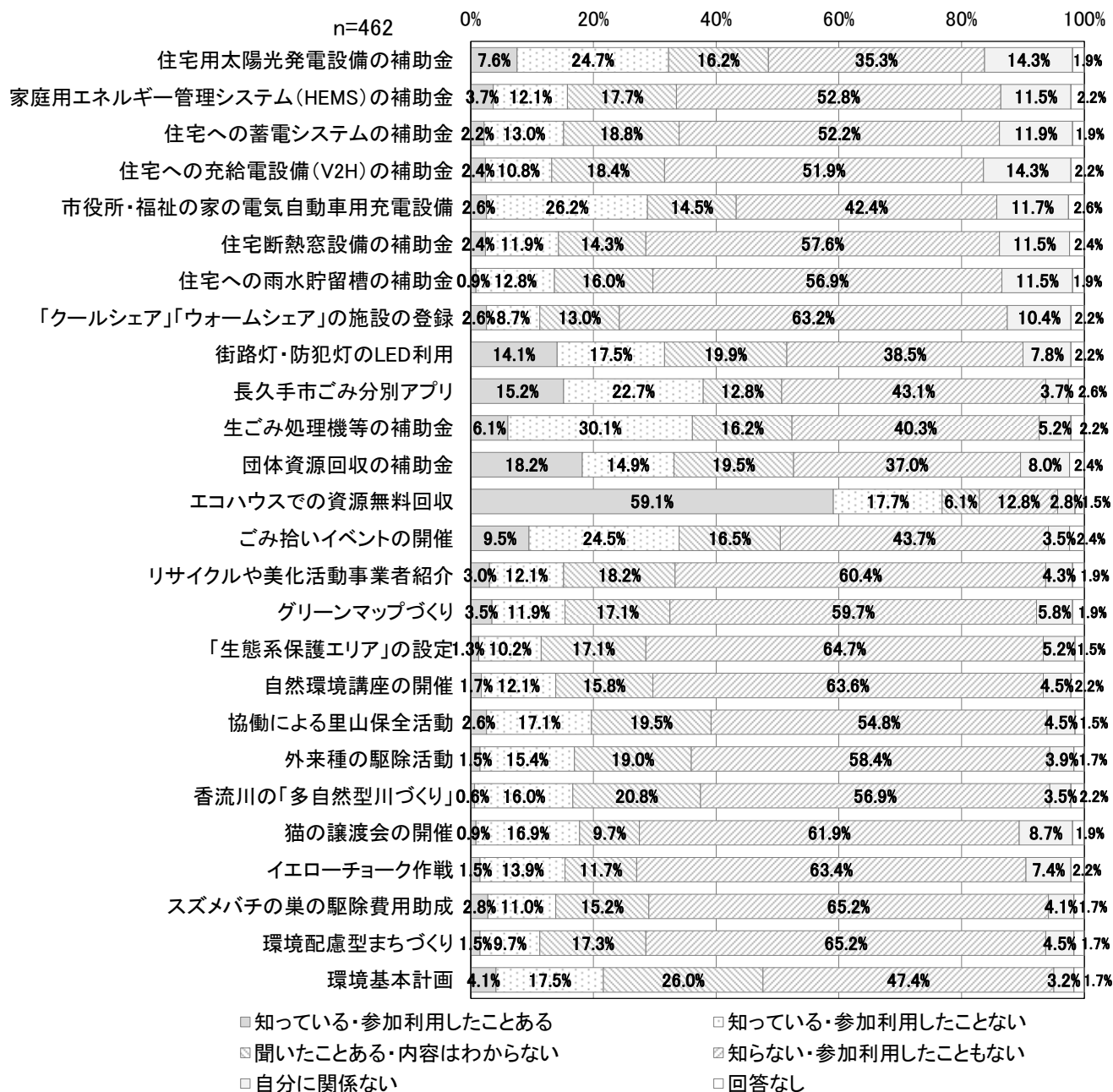
E. 環境に貢献する取組の実施状況

「すでに行っている・今後も行いたい」は「ごみの分別・リサイクルを徹底」「油や食べかすを排水口から流さない」「ごみは水切り水分を少なく」など、ごみに関することが多くなっている。また、「これまで行わない・今後は行いたい」は「自宅に雨水貯留槽を設置」「イベントや勉強会に参加」「里山を守る活動に参加」「自宅で緑のカーテン」「自動車はできるだけ使わない」が多くなっている。



F. 環境に関する長久手市役所の施策・事業の認知・利用の状況

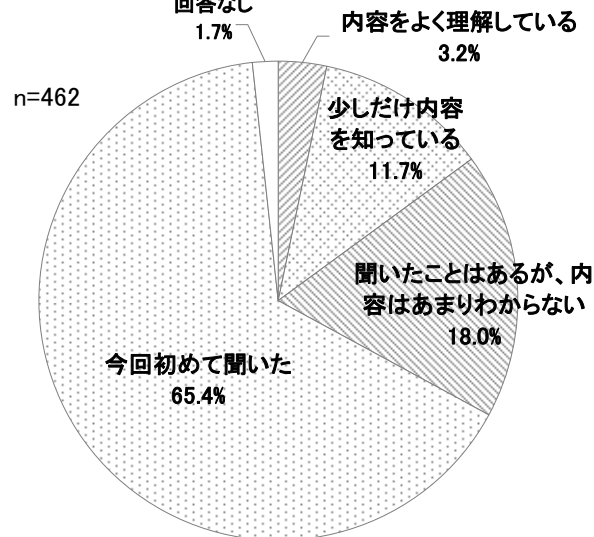
「知っている」の認知度は、「エコハウスでの無料資源回収」が76.8%と圧倒的に多く、次いで「長久手市ごみ分別アプリ」37.9%、「生ごみ処理機等の補助金」36.2%、「ごみ拾いイベントの開催」34.0%、「団体資源回収の補助金」33.1%と、ごみ関係の施策・事業が多くなっている。また、「参加利用したことがある」も「エコハウスでの無料資源回収」が59.1%と圧倒的に多く、次いで「団体資源回収の補助金」18.2%、「長久手市ごみ分別アプリ」15.2%、「街路灯・防犯灯のLED利用」14.1%が多くなっている。



G. 「SDG s」について

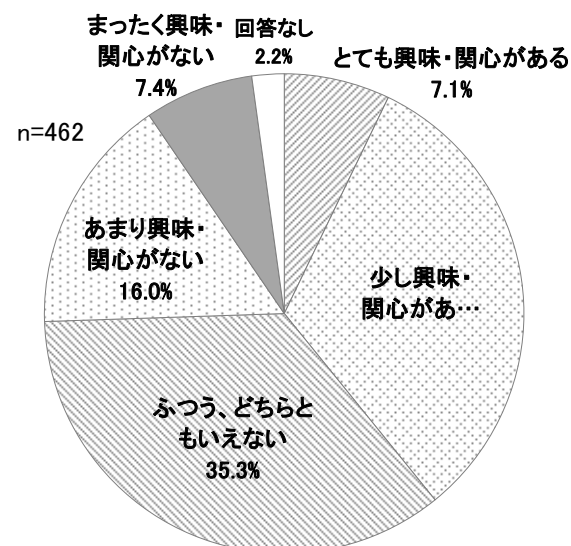
(1) SDG sの認知度

「内容をよく理解している」「少しだけ内容を知っている」をあわせて 14.9%にとまっており、「聞いたことはあるが内容はあまりわからない」は 18.0%、「今回初めて聞いた」は 65.4%と、知らない人が多くなっている。



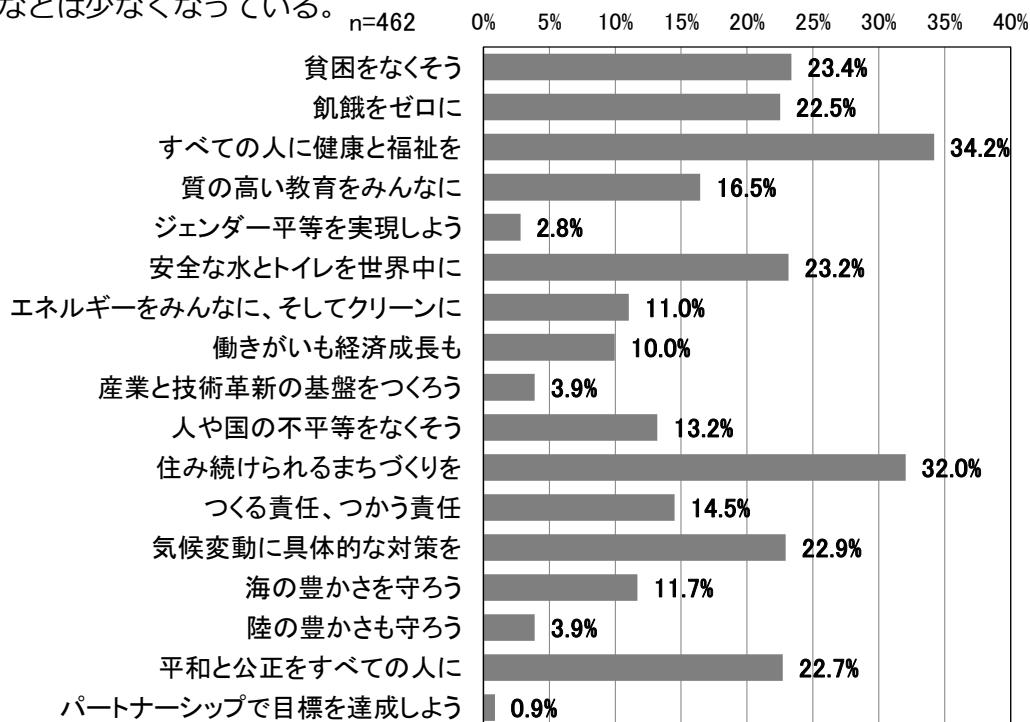
(2) SDG sへの興味・関心

「とても興味・関心がある」「少し興味・関心がある」をあわせて 39.1%であり、「今回初めて聞いた」「聞いたことはあるが内容はあまりわからない」の中でも興味・関心のある人が多いと考えられる。



(3) 17 のゴールのうち大切だと思うもの（複数回答）

「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」「安全な水とトイレを世界中に」が特に多くなっている。一方で「パートナーシップで目標を達成しよう」「ジェンダー平等を実現しよう」などは少なくなっている。



長久手の環境、地球の環境を守るためのアンケート調査 ～市民の皆さまのご協力をお願いいたします～

日頃から、長久手市政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。また、環境保全に対する取組にもご協力いただき、ありがとうございます。

平成 17 年（2005 年）にこの長久手の地で開催された「愛・地球博」は、「自然の叡智」というテーマのもと、地球的課題の解決に貢献し、自然の仕組みと調和した新しい文明を構築することを目指して行われました。長久手市ではこの理念を継承し、都市と農村・自然が共存する地域の個性を生かしながら、市民と一緒に環境を守るため、「長久手環境基本計画」を策定して、様々な取組を行っています。

現在の「長久手環境基本計画」は、平成 28 年（2016 年）に改訂していますが、その後、長久手市の環境を取り巻く状況も変化するとともに、国連において、持続可能な世界を実現するための国際目標である「SDGs」が採択され、長久手市もこの「SDGs」に向けた取組を行い、地球環境に貢献したいと考えています。

これらの動向を踏まえて、令和元年から 2 年にかけて、「長久手環境基本計画」を見直すことになりました。そして、計画の見直しに向けて、市民の皆さんの環境に対するお考えや取組の状況などについてお聞きし、計画の見直しに反映させるために、このアンケート調査を実施することになりました。

お忙しいところ恐れ入りますが、趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和元年（2019 年）8 月 長久手市長 吉田一平

- 長久手市にお住いの 16 歳以上の方から 2,000 名を抽出してお送りしています。
- この調査の結果は、「長久手環境基本計画」の策定のための資料として活用させていただきます。
- この調査は無記名で行いますので、調査票や返信用封筒には、お名前を記入しないでください。
- 皆さまの回答は、統計的に処理した上で公表させていただきます。一人ひとりの回答をそのまま公表することはしません。
- なお、7 ページには長久手市の「地方創生」に関する質問もあります。
こちらにもご回答をお願いいたします。
- 回答が終わりましたら、この用紙を返信用封筒に入れて、**8 月 20 日（火）**までに郵便ポストに投函してください。
- 内容などについて不明な点がありましたら、下記までお問合せください。
長久手市役所 くらし文化部 環境課 環境係 電話：0561-56-0612



<このアンケートにおける『環境』とは…>

現在の「長久手環境基本計画」では、下の 3 点を基本目標に掲げています。

- ★地球にやさしい「低炭素社会」の構築（省資源、省エネルギー、再生可能エネルギーなど）
- ★ものを粗末にしない・汚さない「循環型社会」の構築（ごみの減量、リサイクルなど）
- ★多様な生物が人と共存する「自然共生社会」の構築（緑や動植物の保全、外来種の駆除など）

このため、このアンケートにおける『環境』という言葉は、主に「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」に関するものを指すこととします。

【質問1】あなたは、環境に関する長久手市の状況をどのように評価していますか。(それぞれ1つだけに○)

(1) 長久手市の現在の環境

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. とてもよい環境だと思う | 2. 少しよい環境だと思う |
| 3. ふつう、どちらともいえない | 4. あまりよい環境だと思わない |
| 5. よい環境だと思わない | |

(2) 長久手市の最近の環境の変化

- | | | |
|--------------|--------------|----------|
| 1. よくなっている | 2. 少しよくなっている | 3. 変わらない |
| 4. 少し悪くなっている | 5. 悪くなっている | |

(3) 環境を守ったりよくするための長久手市民や地域の取組

- | | | |
|--------------|------------|------------------|
| 1. とても評価できる | 2. 少し評価できる | 3. ふつう、どちらともいえない |
| 4. あまり評価できない | 5. 評価できない | |

(4) 環境を守ったりよくするための長久手市の企業や事業者の取組

- | | | |
|--------------|------------|------------------|
| 1. とても評価できる | 2. 少し評価できる | 3. ふつう、どちらともいえない |
| 4. あまり評価できない | 5. 評価できない | |

(5) 環境を守ったりよくするための長久手市役所の取組

- | | | |
|--------------|------------|------------------|
| 1. とても評価できる | 2. 少し評価できる | 3. ふつう、どちらともいえない |
| 4. あまり評価できない | 5. 評価できない | |

【質問2】あなた自身のこれまでの環境に対する意識・行動はどの程度だと思いますか。(それぞれ1つだけに○)

(1) あなたの環境に対する意識

- | | | |
|---------------|------------|--------|
| 1. とても意識が高い | 2. 少し意識が高い | 3. ふつう |
| 4. あまり意識は高くない | 5. 意識は低い | |

(2) あなたの環境を守ったりよくするための行動

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 積極的に行動している | 2. 少し行動している |
| 3. あまり行動してない | 4. まったく行動していない |

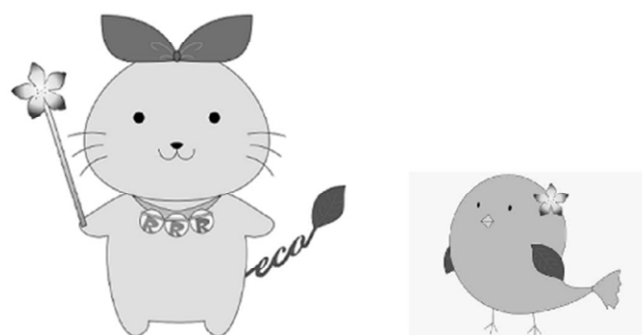
【質問3】あなたは、今後、環境を守ったりよくするための行動にどのように関わっていきたいと思いますか。

(2つまでに○)

1. 環境に関するグループなどのリーダーなどになって行動していきたい
2. 環境に関するグループなどに入って行動したい
3. イベントなどに参加して行動したい
4. 身近な仲間と一緒に行動したい
5. 個人や家族の中で行動したい
6. 自分でできることをやっていく
7. 環境に関する知識を深めたい
8. あまり行動したくない
9. その他 (_____)

【質問4】あなたが環境を守ったりよくするためのイベントやキャンペーンなどに参加しようと思うための必要な条件は何ですか。(3つまでに○)

1. 環境を保全するための理念や目標がしっかりしている
2. 行動の結果として環境がよくなったことが実感できる
3. 信頼できる企業や団体が主催している
4. 長久手市や愛知県などの行政が関わっている
5. 知っている人が関わっている
6. 家の近くで実施している
7. 自分一人だけでも行動できる
8. 行動に参加すると楽しいことや得することがある
9. 他の人に認めてもらえる、ほめてもらえる
10. いろいろな人とつながったり、出会ったりできる
11. 環境に関する情報や知識が得られる
12. 子どもや家族と一緒に参加しやすい
13. その他 (_____)



長久手市ごみ減量キャラクター「あすりー」「すいっとり」

【質問5】下の各分野に対して、あなたはどの程度の興味や関心がありますか。(それぞれ1つだけに○)

(1) 低炭素社会の実現(地球温暖化の防止、省エネルギー、再生エネルギーなど)

- | | | |
|----------------|-----------------|------------------|
| 1. とても興味・関心がある | 2. 少し興味・関心がある | 3. ふつう、どちらともいえない |
| 4. あまり興味・関心がない | 5. まったく興味・関心がない | |

(2) 循環型社会の実現(ごみ減量、リサイクル、プラスチック排出抑制、食品ロス削減など)

- | | | |
|----------------|-----------------|------------------|
| 1. とても興味・関心がある | 2. 少し興味・関心がある | 3. ふつう、どちらともいえない |
| 4. あまり興味・関心がない | 5. まったく興味・関心がない | |

(3) 自然共生社会の実現(緑・湿地・動植物の保全、生物多様性、外来種の侵入防止など)

- | | | |
|----------------|-----------------|------------------|
| 1. とても興味・関心がある | 2. 少し興味・関心がある | 3. ふつう、どちらともいえない |
| 4. あまり興味・関心がない | 5. まったく興味・関心がない | |

【質問6】あなたの家庭において、下に掲げる省エネの取組を日ごろしていますか。

((1)～(10)について、それぞれ1つずつに○)

	いつも実行している	時々実行している	あまり実行していない	自分の家庭にはない
(1) 照明器具 (省エネ型の電球・LEDに替える、必要な時だけつける、など)	1	2	3	4
(2) エアコン(冷房・暖房) (温度調整に配慮している、必要な時だけつける、など)	1	2	3	4
(3) ガス・石油ファンヒーター (温度調整に配慮している、必要な時だけつける、など)	1	2	3	4
(4) テレビ (見ない時は消す、省エネモードにしている、など)	1	2	3	4
(5) 電気冷蔵庫 (詰め込みすぎない、無駄に開閉しない、設定温度を適切に、など)	1	2	3	4
(6) 電気ポット (長時間使用しないときはプラグを抜く、など)	1	2	3	4
(7) ガスコンロ (炎が鍋底からはみ出さないように調節する、など)	1	2	3	4
(8) ガス給湯器(お風呂) (シャワーを流したままにしない、入浴間隔はあけない、など)	1	2	3	4
(9) 温水洗浄便座 (設定温度を低くする、使わないときはフタをしめる、など)	1	2	3	4
(10) 自動車 (ふんわりアクセル、アイドリングストップなどのエコドライブ、など)	1	2	3	4

((1) ~ (23) について、それぞれ1つずつに○)

	自分にはあてはまらない 関係ないことである	これまで行ったことがなく 今後も行いたいと思わない	これまで行ったことはないが 今後は行いたいと思う	すでに行っているが 今後は行いたいと思わない	すでに行っている 今後も行いたいと思う
<低炭素社会の実現>					
(1) 省エネルギーを心掛けている	1	2	3	4	5
(2) 太陽光発電や家庭用蓄電池を自宅に設置している	1	2	3	4	5
(3) 再生可能エネルギーの比率で電力会社を選んでいる	1	2	3	4	5
(4) 住宅の周りは積極的に緑を配置している	1	2	3	4	5
(5) 自宅で緑のカーテンを行っている	1	2	3	4	5
(6) 自宅に雨水貯留槽を設置している	1	2	3	4	5
(7) 電気・ガス・水道などの使用量は毎月確認する	1	2	3	4	5
(8) 電化製品や自動車等は省エネ性能を重視して選ぶ	1	2	3	4	5
(9) 自動車はできるだけ使わない	1	2	3	4	5
<循環型社会の実現>					
(10) 必要以上のものは買わない	1	2	3	4	5
(11) ごみをできるだけ減らす	1	2	3	4	5
(12) ごみは水切りしたり、水分を少なくして出す	1	2	3	4	5
(13) ごみの分別・リサイクルを徹底している	1	2	3	4	5
(14) レジ袋はもらわない、過剰な包装は断る	1	2	3	4	5
(15) 使い捨てのプラスチックを使わない	1	2	3	4	5
(16) 油や食べかすを排水口から流さない	1	2	3	4	5
(17) まちにごみを捨てない、まちのごみを拾う	1	2	3	4	5
<自然共生社会の実現>					
(18) 外来種が生息しないように心がけている	1	2	3	4	5
(19) 里山を守るための活動に参加している	1	2	3	4	5
(20) 自分で野菜などを作っている、農作業に関わっている	1	2	3	4	5
(21) 旬のものや地元産のものを購入するようにしている	1	2	3	4	5
<その他・全体>					
(22) 環境に関する情報を積極的に入手している	1	2	3	4	5
(23) 環境に関するイベントや勉強会に参加している	1	2	3	4	5

その他、あなたが日ごろ取り組んでいる環境のための行動がありましたら、お書きください。

--

【質問8】あなたは、長久手市が行っている下の取組について知っていますか、また、利用したり活用したりしたことはありますか。

((1)～(26)について、それぞれ1つずつに○)

	知っている 参加したり利用したことがある	知っているが 参加したり利用したことはない	聞いたことはあるが 内容はよくわからない	知らない 参加したり利用したこともない	自分には関係ないことである
<低炭素社会の実現>					
(1) 住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助金	1	2	3	4	5
(2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）の設置に対する補助金	1	2	3	4	5
(3) 住宅への蓄電システムの設置に対する補助金	1	2	3	4	5
(4) 住宅への電気自動車等の充電設備（V2H）の設置に対する補助金	1	2	3	4	5
(5) 市役所・福祉の家への電気自動車用充電設備の設置	1	2	3	4	5
(6) 住宅の断熱窓設備の設置に対する補助金	1	2	3	4	5
(7) 住宅への雨水貯留槽の設置に対する補助金	1	2	3	4	5
(8) 「クールシェア」「ウォームシェア」の施設の登録	1	2	3	4	5
(9) 街路灯や防犯灯におけるLED電球の利用	1	2	3	4	5
<循環型社会の実現>					
(10) 「長久手市ごみ分別アプリ」の配信	1	2	3	4	5
(11) 生ごみ処理機等の購入に対する補助金	1	2	3	4	5
(12) 子ども会などの団体の資源回収に対する補助金	1	2	3	4	5
(13) ながくてエコハウスでの資源の無料回収	1	2	3	4	5
(14) 「愛・N クリーン」等のごみ拾いイベントの開催	1	2	3	4	5
(15) リサイクルや美化活動に取り組む事業者の紹介	1	2	3	4	5
<自然共生社会の実現>					
(16) 小学生と大学生によるグリーンマップづくり	1	2	3	4	5
(17) 貴重な生き物を守る「生態系保護エリア」の設定	1	2	3	4	5
(18) 自然環境講座の開催	1	2	3	4	5
(19) 市民協働による里山の保全活動	1	2	3	4	5
(20) 外来種の動植物を駆除する活動	1	2	3	4	5
(21) 香流川の「多自然型川づくり」による整備	1	2	3	4	5
<その他・全体>					
(22) 猫の新しい飼い主を探すための譲渡会の開催	1	2	3	4	5
(23) 犬のフン対策としてのイエローチョーク作戦	1	2	3	4	5
(24) スズメバチの巣の駆除費用に対する助成	1	2	3	4	5
(25) 公園西駅周辺における「環境配慮型まちづくり」	1	2	3	4	5
(26) 長久手市が「環境基本計画」を作っていること	1	2	3	4	5

【質問 9】「SDG s」についてお聞きします。

<SDG s とは・・・>

SDG s（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは国だけではなく、地方自治体、企業、市民など、様々な主体が積極的に取り組んでいます。



(1) あなたは「SDG s」について知っていますか。(1つだけに○)

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 1. 内容をよく理解している | 2. 少しだけ内容を知っている |
| 3. 聞いたことはあるが、内容はあまりわからない | 4. 今回初めて聞いた |

(2) あなたは「SDG s」について興味・関心がありますか。(1つだけに○)

- | | | |
|----------------|-----------------|------------------|
| 1. とても興味・関心がある | 2. 少し興味・関心がある | 3. ふつう、どちらともいえない |
| 4. あまり興味・関心がない | 5. まったく興味・関心がない | |

(3) 「SDG s」には世界共通の17のゴール（目標）が定められています。17のゴールのうち、あなたが大切だと思うものは何ですか。(3つまでに○)

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 2. 飢餓をゼロに |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 4. 質の高い教育をみんなに |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 6. 安全な水とトイレを世界中に |
| 7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに | 8. 働きがいも経済成長も |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 11. 住み続けられるまちづくりを | 12. つくる責任、つかう責任 |
| 13. 気候変動に具体的な対策を | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 15. 陸の豊かさを守ろう | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 17. パートナリーシップで目標を達成しよう | |

【質問 10】長久手市や地球全体の環境を守ることに对你るご意見・ご提案がありましたら、お書きください。

【質問 15】最後に、あなた自身について教えてください。(それぞれ1つだけに○)

(1) 性別

1. 男	2. 女	3. その他
------	------	--------

(2) 年齢

1. 19歳以下	2. 20～29歳	3. 30～39歳	4. 40～49歳
5. 50～59歳	6. 60～69歳	7. 70～79歳	8. 80歳以上

(3) 仕事などの状況 (いくつか該当する方は、最も中心となるものに○をつけてください)

1. 勤めている	2. 自分で仕事をしている	3. 高校生	4. 大学生
5. 家事	6. 無職	7. その他 (_____)	

(4) お住いの場所の小学校区

1. 長久手小学校区	2. 西小学校区	3. 東小学校区
4. 北小学校区	5. 南小学校区	6. 市が洞小学校区
7. わからない (字・町名をお書きください _____)		

(5) 同居している家族などの状況 (アからオについて、それぞれ、1または2のどちらかに○)

ア) 小学校入学前の子ども	1. 同居家族にいる	2. 同居家族にいない
イ) 小学生	1. 同居家族にいる	2. 同居家族にいない
ウ) 中学生	1. 同居家族にいる	2. 同居家族にいない
エ) 65歳以上の人	1. 同居家族にいる	2. 同居家族にいない
オ) ひとり暮らし	1. ひとり暮らしである	2. 同居人がいる

(6) 現在住んでいる住宅の種類

1. 持ち家の戸建	2. 持ち家のマンション	3. 賃貸住宅
4. 寮・社宅・施設	5. その他 (_____)	

(7) 長久手市に住んでいる年数 (一度転出した人は、合計の年数)

1. 1年未満	2. 1～5年	3. 5～10年
4. 10～20年	5. 20～30年	6. 30年以上

これでアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

この用紙を返信用封筒に入れて、**8月20日(火)**までに郵便ポストに投函してください。

3. 計画の策定経過

計画の策定にあたっては、市民アンケートを実施したほか、長久手市環境審議会、市民ワークショップ、職員ワークショップでの検討を行い、計画の最終案に対してはパブリックコメントを実施しました。計画の策定経過は以下の通りです。

年	月日	取組	議題・内容等
令和元年 (2019)	7月25日	市長から環境審議会会長へ諮問	・ 諮問
	7月26日	令和元年度 第1回環境審議会 (委員12人出席)	・ 基本計画の策定における諮問について
	7月27日	キックオフイベント(中止) 白熱!カードゲームでSDGs!!	・ 台風の接近が予想されたため、11月9日に延期
	8月1日 ～20日	市民アンケート	・ 16歳以上の長久手市民2,000人 ・ 有効回答数462人(回答率23.1%)
	8月21日	第1回市民ワークショップ ～長久手の環境を学ぶ見学会1～ (参加17人)	・ ごみ処理施設 晴丘センターの見学 ・ ワークショップ「私にもできるごみの減量化・資源化」
	9月15日	第2回市民ワークショップ ～長久手の環境を学ぶ見学会2～ (参加20人)	・ 生態系保護エリア東山の谷津田の見学 ・ ワークショップ「生態系の保全に向けて私にもできること」
	9月24日	SDGsカードゲーム(職員対象) (参加31人)	・ SDGsを体感的に学ぶことができるカードゲーム「2030SDGs」を実施
	10月29日	第1回若手職員ワークショップ (参加者13人)	・ 長久手市の目指す環境目標を考えよう
	11月9日	白熱!カードゲームでSDGs!! (一般対象/参加29人)	・ SDGsを体感的に学ぶことができるカードゲーム「2030SDGs」を実施
	11月10日	ながくて市民まつり (参加120人)	・ SDGsサテライトブース「SDGsで〇×クイズ」
	11月30日	第3回市民ワークショップ ～長久手の環境を学ぶ見学会3～ (参加31人)	・ とよたエコフルタウン・ガイドツアー ・ ワークショップ「温室効果ガスの排出抑制に向けて私にもできること」
	12月12日	第2回若手職員ワークショップ (参加者12人)	・ 長久手市の環境対策の取組みを考えよう
	12月16日	環境審議会 作業部会ワークショップ (委員10人出席)	・ 将来に向けて長久手が取り組むべきアイデアを出し合おう!
令和2年 (2020)	1月25日	第4回市民ワークショップ ～長久手の環境を学ぶ見学会4～ (参加29人)	・ IKEA長久手サステナビリティツアー ・ ワークショップ「サステナビリティってなんだろう」
	2月10日	第3回若手職員ワークショップ (参加者12人)	・ 環境の重点プロジェクトを考えよう
	5月15日	令和2年度 第1回環境審議会 ※新型コロナウイルス感染予防のため書面開催	・ 第4次長久手市環境基本計画の基本方針案について
	6月22日	環境審議会 作業部会ワークショップ (委員12人出席)	・ 2025年までの重点的取組を考える
	7月29日	令和2年度第2回環境審議会 (委員13人出席)	・ 第4次長久手市環境基本計画骨子案について
	9月24日	令和2年度第3回環境審議会 (委員14人出席)	・ 第4次長久手市環境基本計画素案について
令和3年	1月15日	パブリックコメント説明会	・ 第4次長久手市環境基本計画素案に

年	月日	取組	議題・内容等
		パブリックコメントの募集 (1月15日～2月15日)	対する意見を募集
	3月12日	令和2年度 第4回環境審議会 ※新型コロナウイルス感染予防の ため書面開催	・第4次長久手市環境基本計画(案) について ・第4次長久手市環境基本計画の答申 について
	3月26日	長久手市環境審議会会長から市長 へ答申	・答申

(1) 長久手市環境審議会

長久手市環境審議会は、長久手市環境基本条例（平成 12 年 3 月 29 日条例第 16 号）第 13 号の規定に基づき設置しています。

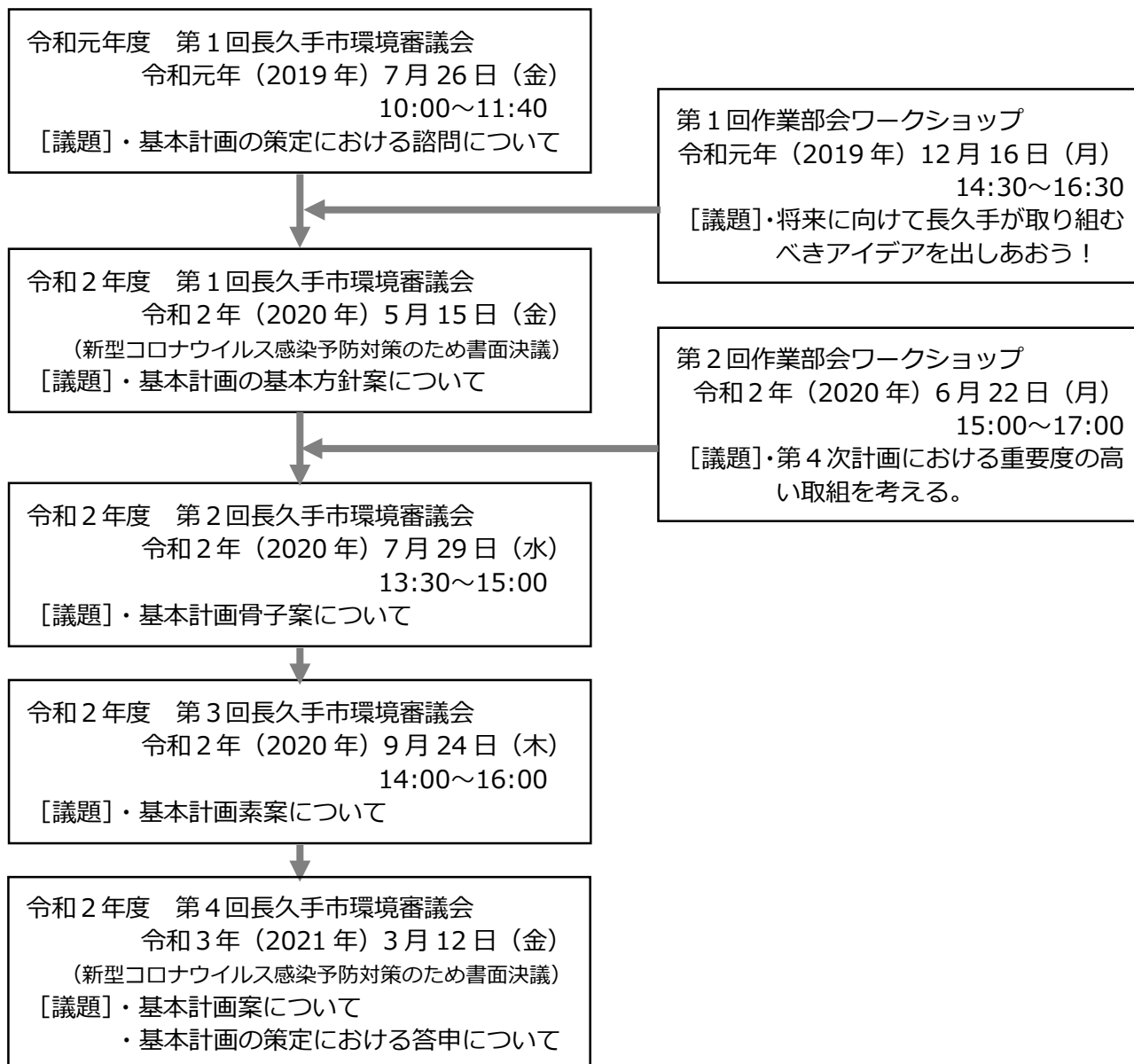
本計画の策定に関しては、令和元年度に 1 回、令和 2 年度に 4 回の審議会を開催しました。また、審議会の作業部会ワークショップを 2 回開催しました。

環境審議会委員名簿

(敬称略)

職名	分野区分	氏名	所属・役職
会長	学識経験者	成田 暢彦	愛知学院大学 非常勤講師
委員	学識経験者	長谷川 明子	公益財団法人 日本生態系協会 評議員
委員	学識経験者	石橋 健一	愛知学院大学 教授（令和 2 年度）
委員	学識経験者	増田 理子	名古屋工業大学 教授（令和 2 年度）
委員	学識経験者	小島 祥美	愛知淑徳大学 准教授（令和元年度）
委員	企業	廣田 賢一	日東工業株式会社
委員	企業	三宅 俊成	あいち尾東農業協同組合（令和 2 年度）
委員	企業	水野 正人	あいち尾東農業協同組合（令和元年度）
委員	企業	森田 直美	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス(PPIH)
委員	企業	荒川 俊史	株式会社豊田中央研究所（令和 2 年度）
委員	企業	奥村 公平	株式会社豊田中央研究所（令和元年度）
委員	企業	森 広幸	ホーユー株式会社（令和 2 年度）
委員	企業	近藤 久喜	ホーユー株式会社（令和元年度）
委員	企業	Peter Heintl	IKEA 長久手（令和 2 年度）
委員	企業	鶴見 紘二	イオンモール長久手（令和 2 年度）
副会長	各種団体	岩渕 準	NEXPO（長久手・万博継承会）
委員	各種団体	水岡 恵子	長久手湿地保全の会
委員	各種団体	吉田 弘美	長久手市商工会（令和 2 年度）
委員	各種団体	三浦 肇	長久手市商工会（令和元年度）
委員	住民代表	森山 輝久	公募委員
委員	住民代表	青木 幸子	公募委員（令和 2 年度）
委員	住民代表	山本 富士子	公募委員（令和元年度）

計画策定にあたっての審議の経緯



審議会の様子



(2) 市民ワークショップ

市民に長久手市の環境施策を知ってもらい、その上で、市民目線で「着実な環境行動」につなげていくためのアイデアや実践方法についての意見を出し合いました。

市民ワークショップ開催の経緯

キックオフイベント 白熱！カードゲームでSDGs!!

令和元年（2019年）7月27日（土）※台風接近のため延期（11月9日開催）

第1回市民ワークショップ（ごみ編）

～晴丘センター見学会～

令和元年（2019年）8月21日（水）

- ・ごみ処理施設「晴丘センター」を見学し、ごみの行く末、ごみの分別や減量の大切さを学びました。
- ・後半のグループワークでは、今取り組んでいること、これから取り組んでいきたいことについて意見を出し合いました。



第2回市民ワークショップ（自然編）

～東山の谷津田の見学会～

令和元年（2019年）9月15日（日）

- ・東山の谷津田を見学し、昔ながらの水田や水路に棲んでいる多様な生き物について学びました。
- ・生物多様性の恵みを享受していくために、私たちにできることについて話し合いました。



白熱！カードゲームでSDGs!!

令和元年（2019年）11月9日（土）

- ・長久手市の環境を考えていくことは、世界のどこかの何かしらの問題を解決できるということを体感していただくために、世界中が取り組む目標 SDGs のカードゲーム「2030SDGs」を行いました。



第3回市民ワークショップ（低炭素編）

～とよたエコフルタウンガイドツアー～

令和元年（2019年）11月30日（土）

- ・「とよたエコフルタウン」のガイドツアーに参加しました。
- ・「とよたエコフルタウン」とは、環境モデル都市に選定されている豊田市が、次世代の環境技術などを集約し、無理な





第4回市民ワークショップ（企業編）

～IKEA 長久手サステナビリティツアー～

令和2年（2020年）1月25日（土）

- ・2015年にオープンした IKEA 長久手をたずね、持続可能な未来に向けたイケアの取組を学びました。
- ・イケアはサステナビリティ（持続可能性）を経営理念として掲げる先進企業として有名です。市民の皆さんの期待・関心も高く、定員を大きく上回る応募がありました。



みんなで作る ながくてSDGsの森



(3) 職員向けワークショップ

行政職員の立場から、長久手市の目指す環境像を考えながら、その実現に向けた取組や市民や行政の環境配慮の率先行動を考える機会を作るため、職員研修の一環としてワークショップを開催しました。

導入編 2030の世界を創る! 国連が全会一致で採択したSDGsをゲームで体験する

令和元年(2019年)9月24日(火)

第1回 ワークショップ「長久手市の目指す環境目標を考えよう!」

令和元年(2019年)10月29日(火)

- ・長久手市の環境のよい点・悪い点を話し合ったのち、「こんな環境になったいいなあ!」長久手市の環境目標を考えました。

第2回 ワークショップ「長久手市の環境対策の取組を考えよう!!」

令和元年(2019年)12月12日(木)

- ・地球温暖化対策チーム、廃棄物対策チーム、生物多様性対策チームの3チームに分かれ、環境対策の取組を考えました。

第3回 ワークショップ「長久手市の環境の重点プロジェクトを考えよう!」

令和2年(2020年)2月10日(月)

- ・第2回ワークショップのアイデアをもとに作成した事前課題を持ち寄り、3つのチームに分かれ、今後重点的に取り組むべきプロジェクトを検討しました。

(4) 市民向け啓発イベント

2019 ながくて市民まつりに、「SDGs サテライトブース」を出展し、SDGsに関する〇×クイズを出題しました。

第4次長久手市環境基本計画は「SDGsの考え方を取り入れる」としており、クイズを通じて、市民一人ひとりにSDGsの意識付けを行いました。



第 4 次長久手市環境基本計画

2021（令和 3）年度～2030（令和 12）年度

令和⁸~~3~~年 3 月（改訂版）

編集・発行 長久手市（くらし文化部環境課）

長久手市岩作城の内 60 番地 1

電話 0561-63-1111（代表）

ホームページ <https://www.city.nagakute.lg.jp/>

電子メール kankyo@nagakute.aichi.jp